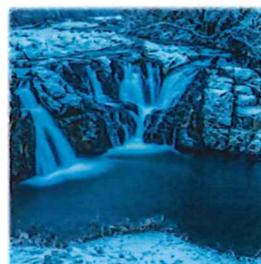
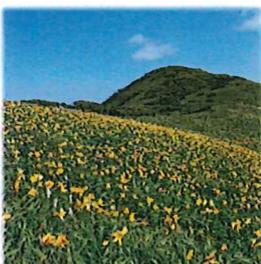
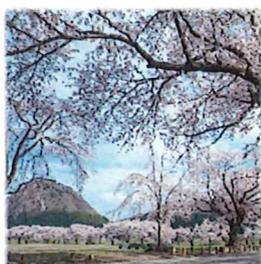


第2期大仙市住生活基本計画

～誰もがいつでも安心して暮らすことのできる大仙の住まいづくり～

令和3年度～令和12年度

<中間見直し>



令和8年3月

秋田県大仙市

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	上位・関連計画の整理	2
第3章	大仙市住生活基本計画の検証	9
第4章	住生活をめぐる現状と課題	13
1	人口減少と高齢化の進行	13
2	大仙市の住宅の特徴	15
3	市民アンケート結果	27
4	大仙市における課題	28
第5章	基本方針と基本目標	30
第6章	施策の推進	31
第7章	計画の実現に向けて	38
別紙1	住宅性能水準	
別紙2	最低居住面積水準	
別紙3	誘導居住面積水準	
別紙4	市民アンケート結果	

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、国や地方公共団体などの責務を明らかにした住生活基本法が平成18年に制定されました。

国においては、同じ年に、住生活基本法に基づき、住宅政策の方向性を国民に分かりやすく示した住生活基本計画（全国計画）が策定され、見直しを行いながら、この計画に基づき施策が推進されています。

秋田県においては、住生活基本計画（全国計画）を踏まえ、平成19年に秋田県住生活基本計画を策定し、その後、平成23年、平成28年の住生活基本計画（全国計画）の見直しを踏まえ、計画を見直しし、施策を推進しています。

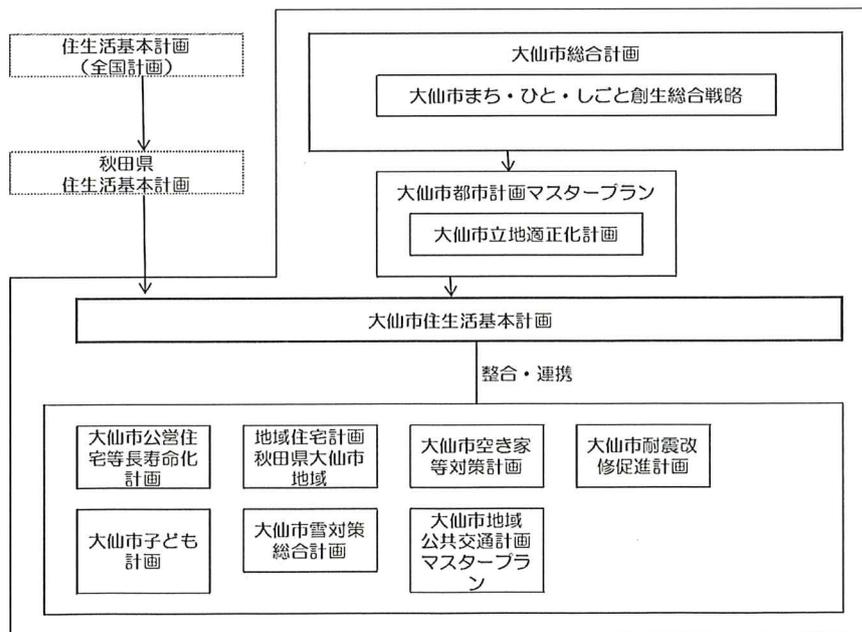
大仙市においては、平成23年に、安全で安心して暮らせる住まいづくり・まちづくりの推進、少子高齢化への対応の充実、既存住宅ストックの維持管理や活用、定住促進のための魅力ある居住環境整備の実現のために、平成23年度から令和2年度までを計画期間とした大仙市住生活基本計画を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

この計画について、施策の効果検証を行い、住生活の現状と課題、市民アンケート結果などを踏まえながら、本市の特性に応じた豊かな住生活の実現に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月、第2期大仙市住生活基本計画（以下、「本計画」という。）を策定し、住生活に資する取り組みを行ってきました。

今回は、本計画における中間年度として、見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は「大仙市総合計画」「大仙市都市計画マスタープラン」を上位計画とする、市の住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、市の住生活を巡る課題を設定し、施策の方向性を提示した計画です。



3. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第2章 上位・関連計画の整理

1. 第2次大仙市総合計画（抄）

策定主体	大仙市
策定年次	平成28年3月
計画期間	平成28年度～令和7年度

第1編 総論

■将来都市像

「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」
～こころをつなぎ 希望にみちた未来の創造へ～

■3つの基本理念

- 生き生きと生活し働くことのできる活力と創造にみちたまち
- ともに助け合い支え合う安全・安心のまち
- 豊かな人材と生活環境が整った魅力あるまち
 - ・魅力ある生活環境を整えるためには、四季折々に美しい表情を見せる豊かな自然と、市民に安全・安心で快適な暮らしを提供する生活基盤の整備との調和が必要です。市民一人一人の共有財産である豊かな自然を保全しつつ、市民ニーズに対応した都市整備を実施することによって、魅力と利便性に富んだまちを目指します。

■計画の推進に係る4つのキーワード

- ①少子化・人口減少対策
- ②大仙らしさ（地域資源）の活用
- ③地域のひとづくり
- ④だいせんライフの確立と発信

■5つの施策の柱

- 第1節 魅力ある産業のまちを創ります！ ～産業振興・雇用など～
- 第2節 みんなの元気を応援します！ ～出会い・結婚・子育て、健康・福祉など～
- 第3節 住みよいまちを築きます！ ～安全・安心、都市整備など～
- 第4節 豊かな心と創造力を育みます！ ～教育、生涯学習、芸術・文化など～
- 第5節 時代に合った地域を創ります！
～地域社会の維持・活性化、市民との協働、行財政運営など～

第2編 各論

2. 各論の構成

- 第3節 住みよいまちを築きます！ ～安全・安心、都市整備など～
 - 3-3 雪対策の強化
 - 3-3-2 総合的な雪対策の推進
 - ①雪に関する市民意識の醸成
 - ②共助（新たな担い手）による雪対策の確立
 - ③雪に対するセーフティネットの整備・充実
 - ④利雪・親雪などの雪を利活用した取り組みの推進
 - 3-4 空き家対策の推進
 - 3-4-1 空き家の適正管理と利活用の推進
 - ①危険な空き家に対する取り組みの推進
 - ②活用可能な空き家情報の提供と周知の推進
- 3-1 1 住環境、公園、緑地の整備
 - 3-1 1-1 住宅の整備
 - ①市営住宅の管理・整備
 - ②環境に配慮した住宅等の推進
 - ③自然災害に強い住宅の推進
 - ④若者等に対する住環境整備の推進

2. 大仙市人口ビジョン（抄）

策定主体	大仙市
策定年次	平成28年3月策定、令和2年3月改訂
対象期間	令和47年まで

I はじめに

1 人口ビジョンの位置付け

本市における人口の現状を分析し、人口の現状や動向を市民の皆さんと共有するとともに、国の長期ビジョン及び秋田県人口ビジョンを勘案しつつ、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものとします。

III 人口の将来展望

1 将来展望に必要な調査・分析

(1) 転出者に対する移住や市の将来に関するアンケート

(エ) 大仙市に関する意識・希望

- ・住みやすいと感じた理由としては、自然の多さやまちの安全が挙げられています。
- ・一方で、住みにくいと感じた理由としては、通勤、通学、買い物などの日常生活の不便さを挙げる回答が多くなっています。

(2) 高校生等に対する進学・就職等に関するアンケート

(オ) 大仙市に対する意識・イメージ

- ・大仙市に住む条件として、魅力的な職場や学校の存在、交通の利便性が挙げられています。

2 目指すべき将来の方向

(2) 取組の方向性

少子高齢化・人口減少社会にあっても、地域のすみずみまで元気なまちづくり、住み良さを実感でき、将来に希望が持てるまちづくりに向け、次の3つの方向に基づき取組を進めていきます。

① 社会減の抑制

世代の観点では、高校・大学進学を機に流出した層のAターンを一層促進するような就労・生活環境の整備を促進します。

② 自然減の抑制

③ 持続可能な地域づくり

3 人口の将来展望

(2) 目標人口

- ・令和47年（2065年）に4万2千人を確保することを目標人口とします。

IV おわりに

人々が故郷に住み、働き、安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりにつながる取組を重層的に展開する必要があることに加え、今後人口が大きく減少しても、それに耐え得るまちづくり、そして、今後一定期間増加が見込まれる高齢者の方々を含め、市民一人ひとりが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めることが大切です。

3. 第2期大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略（抄）

策定主体	大仙市
策定年次	令和2年3月
対象期間	令和2年度～令和7年度

第2章 基本方針と基本目標

(4) 基本目標

- 基本目標1 だいせんの未来を拓く地域産業の振興と新産業を育むまちづくり
- 基本目標2 魅力にあふれ愛着と誇りが持てる新たな人の流れを生むまちづくり
- 基本目標3 結婚・出産の希望をかなえ子育てに喜びと安心を感じられるまちづくり
- 基本目標4 地域の生活を守り未来につなぐ元気あふれる地域づくり

第3章 重点施策と基本目標

(2) 施策の体系

基本目標	戦略パッケージ	具体的施策
基本目標2	(1) 移住・定住とAターンの促進	①大仙市移住・定住促進アクションプランの推進 ②若者を中心としたAターンの促進 ③子育て世代にとって魅力的なまちづくり ④子どもが郷土に誇りを持てるふるさと教育の推進
基本目標3	(2) 妊娠から子育てまでの切れ目のないサポート	①妊娠・出産への安心サポート ②保育サービスの充実 ③子育て・家庭教育への支援 ④多様な子育てニーズへの支援 ⑤子育て世帯の経済的負担の軽減
基本目標4	(1) ネットワーク型コンパクトシティの推進	①機能集約型都市構造への転換推進 ②公共交通ネットワークの維持 ③地域拠点、生活拠点の形成促進 ④ファシリティマネジメントの強化 ⑤道路・橋梁の老朽化対策の推進
	(2) 地域の支え合いによる持続可能な地域コミュニティの形成	①雪対策の推進 ②買い物弱者を支える取組の推進 ③空き家対策の推進 ④地域住民が主体となった組織づくりの推進 ⑤生涯を通じ多様な人材が活躍できる地域社会の形成

4. 大仙市都市計画マスタープラン（抄）

策定主体	大仙市
策定年次	平成21年7月
目標年次	令和12年

第4章 都市の将来像

2. 都市づくりの目標

【将来都市像】

「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」

県南の中核的都市に相応しい魅力と可能性のあるまちづくりを進めるため、既存の都市機能に加え、自然環境・田園との調和を図りながら安らぎと居住性、快適性の高い都市空間の創出に努め、人が生き・集うような魅力ある地域、安心して暮らせる地域の創造をめざします。

3. 都市構造と都市づくりのあり方

(2) 本市における機能集約型都市構造（「拠点」と「軸」）

- 1) 大曲駅周辺を大仙市の「中核拠点」として再生します
- 2) 地域の中心である支所（※原文は総合支所）や駅周辺に「地域拠点」を形成します
- 3) 身近な暮らしの拠点となっている地区を「生活拠点」とします
- 8) 拠点間をさまざまなネットワークで結びつけます

第5章 全体構想

6. 都市施設（住宅）

(2) 整備の方針

1) 定住化促進のための魅力的な住環境の形成

本市の特性に応じた魅力的な住環境の形成を促進するため、「住宅マスタープラン」（住生活基本計画）を策定し、計画に基づく施策を展開します。

3) 防災や環境・景観に配慮した住宅対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の計画的な耐震化を促進します。

中心市街地や集落にみられる空き家は、景観や防災などの観点から問題があるため、適正な管理、有効利用（再利用等）について対応策を検討します。

旧羽州街道沿いに残る歴史的建造物などの資源を保全するとともに、これらの歴史的な街並み景観を良好に維持していくため、新築・改築の際、建築意匠や色彩などについて一定のルールを設けた地区計画、建築協定等を検討します。

7. まちと暮らし（防災）

(1) 現況と課題

2) 風雪害

雪に強いまちづくりを進め、安全安心な都市づくりが必要です。

3) 地震災害

老朽化した木造建築も多いことなどからも、地震に強い都市づくりが課題です。

1 1. まちと暮らし（まちづくり活動）

(2) まちづくりの方針

2) 少子高齢化対策、教育・福祉

高齢者世帯における住宅の雪下ろしや玄関の除雪について、地域の協働による体制づくりを進めます。

5. 大仙市立地適正化計画（抄）

策定主体	大仙市
策定年次	平成30年3月
計画期間	平成30年度～令和20年度

第2章 立地適正化に関する基本方針

2-2 立地適正化計画の基本的な方針

(1) 立地適正化計画の策定にあたって

本市においては、都市機能の誘導や居住誘導に係る基本的な方針、施策等に特化した立地適正化計画を都市計画マスタープランの一部として位置づけ、両計画を効果的に運用しながら、本格的な人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくりに取り組みます。

第3章 居住誘導区域

3-2 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口の維持を図りながら居住地の密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことを目的とした地域です。

居住誘導区域の設定により、中核拠点や地域拠点における都市機能や公共交通を維持し、一定の人口密度を確保するとともに、市民が快適に暮らせる居住環境づくりを進めます。また、冬季の積雪時においても快適に生活できるよう、消融雪設備の整備や除雪活動のための空間の確保など良好な居住環境の創出を図ります。

第6章 立地適正化計画の策定に伴う建築物等の届け出及び誘導施策

6-2 誘導施策

(3) 居住誘導区域における居住を維持・誘導するための施策

① 移住定住の促進

大仙市への移住定住を促すため、移住体験や空き家の活用など効果的なU J I ターンの推進を図ります。

③ 空き家の流動化と住み替えの推進

空き家バンク制度等を活用し、空き家の利活用等を支援することで居住誘導区域への住み替えを促進します。

空き家の利便施設への転用、老年者のまちなか居住を誘導するために優良な民間の取り組みへの支援を検討します。

⑤ 冬でも快適な居住環境の形成

大仙市雪対策基本条例に基づき、市民、自治会等、事業所、市が雪に関する課題に協働で取り組み、それぞれが役割を果たし協力しながら雪対策に取り組むことで、将来にわたって安全で安心して暮らせる居住環境を形成します。

6. 住生活基本計画（全国計画）（抄）

策定主体	国
策定年次	平成28年3月18日
計画期間	平成28年度～令和7年度

第2 目標と基本的な施策

- 目標1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 目標2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
- 目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- 目標4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築
- 目標5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 目標6 急増する空き家の活用・除却の推進
- 目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
- 目標8 住宅地の魅力の維持・向上

第4 施策の総合的かつ計画的な推進

（1）住生活に関わる主体・施策分野の連携

- ②公営住宅の整備・管理等の住宅セーフティネットの構築や地域によって多様な住生活をめぐる課題にきめ細かく対応するためには、地方公共団体の役割が不可欠。

（4）全国計画、都道府県計画、市町村における基本的な計画の策定

- ②広域的な観点から施策の方向性を示すことや市町村間の施策の連携を促すことが期待される都道府県は、法に基づき本計画に即した都道府県が定める住生活基本計画（以下「都道府県計画」という。）を策定。

- ③住生活をめぐる課題は大都市圏・地方圏で異なるなど地域によって多様。地域の特性に応じたきめ細かな施策を講じることが必要。より地域に密着した行政主体である市町村においても、地域特性を踏まえ、施策の方向性を示す基本的な計画を策定し、まちづくり施策、福祉施策等の住民生活に深く関わる分野と連携して施策を実施することが必要。これまで以上に市町村計画の策定を促進し、都道府県との連携を強化。必要な情報の提供などを通じて支援。

7. 秋田県住生活基本計画（抄）

策定主体	秋田県
策定年次	平成29年3月
計画期間	平成28年度～令和7年度

第2 施策の基本的な方針

6つの住まいづくりを基本目標とし、「秋田の元気を創造する住まいづくり」の実現を目指します。

第3 基本目標と基本的な施策

1 誰にもやさしく、安全で安心できる、秋田の住まいづくり

近年、頻発する地震・豪雨などの自然災害や火災などの災害に対する防災・減災対策の推進のほか、防犯への配慮などにより、居住者の安全性の確保・向上を図ります。

また、少子高齢化の進行が著しい本県においては、高齢者が安全で安心して生涯を送ることのできるための住宅の供給・リフォームを促進し、介護・福祉サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の整備を図ります。

2 誰でも居住の安定を確保できる、秋田の住まいづくり

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者が安定した住生活を営むことができるよう、公営住宅の適確な供給や、民間賃貸住宅への円滑な入居のための情報の提供等の支援により、居住の安定の確保を図ります。

3 四季を通じて、健康で快適な、秋田の住まいづくり

住宅の維持管理やリフォームの適切な実施により、良質で魅力的な住宅として次の世代に承継されていく住宅の循環システムを構築し、「長く大切に使う」社会の実現を目指します。

4 自然にやさしく、環境に配慮した、秋田の住まいづくり

長期優良住宅や省エネルギー対策を講じた住宅、又は、自然エネルギーを利用した住宅の普及促進により、環境に配慮した良質なストックの形成を図ります。

5 地域の特性を活かした、個性のある、秋田の住まいづくり

秋田の気候・風土や歴史・文化を活かした住まい・まちなみづくりを推進します。また、地域における主体的な取り組みの支援による、地域特性を活かした魅力ある住まい・まちづくりを推進します。

6 コミュニティ豊かで、活力あふれる、秋田の住まいづくり

多様なニーズに対応でき、安心して購入・賃借できる住宅市場の整備によって、既存住宅の活用を図ります。

また、ふるさと秋田への定住支援、子育て世帯に対する支援により、地域コミュニティの沈滞化を防ぐとともに、街なか居住による賑わいの創出、多世代による活力と魅力あるまちづくりを推進します。

第3章 大仙市住生活基本計画の検証

1. これまでの取り組み

大仙市の住宅をめぐる現状と課題を明確にし、合併後の新市における住宅方針を示すため、平成23年3月に「大仙市住生活基本計画」を策定し「夢を持って暮らせる田園交流都市の住まいづくり」を基本理念に、様々な住宅施策に取り組んできました。

(1) 施策の効果について

前計画に掲げた施策の実施状況について、実施済み（○）、未実施（未）として整理すると、実施済みは、61事業中50事業（約82%）となっています。以下に施策の主な効果を記載します。

目標1 持ち家で快適に暮らす住まいづくり

取り組む施策		実施状況	施策の効果
① 古い家の個性を受け継いだ住まいづくり	古民家再生の事例収集・情報提供	○	空き家対策の充実を図る取り組みの一つとして、空き家の利活用を促進するため、空き家所有者、またはこれから空き家になる可能性がある方や空き家の利活用の興味がある方を対象に「空き家利活用促進セミナー」を実施した結果、募集定員を上回る参加があり、このようなセミナーを希望する方々の需要に応えることができました。また、アンケート結果も概ね良好となっていたことから、利活用方法の周知についても、一定の成果が得られたと考えられます。 大仙市住宅リフォーム支援事業を実施した結果、伝統的な住宅の良さを受け継ぎつつ、寒い、暗いといった問題のない省エネ住宅や段差がなく高齢者等も暮らしやすいリニアフリー住宅が増えたことで、住宅の居住性能が向上したと考えられます。
	持ち家の適切なリフォームの推進	○	
② 持ち家の居住性能の向上	県や市のリフォーム等助成事業の活用促進	○	住宅用火災警報器の設置促進の施策において、高齢者世帯等を対象にした無償支給や購入補助を実施したことにより、火災による被害の防止、安全・安心な住環境整備に貢献できたと考えられます。住宅用火災警報器については、現在、住宅リフォーム支援事業において各種工事と同時に設置について補助対象としており、施策を本計画に位置付けたことで、部署等の垣根を越えた継続的な取り組みが可能となり、安全・安心な住環境整備の一助となっていると考えられます。
	家族のライフスタイルやニーズにあった改修・リフォームに関する情報提供	○	
	リフォーム相談のできる窓口の設置	未	
	住宅用火災警報器の設置促進	○	
③ 高齢者等が安心して家族と暮らせる住まいづくり	「秋田花まるっ住宅ガイドライン」の普及・活用	○	各種制度について市民の相談に応じるとともに、住まいに関する各種制度を紹介することが、誰もが安心して暮らせる住まいづくりの一助となっていると考えられます。 また、住宅改修支援事業によって、介護保険制度の住宅改修サービスの円滑な利用を図ることができたと考えられます。
	市の高齢者住宅整備資金制度、ひとり親家族等住宅整備資金貸付制度等の活用促進	○	
	「高齢者向け返済特例制度（住宅金融支援機構 平成22年現在）」の活用促進	○	
	住宅改修支援事業（介護保険の適用される住宅改修に伴う理由書作成の支援）	○	
④ 環境にやさしく快適な住まいづくり	住まいの断熱改修（エコリフォーム）の推進	○	各種制度について市民の相談に応じるとともに、秋田県社会福祉協議会が実施している、高齢者世帯の住宅改修などに対する貸付制度である「生活福祉資金貸付制度」を紹介することが、誰もが安心して暮らせる住まいづくりの一助となっていると考えられます。
	木質バイオマス燃料利用促進のための民間事業者等の支援	○	
⑤ 快適なわが家に人を呼ぶ農家民宿等の推進	都市農村交流促進事業	○	全国花火競技大会「大曲の花火」時に民泊を実施し、自宅提供者及び宿泊者双方へアンケート調査を実施したところ、双方向の交流が図られるなど、概ね好評をいただいております。本市への滞在時間延長により、当市の良さや住まいの良さを感じていただけたものと考えています。 また、都市部からの農業体験や農家民宿への宿泊により、自然豊かな農村での生活の魅力を発信することができていると考えられます。

目標2 まちづくりと一体となった住まいづくり

取り組む施策		実施状況	施策の効果
① まちなか・集落内の居住環境向上	大曲駅前第二地区土地区画整理事業の推進	○	<p>大曲駅前第二地区の狭あい道路が解消し公園や良好な宅地の整備が実現し、中心市街地の形成に繋がったと考えられます。</p> <p>社会資本整備総合交付金を活用した駅周辺の整備により、中心市街地に生じた大規模な低未利用地や空き建物が解消され、医療を中心に関連する都市機能が集積されたことにより、将来にわたり安全に安心して暮らすことができる環境が整うとともに、関連事業の実施により地区の回遊性やアクセス性の向上が図られ、事実、歩行者交通量や、まちなか交流施設の利用者の増加につながっています。</p> <p>大花都市再生住宅を市営住宅として活用することにより、高齢者や子育て世帯の入居希望が多くなりました。歩いて暮らせる利便性のよいまちなかの市営住宅ニーズはある程度、満たしていると考えられます。</p> <p>生活道路については、市直営舗装により未舗装道路を整備し、道路の安全性と利便性の向上に貢献できたと考えられます。</p>
	社会資本整備総合交付金を活用した駅周辺の整備促進	○	
	まちなかの市営住宅の建て替え推進	○	
	集落内の生活道路や公園の整備推進	○	
② 景観を活かしたまちづくりの推進	地区計画、建築協定、緑地協定等の推進	○	<p>地区計画(幸町)を定めることで、良質な住環境および景観の形成が図られていると考えられます。</p> <p>花いっぱい運動の実施により、地域の人々の心に潤いを与え、明るく希望に満ちた地域づくりができたと考えられます。</p>
	農業施策と連携した生活環境の向上	○	
	花いっぱい運動の推進	○	
③ 保健・福祉と連携した居住環境づくり	介護保険制度を活用した住宅のバリアフリー化の推進	○	<p>バリアフリー化に係る住宅リフォーム支援事業の相談があった際に、介護保険住宅改修費の支給事業も紹介することで、より費用負担の少ない住宅リフォームを促進することができました。その結果、高齢者等も暮らしやすいバリアフリー住宅が増えたことで、居住性能向上に貢献できたと考えられます。</p> <p>市内循環バス等運行事業の実施により、通院や買い物目的の市民の足を確保することで、高齢者などが快適に生活できる環境が保たれたと考えられます。また、各交通システムが地域に定着したことから、これらのシステムが市民のみなさんにある程度、受け入れられたものと考えられます。</p>
	病院、福祉施設への利便性向上の促進	○	
	市内循環バス等運行事業の推進	○	
④ 安心して働ける住まいづくり	産業関連部局と連携した地域産業の発展や雇用の確保	○	<p>花火産業構想アクションプラン推進事業等を推進しており、地元花火産業や縫製業など地域産業の発展、雇用確保ができています。</p> <p>工業等振興条例や創業支援事業により新規企業の誘致や既存企業の事業拡大を支援できています。</p>
	企業誘致対策の推進	○	

目標3 地域とともに暮らす安全・安心な住環境づくり

取り組む施策		実施状況	施策の効果
① 家族・地域で支え合う住まいづくり	三世代・四世代住宅に関する情報提供	○	<p>大仙市住宅リフォーム支援事業において、三世代同居世帯への支援を実施していることにより、子育てや介護など、家族で支え合うことのできる住まいづくりが推進され、地域との絆を守りながら、どの世代にとってもゆとりの感じられる暮らしが維持されていくと考えられます。</p> <p>自治会育成支援事業が自治会の自主事業の維持、活性化の一助として活用され、地域住民の交流や地域の活性化を支えています。</p> <p>学校統合により遠距離通学となった区域において、小中学校のスクールバス運行、路線バスの定期券の支給やタクシーの運行を実施し、安全安心な通学環境の整備を図っています。</p>
	地域コミュニティの維持に対する支援	○	
	スクールバスの運行	○	
	遠距離児童・生徒通学補助事業の推進	○	
② 雪に強く安全・安心な住環境づくりの推進	地域の実情に合わせた効率的な除排雪の推進	○	<p>市道の除雪については、受注業者の共同企業体化を推進することで、冬期間の円滑な道路交通網を将来にわたり安定的に確保し、市民生活の安全性と快適性の向上に貢献していると考えられます。</p> <p>また、住宅リフォーム支援事業において、住宅の屋根の落雪防止器具や融雪装置の設置工事のほか、全国的にも珍しい、住宅敷地内の消雪・融雪工事にも支援を実施することで、雪国においても高齢者等が暮らしやすい住宅が増加していると考えられます。</p> <p>高齢者等雪対策総合支援事業では、独力での除雪が困難な高齢者世帯等の在宅生活にかかる除雪経費の負担軽減を図るとともに、希望する世帯には降雪期前に間口除雪や雪下ろしの実施事業者を割り当てするなどして、降雪の量にかかわらず冬期でも高齢者が安心して暮らせる環境が整ってきました。</p> <p>地域提案型自治会等雪対策モデル事業(平成29年度より地域協働雪対策事業)における実施団体は年々増加しており、雪対策における住民参画と協働が促進されていると考えられます。</p>
	住宅リフォーム支援事業(克雷対策工事)の推進	○	
	高齢者等雪対策総合支援事業の推進	○	
	地域提案型自治会等雪対策モデル事業の推進	○	
	除雪ボランティアの支援	○	
	「防犯性の高い建物部品」についての情報提供	未	
	小規模集落コミュニティ対策事業の推進	○	
③ 地域の風土にあった住まいづくり	地域を熟知した事業者等の活用支援	○	<p>大仙市住宅リフォーム支援事業実施の要件である大仙市内の事業者もしくは個人の方が、当市の天候や雪事情に精通しており、地域の風土にあった住まいづくりに貢献できていると考えられます。</p> <p>県内新築住宅における木材利用ポイント事業の活用や工務店グループに対する新築住宅の県産材木材利用や普及啓発に対する補助事業の実施により、住宅の地産地消、地域循環型の住まいづくりに貢献していると考えられます。</p>
	秋田杉等、地場産材の需要拡大と産業の振興による定住化の促進	○	
	県や市などの住宅建設における補助事業・支援制度等の活用促進	○	
④ 昔ながらの暮らしを快適に継承する住まい	公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽等による水洗化の促進	○	<p>事業の実施により、汚水の速やかな排除や水洗化による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に貢献し、生活基盤の充実につなげていると考えられます。</p> <p>大仙市住宅リフォーム支援事業の実施により、子育てや介護など、家族で支え合うことのできる住まいづくり、家族や地域との絆を守るゆとりある暮らしの維持に貢献できていると考えられます。</p> <p>地域子育て支援拠点事業により、子育てに関する相談や情報収集、また子育て世帯の交流の場が整備され、安心して子育てができる環境づくりに貢献できていると考えられます。</p>
	同居・近隣居のライフスタイルに合わせた改修・リフォーム等の情報収集・情報提供等	未	
	子育て支援施策と連携した子育てしやすい住環境づくり	○	
	地域子育て支援拠点事業の推進	○	
⑤ 地震等の災害に強い住まいづくり	「誰でもできるわが家の耐震診断」及び市内の相談窓口についての情報提供	○	<p>木造住宅の耐震診断に支援があること、自分でできる耐震診断もあることを知ってもらうことで、耐震診断の普及・促進に貢献できたと考えられます。</p> <p>木造住宅の耐震診断について年々問い合わせが増えていることから、制度の継続と啓発により、耐震診断の必要性について市民意識が高まっていると考えられます。</p>
	木造住宅における耐震診断・耐震改修補助事業の普及・利用促進	○	

目標4 多様な居住形態やニーズに合った住まいづくり

取り組む施策		実施状況	施策の効果
①「大仙市の素敵な住まい」情報の提供	「大仙市の素敵な住まい」情報の収集と情報発信	未	緊急度・優先度が低かったことから、事業を実施していません。
	住まいに関する情報提供の充実(民間事業者との連携)	未	
② 多様で魅力的な戸建て住宅供給の誘導	住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の融資制度の普及啓発	○	市民の住宅に関する消費者トラブルに関しての相談を受け、解決に導くことで、良質な住環境の整備に貢献できていると考えられます。 住宅の性能表示制度や長期優良住宅については、制度の普及により、良質で魅力的な戸建て住宅が数多く供給される環境の整備の一助となっていると考えられます。
	住宅の性能表示制度の普及	○	
	消費者相談窓口の整備	○	
	長期優良住宅の普及促進	○	
③ 円滑な住宅市場の形成と誘導	中古住宅市場の円滑な循環促進	未	緊急度・優先度が低かったことから、事業を実施していません。
④ 空き家対策の充実	空き家状況の実態把握	○	空き家の調査により、新規の空き家の掘り起こしや現存する空き家の実態を把握することができています。 空き家解体補助事業制度については、周囲に影響を及ぼす危険な空き家の除去が実施しやすい環境整備に貢献しています。 本計画にはなかったものの、空き家管理サービス事業者登録制度についても開始しており、遠方に居住して空き家の管理ができないなど、空き家の管理に困っている所有者の一助になっているものと考えています。 空き家バンク制度については、売り手(貸し手)と買い手(借り手)とのマッチングが難しく、空き家等の既存ストックの活用に結びついたとまでは言えませんが、空き家バンク制度の存在が市民に浸透することで、空き家問題への関心が高まるきっかけになっていると考えています。
	空き家住宅登録・斡旋制度の検討	○	

市営住宅の目標 地域特性を踏まえた市営住宅の再構築

取り組む施策		実施状況	施策の効果
①市営住宅等の適切な供給	PFI方式による公営住宅整備の検討	未	天神前市営住宅の建て替え事業を進めたことから、PFI方式の検討等は実施していません。
	買取りや借上げによる公的住宅整備の推進	未	
②計画的な修繕等による市営住宅の質の維持・向上	公営住宅のバリアフリー化の促進	未	修繕を優先したため、設備の計画的な改善や改修は実施していません。
	省エネルギー型設備等の導入検討	未	
③入退去者の適正な管理	市営住宅への公平・的確な入居の推進	○	困窮度合いの高い世帯から、入居の決定をすることで、真に住宅に困窮している方の安定した居住が確保されています。 シルバーハウジング・プロジェクトを大花都市再生住宅で推進することで、高齢者世帯の安全で安心な暮らしを守ることができています。 高齢者向け優良賃貸住宅制度(現:サービス付き高齢者向け住宅制度)については、住宅の登録先が県となっています。市として登録の働きかけ等はしていませんでした。
	シルバーハウジング・プロジェクト制度の推進	○	
	高齢者向け優良賃貸住宅制度導入の推進	未	

第4章 住生活をめぐる現状と課題

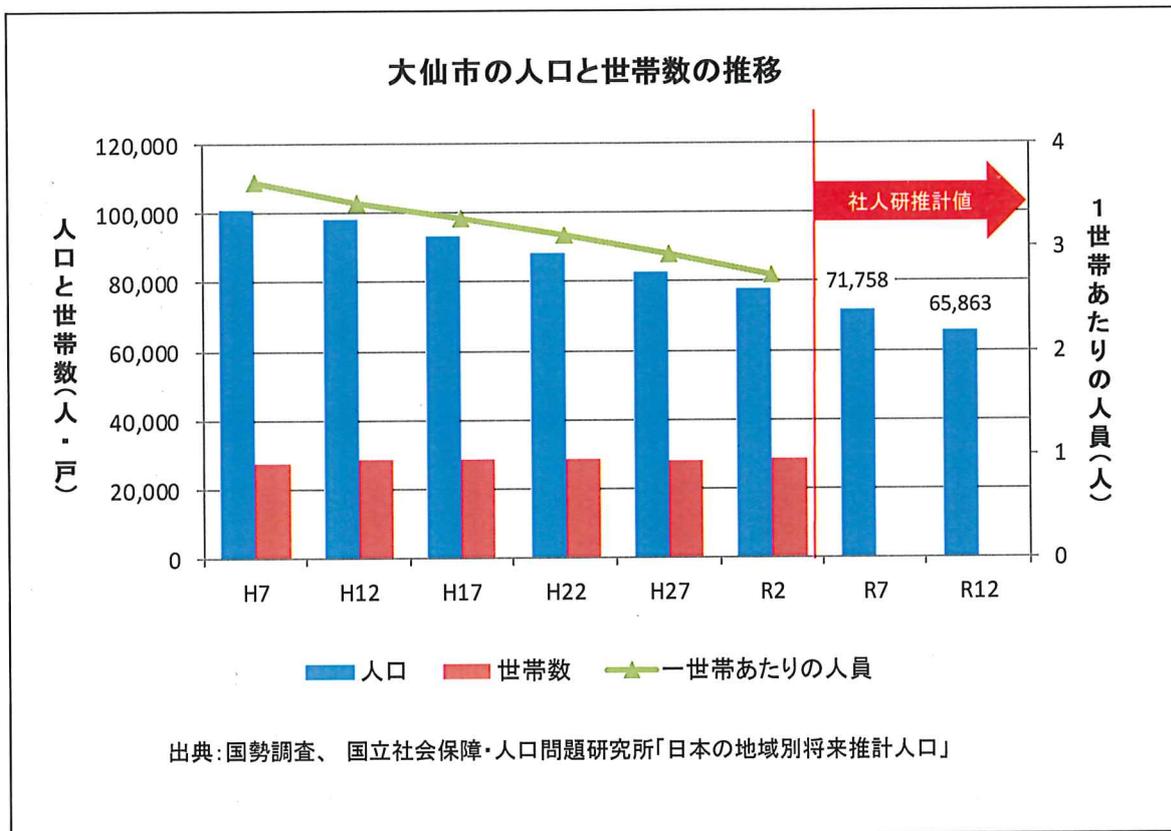
1. 人口減少と高齢化の進行

令和2年国勢調査における本市の人口は77,657人で、人口の推移を見ると、年々減少を続けており、平成7年から令和2年までの25年間で23,222人の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、令和12年における本市の人口は65,863人となっており、令和2年からの10年間で11,794人の減少になると推計されています。

住宅の戸数に影響する総世帯数は、令和2年時点、28,370世帯であり、平成27年から172世帯の増加となっています。

また、一世帯あたりの人員は減少を続け、平成27年に初めて3人を下回りました。



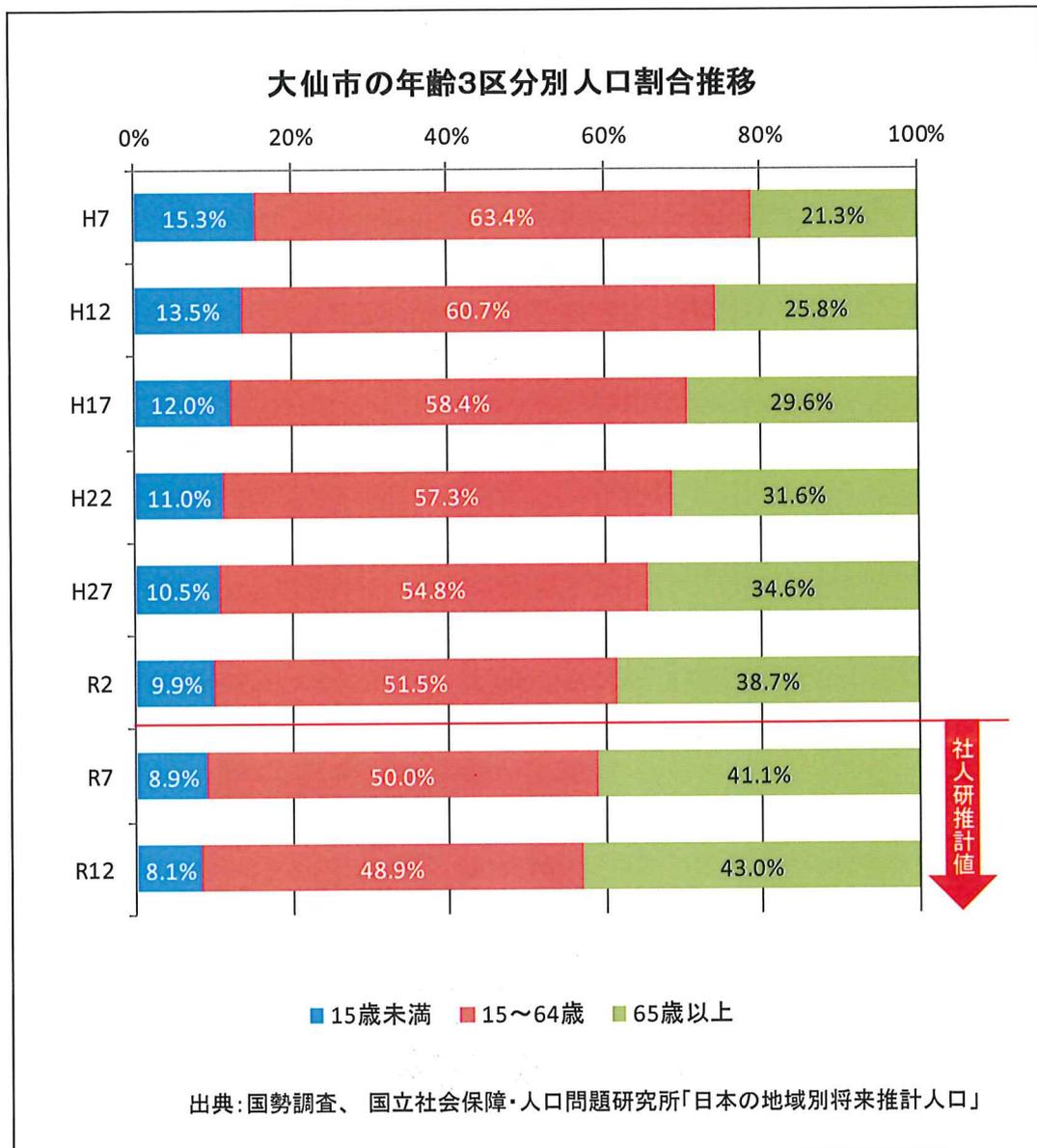
(単位: 人、戸)

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
人口	100,879	98,326	93,352	88,301	82,783	77,657	70,977	65,863
世帯数	27,702	28,623	28,381	28,354	28,198	28,370		
一世帯あたりの人員	3.64	3.44	3.29	3.11	2.94	2.74		

大仙市における年齢3区分別の人口を見ると、15歳未満人口の割合は減少傾向にあり、平成17年には12.0%（11,234人）でしたが、令和2年には9.9%（7,611人）に減少しています。

15～64歳人口の割合は、平成17年には58.4%（54,479人）でしたが、令和2年には51.5%（39,751人）に減少しています。

65歳以上の人口割合は、平成17年には29.6%（27,639人）でしたが、令和2年には38.7%（29,871人）に増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、令和12年における本市の65歳以上の人口割合は43.0%（28,314人）となっており、令和2年からの10年間で4.3ポイントの増加となると推計されています。



(単位: 人)

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12
15歳未満	15,413	13,225	11,234	9,743	8,725	7,611	6,377	5,340
15～64歳	63,972	59,726	54,479	50,632	45,364	39,751	35,865	32,209
65歳以上	21,494	25,375	27,639	27,919	28,659	29,871	29,516	28,314

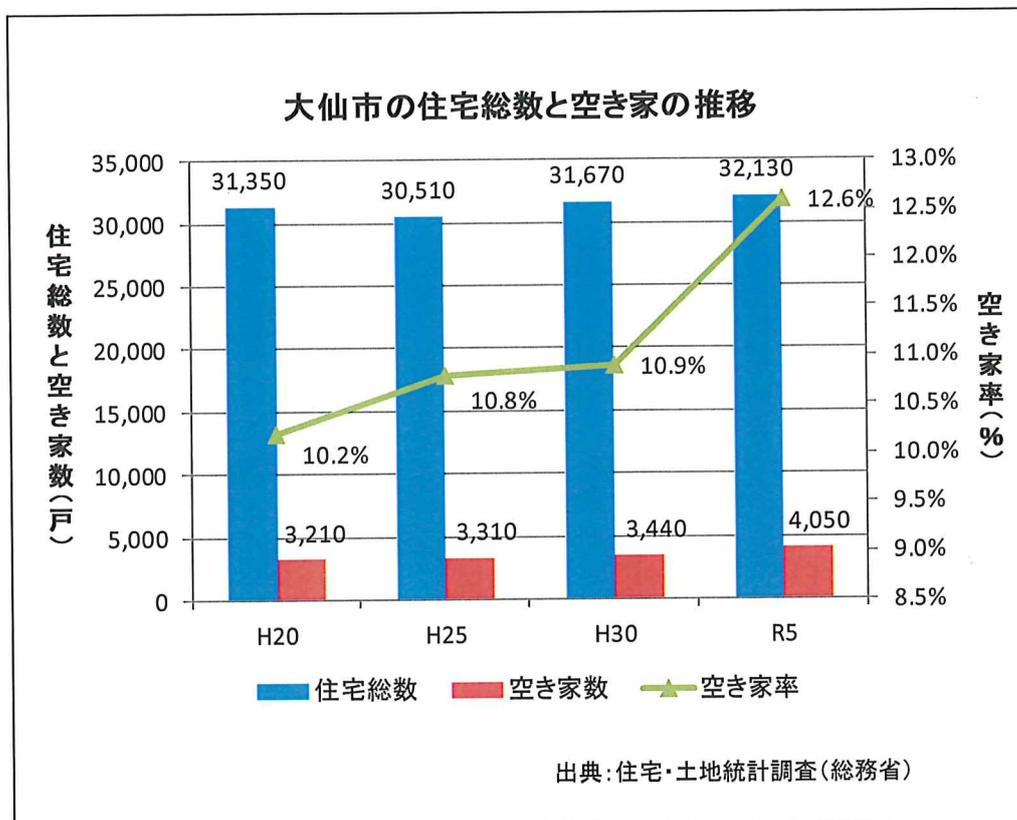
2. 大仙市の住宅の特徴

(1) 住宅総数と空き家

令和5年の住宅総数は32,130戸、空き家は4,050戸で、どちらも平成30年から増加しています。

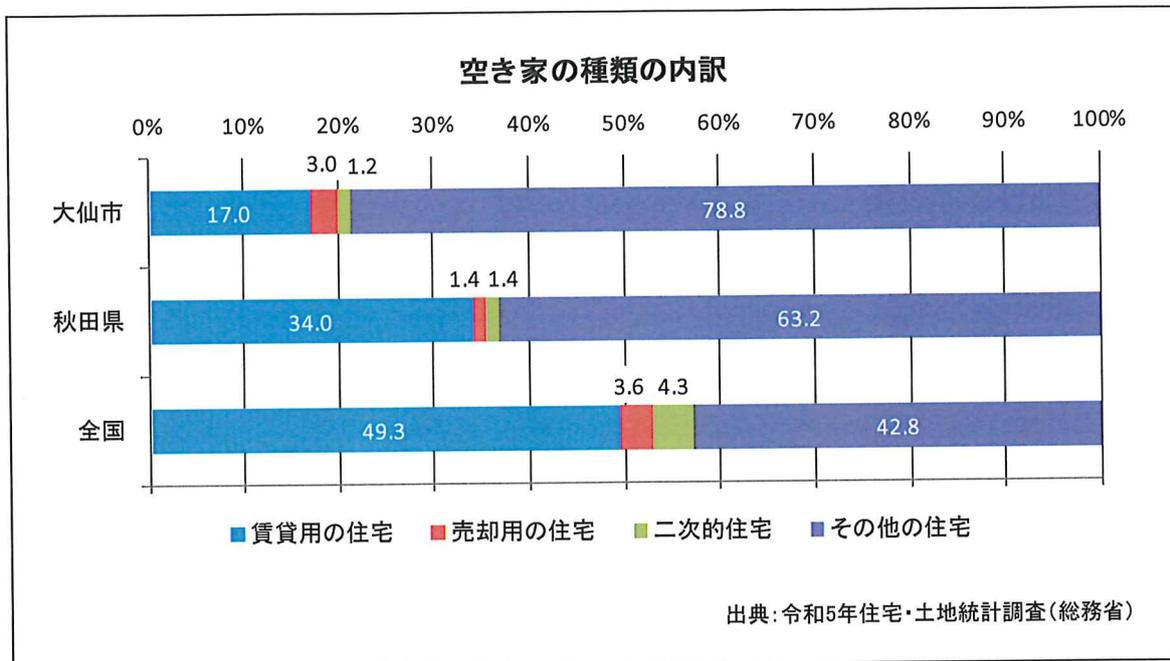
住宅総数に対する空き家の割合は、増加傾向が続いており、令和5年に12.6%となっています。

平成25年から平成30年までの5年間では0.1ポイントの増加でしたが、平成30年から令和5年までの5年間で1.7ポイント増加しており、その傾向が顕著になっています。



空き家の内訳を見ると「その他の住宅」が3,190戸で78.8%を占めており、次いで「賃貸用の住宅」が690戸（17.0%）となっています。

「その他の住宅」とは「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっているものです。全国の42.8%、秋田県の63.2%と比較して、この割合が高くなっています。



（単位：戸）

	賃貸用の住宅	売却用の住宅	二次的住宅	その他の住宅	空き家総数
全国	4,435,800	326,200	383,500	3,856,000	9,001,600
秋田県	23,600	1,000	1,000	43,900	69,500
大仙市	690	120	50	3,190	4,050

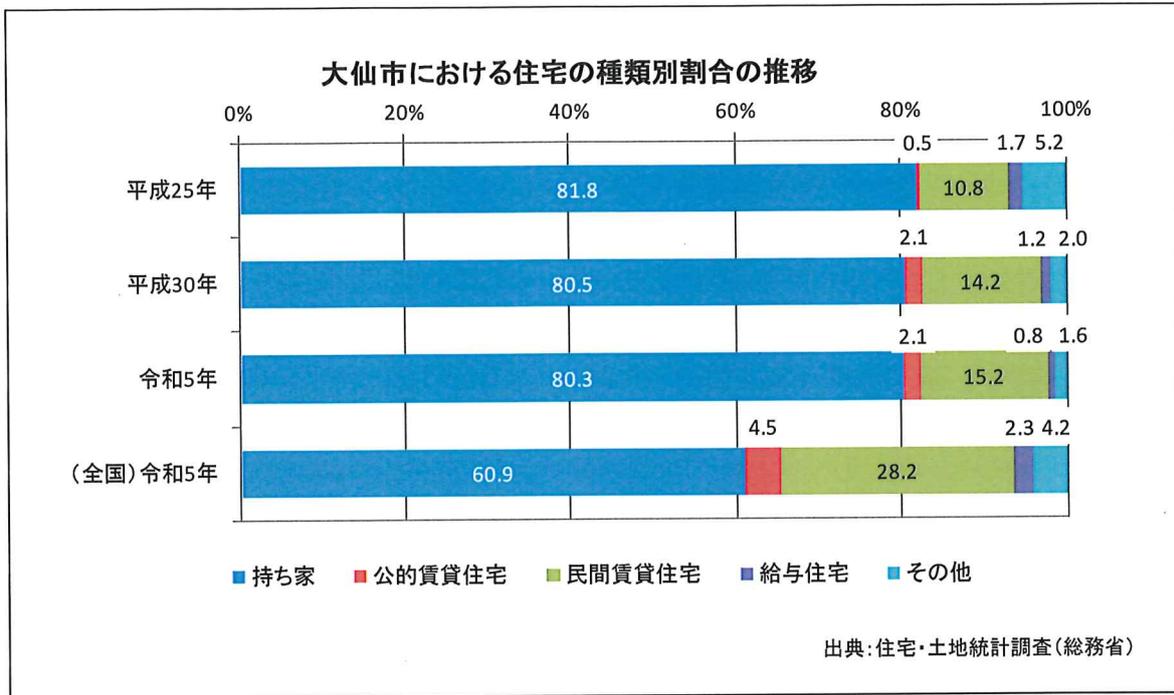
※「二次的住宅」とは、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、普段は人が住んでいない住宅や、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りする人がいる住宅など。

※「その他の住宅」とは「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

(2) 住宅の所有

住宅の所有関係別の割合を見ると、令和5年時点、「持ち家」が80.3%で、全国の60.9%と比較して高くなっています。

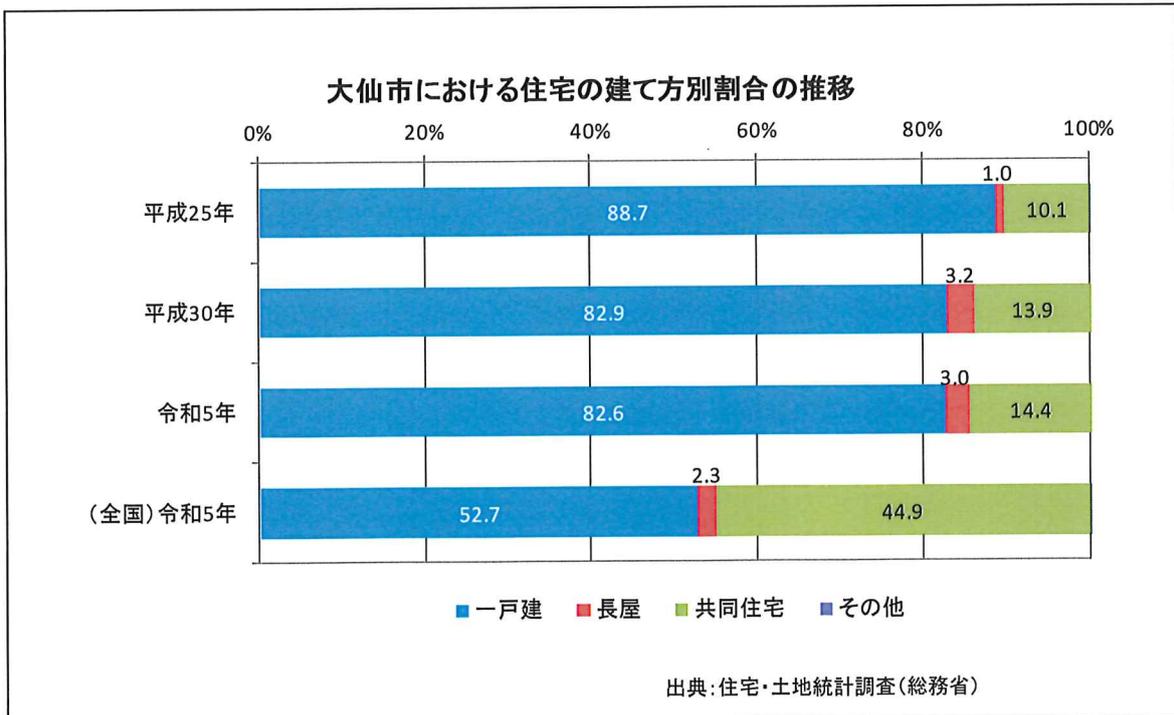
一方、「民間賃貸住宅」は15.2%で、全国の28.2%と比較して低くなっています。



(3) 住宅の建て方

住宅の建て方別の割合を見ると、令和5年時点で、「一戸建」が全体の82.6%を占めており、「共同住宅」が14.4%、「長屋建」が3.0%となっています。

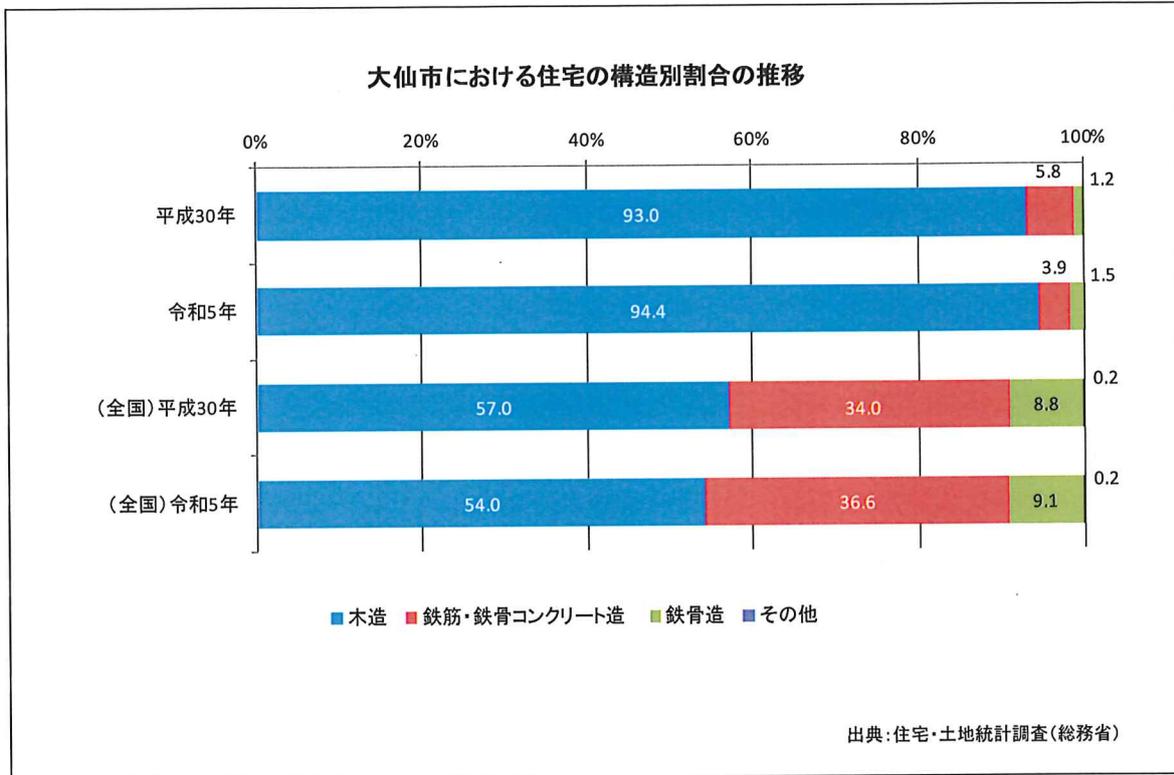
「一戸建」の割合は、全国の52.7%と比較して高く、「共同住宅」は全国の44.9%と比較して低くなっています。



(4) 住宅の構造

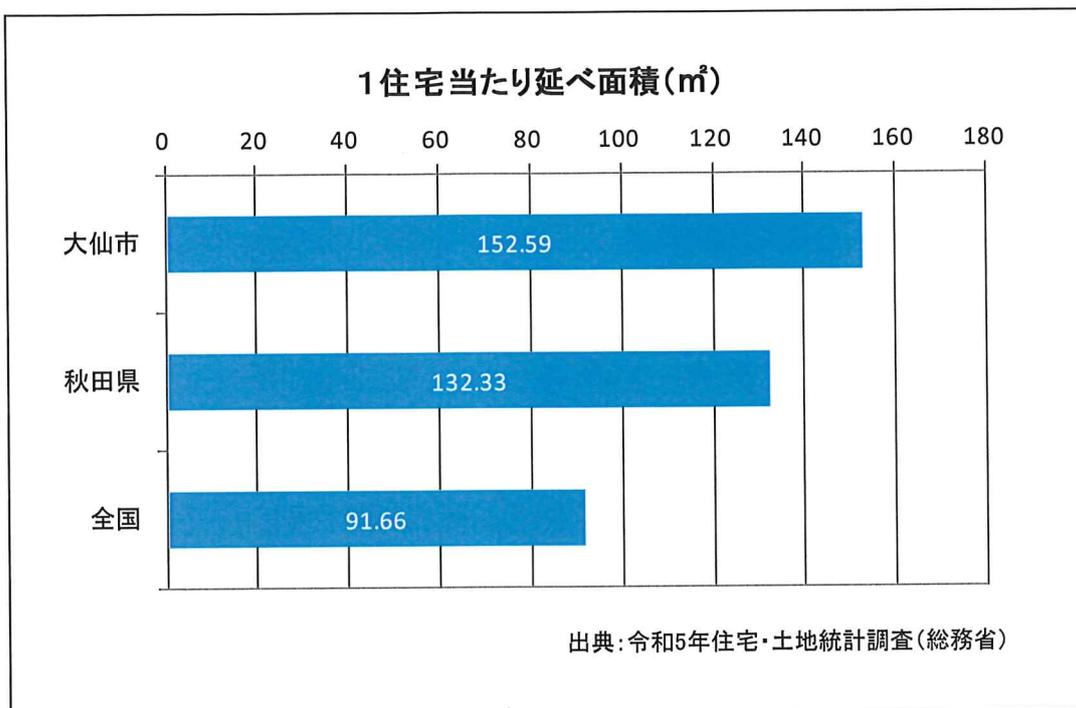
住宅の構造別の割合を見ると、本市では「木造」が94.4%を占めています。

「木造」の割合を、平成30年と比較すると、本市では1.4ポイント増加していますが、全国では低下しています。

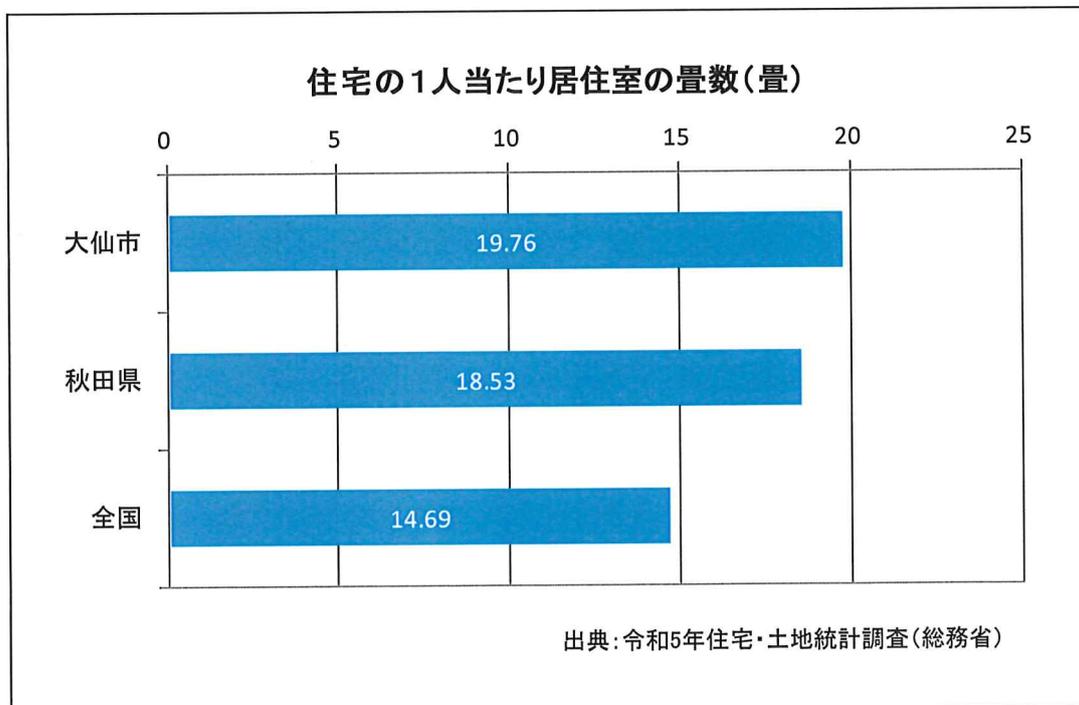


(5) 住宅の規模

住宅の状況を規模別に見ると、1住宅あたりの延べ面積は152.59㎡で、全国平均91.66㎡、秋田県平均132.33㎡を上回っています。



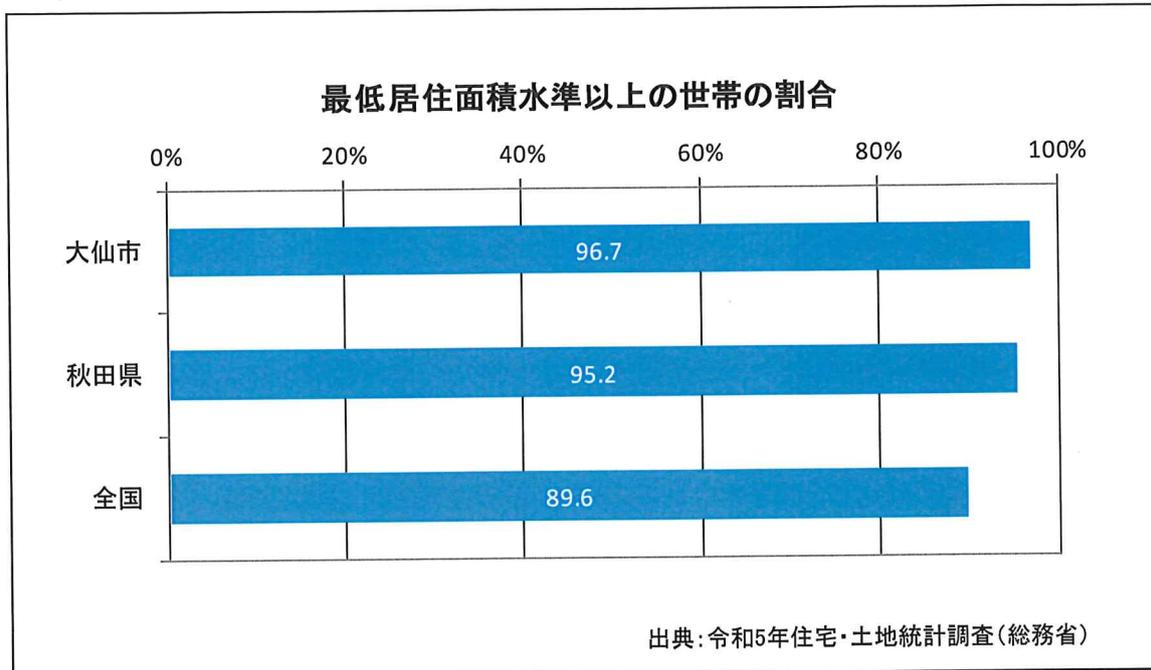
また、1人あたりの居住室の畳数は19.76畳で、全国平均14.69畳、秋田県平均18.53畳を上回っています。



(6) 居住面積水準

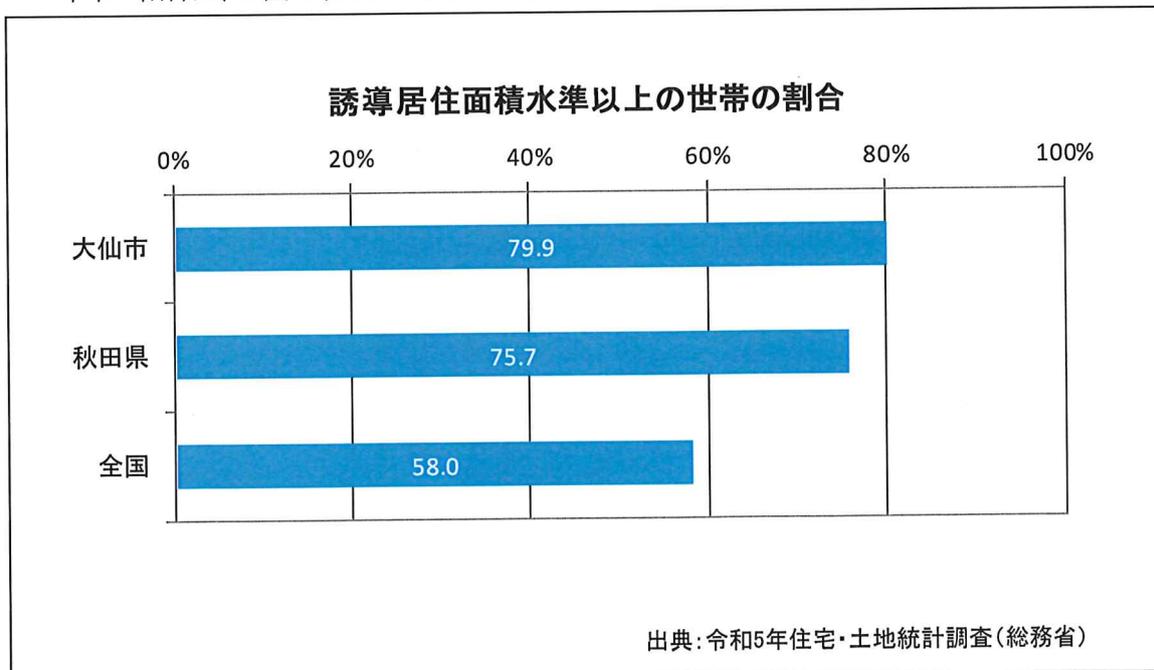
世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として、必要不可欠な住宅の面積に関する水準である最低居住面積水準以上の本市の主世帯の割合は96.7%となっています。

本市の割合は、全国で最も高い秋田県の95.2%を上回っています。(全国2位は山形県の94.7%)



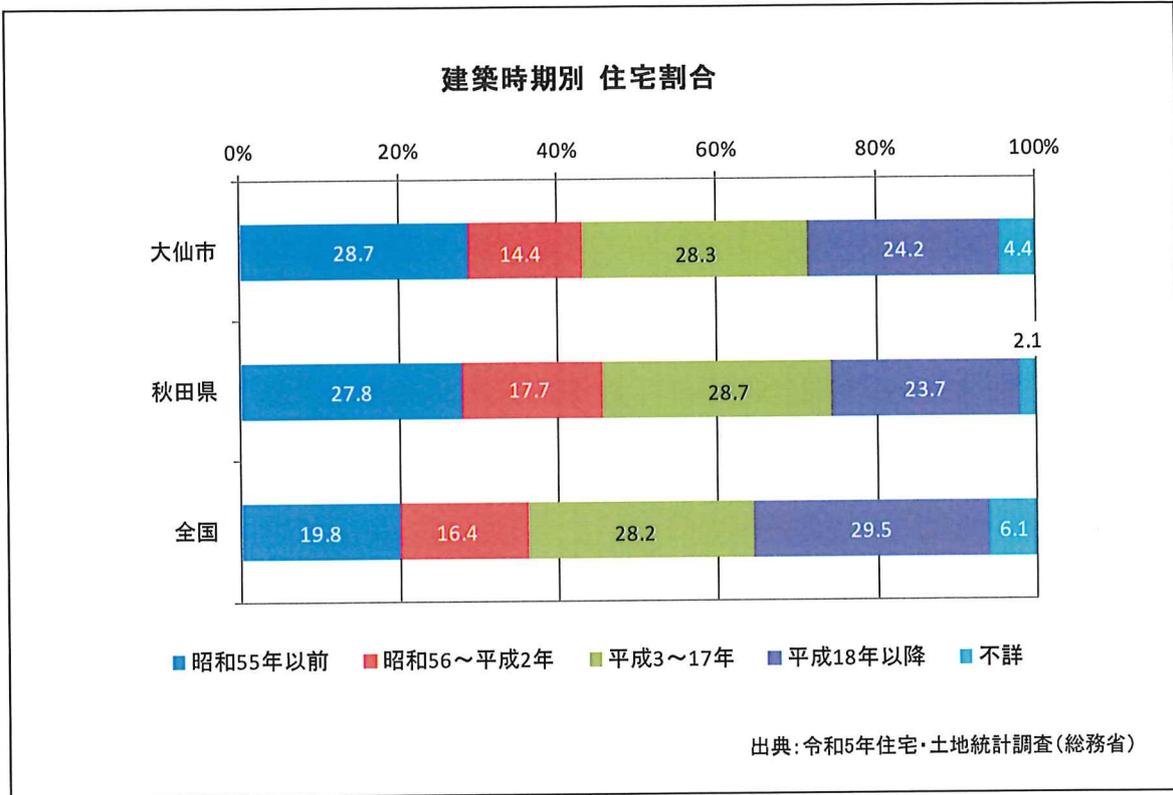
また、世帯人数に応じた豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積の水準である誘導居住面積水準以上の本市の主世帯の割合は79.9%となっています。

本市の割合は、全国で最も高い秋田県の割合75.7%を上回っています。(全国2位は富山県74.9%)

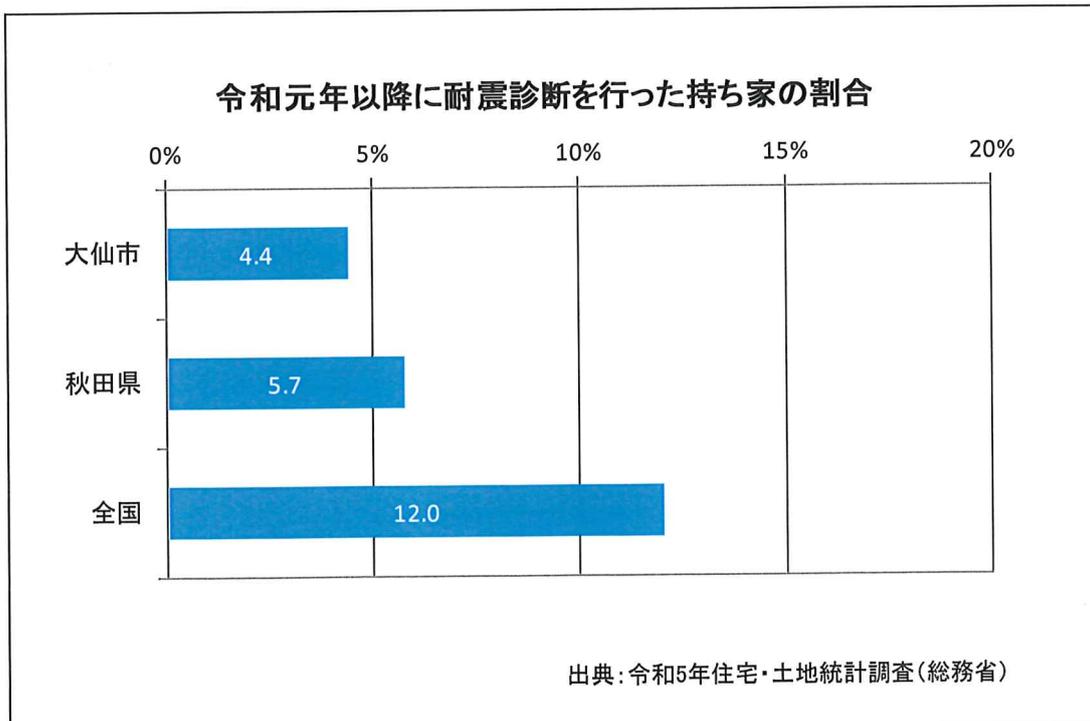


(7) 住宅の建築時期

住宅を建築の時期別に見ると、「昭和55年以前」に建築された割合が28.7%と最も高く、次いで「平成3～17年」が28.3%となっています。



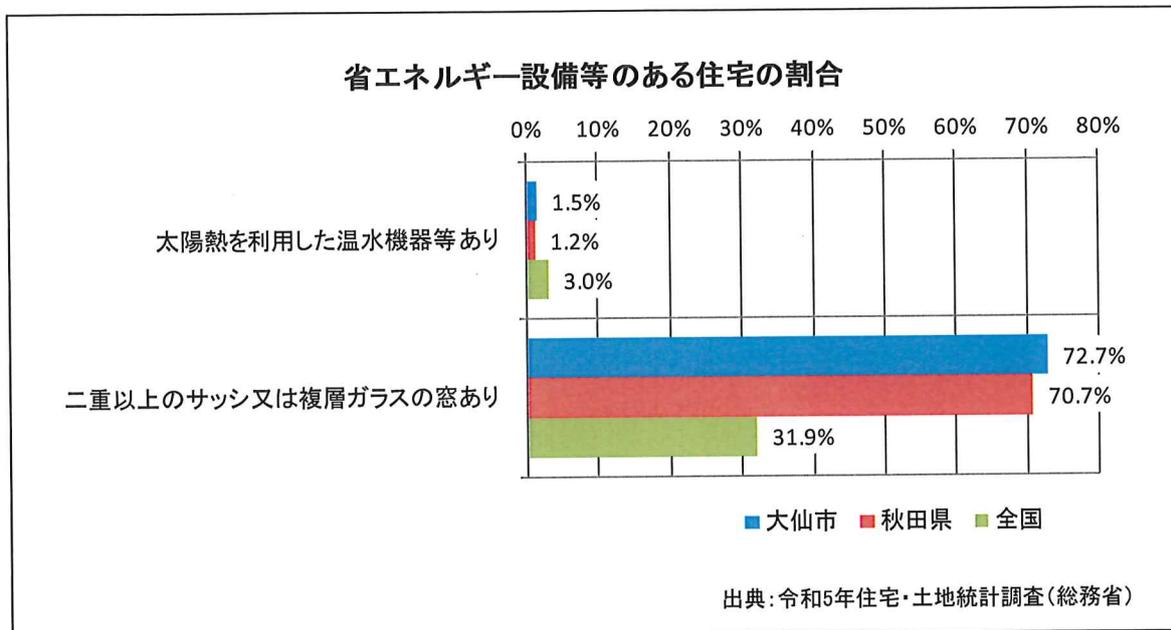
前述のデータから、昭和55年以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の住宅が28.7%を占めているものの、令和元年以降に耐震診断を行った持ち家の割合は4.4%であり、全国平均12.0%と比較して低くなっています。



(8) 省エネルギー対策

省エネルギー設備等のある住宅の割合を見ると、「太陽熱を利用した温水機器等がある」住宅は1.5%で、秋田県の1.2%と同じ水準ですが、全国平均の3.0%より低くなっています。

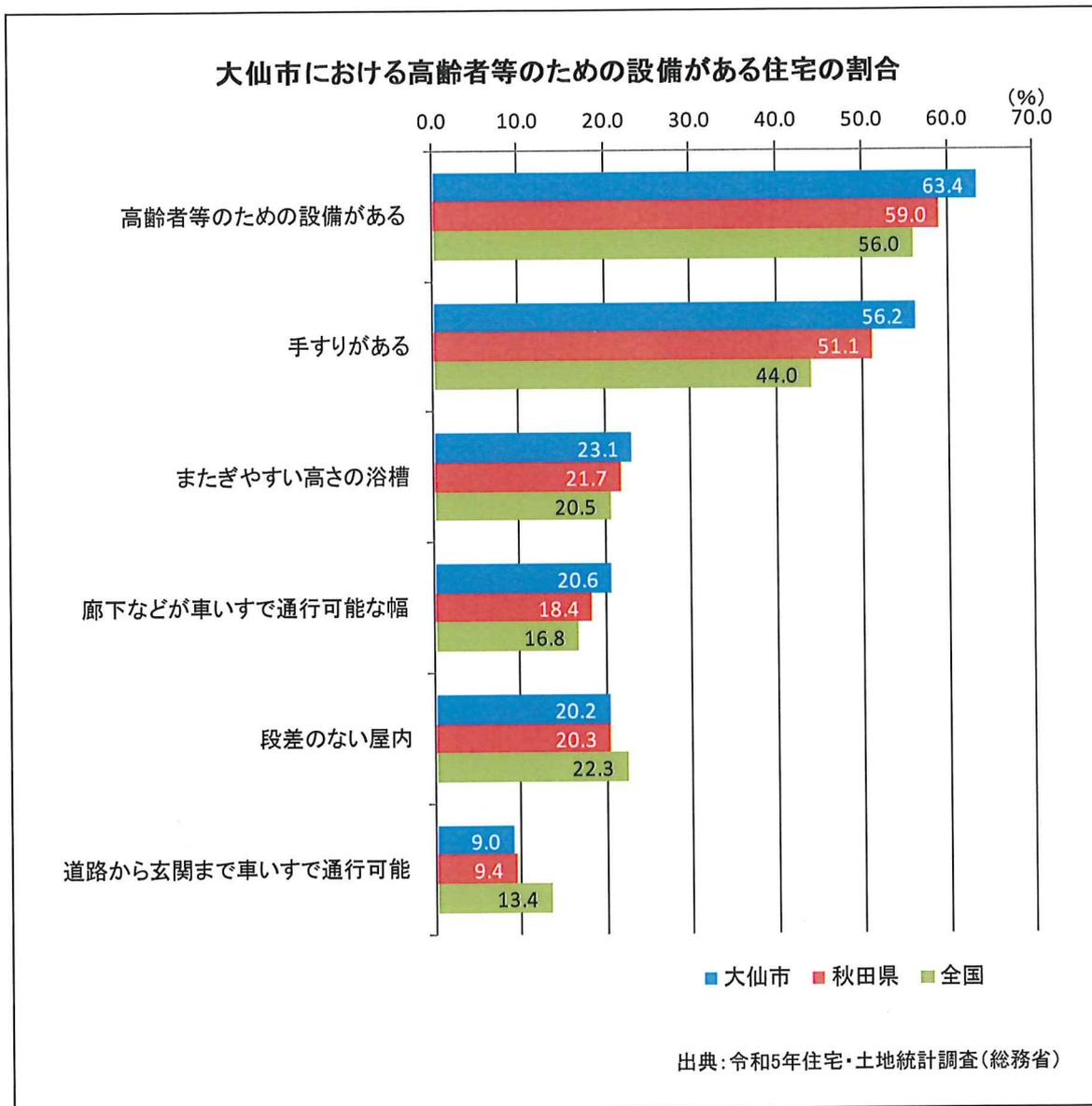
一方、「二重サッシ又は複層ガラスの窓のある」住宅は72.7%で、秋田県の70.7%と同じ水準となっており、全国平均31.9%を大きく上回っています。



(9) 高齢者等のための設備状況

高齢者等のための設備について見ると、「設備がある」住宅は全体の63.4%となっており、全国の56.0%、秋田県の59.0%よりも高い数値となっています。

設備の内訳では「手すりがある（56.2%）」、「またぎやすい高さの浴槽（23.1%）」、「廊下などが車いすで通行可能な幅（20.6%）」の項目で全国平均を上回っています。

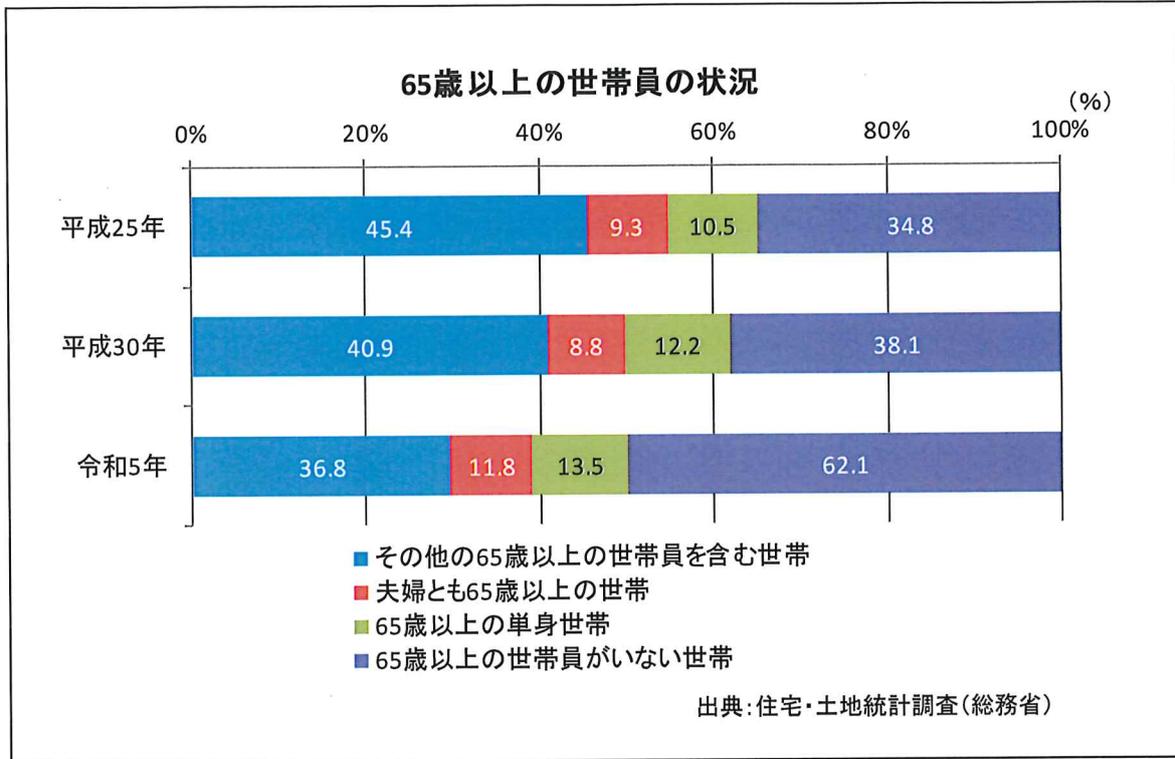


(10) 高齢者世帯

世帯の状況を高齢者の居住から見ると、令和5年には、「65歳以上の単身世帯」が13.5%、「夫婦とも65歳以上の世帯」が11.8%で、年々割合が高くなっています。

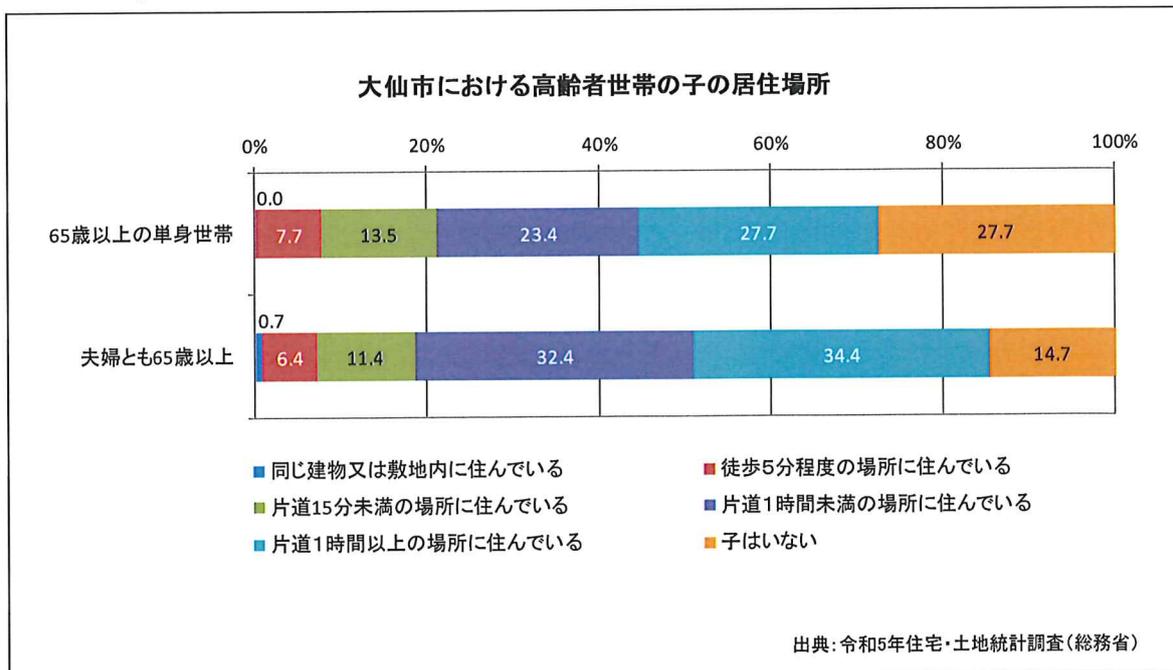
一方、「その他の65歳以上の世帯員を含む世帯」は36.8%で減少傾向です。

また、「65歳以上の世帯員を含む世帯」は全体の62.1%を占めており増加傾向です。

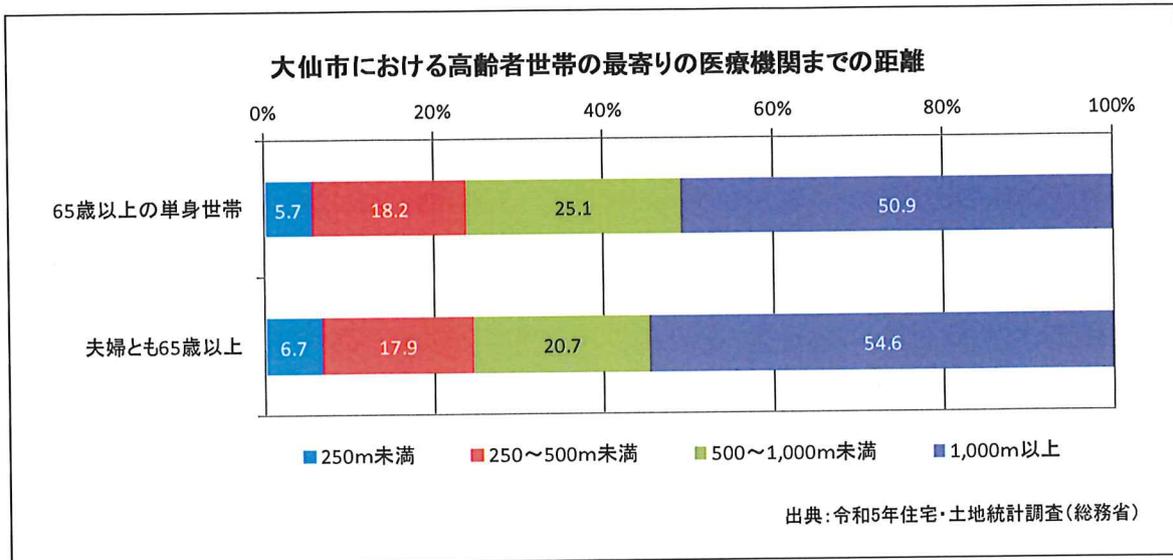


「65歳以上の単身世帯」では、子どもが「片道1時間以上の場所に住んでいる (27.7%)」及び「子どもがいない (27.7%)」を合わせた割合が55.4%となっています。

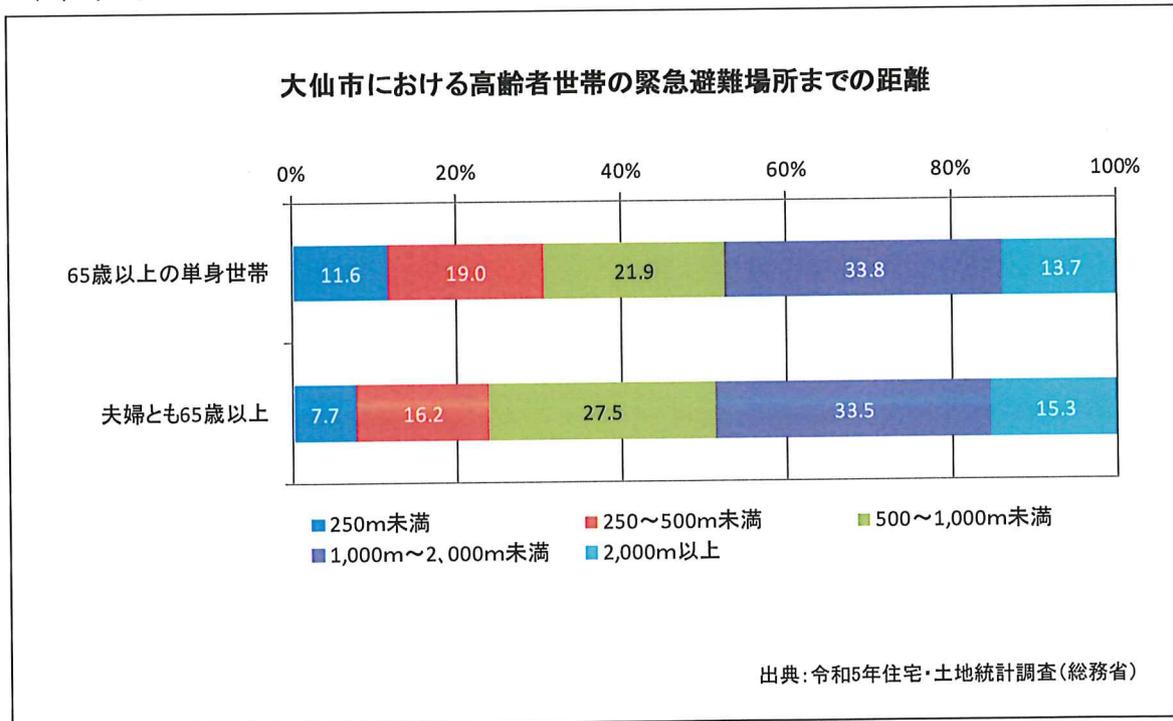
「夫婦とも65歳以上の世帯」では、「子どもが片道1時間以上の場所に住んでいる」及び「子どもがいない」を合わせた割合が49.1%となっています。



最寄りの医療機関までの距離を見ると、1,000m以上の住宅が、「65歳以上の単身世帯」で50.9%、「夫婦とも65歳以上の世帯」で54.6%となっています。

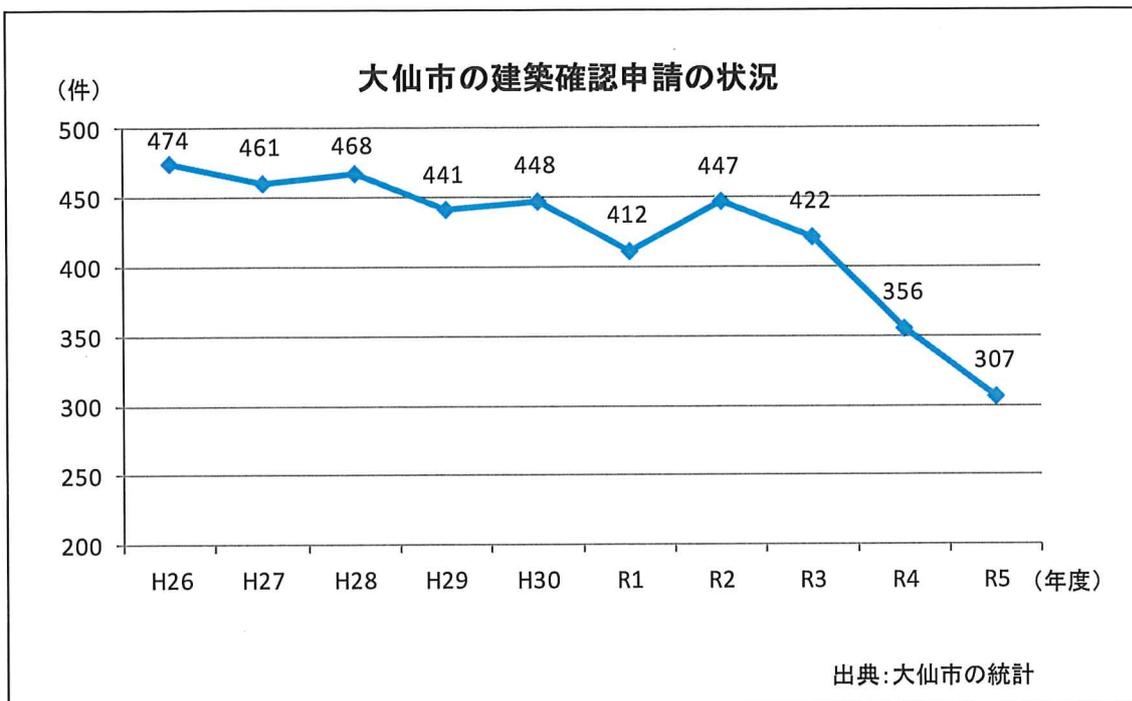


最寄りの緊急避難場所までの距離を見ると、1,000m以上の住宅が、「65歳以上の単身世帯」で47.5%、「夫婦とも65歳以上の世帯」で48.8%となっています。



(11) 建築確認申請の状況

令和5年度の建築確認申請は307件で、特に令和3年以降は減少傾向です。



3. 市民アンケート結果

(1) アンケートの目的

大仙市では、平成23年に「大仙市住生活基本計画」を策定し、市民の皆さまが安心して大仙市に住み続けられる、よりよい住まいづくりの実現に向け、事業をすすめてきましたが、この計画が令和3年3月で終期を迎えることを踏まえ、市民の皆さまにお住まいの現状とご意見をおうかがいし、次期計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

(2) 調査の手法

郵送アンケート（無記名回答）方式

(3) 調査期間

令和2年7月28日（火）～令和2年8月22日（土）

(4) 調査対象

市内在住で18歳以上85歳未満の方の中から無作為（性別、年齢、地域については考慮）に抽出した市民1,000人

(5) 回収率

回収数・・・472

回収率・・・47.2%

(6) アンケート質問内容

1. ご家族について
2. 現在お住まいの住宅について
3. お住まいの周辺環境への満足度について
4. 今後も現在の地域に住むための条件と転居予定について
5. 老後のお住まいについて
6. 住宅について心配なことについて
7. 大仙市の「中核拠点」「地域拠点」へ住みたいと思うかどうか

(7) アンケート結果

アンケート結果を各地域別、各年代別に整理します。

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

アンケート結果は巻末の別紙4に掲載しています。

4. 大仙市における課題

本市の現状や市民アンケートの結果を踏まえると、次のような課題が抽出されます。

(1) 生涯にわたって暮らしやすい住環境整備

- ・市民アンケートの結果によると、65歳以上の高齢者のいる世帯が71.0%で、全ての地域で60%を超えています。また、地域別に住宅の形態を見ると、全ての地域で一戸建て持ち家が80%以上と高くなっています。
- ・高齢者等のための設備がある住宅の割合は、全体の59.4%であるものの、高齢者の割合が高く、持ち家率も高い大仙市においては、高齢者が自宅で快適に過ごすためにも、更なる取り組みが必要です。
- ・さらに「住宅について心配なこと」については「持ち家の維持管理費用」についてが最も高く、50.3%であること、また、現在住んでいる地域に継続して住み続けたい人が70.0%を占めていること、老後に暮らしたい住まいについては「現在住んでいる住居で暮らしたい」が37.1%で最も多いことから、生涯にわたって「現在住んでいる地域で、現在住んでいる住居で暮らせる」住環境の実現のための支援が必要です。

(2) 雪下ろしや雪かきの心配のない住環境整備

- ・転居を希望もしくは転居予定と回答した人は16.2%で、理由としては「雪下ろしや雪かきがつらくなってきたから」が20.9%で最も高くなっています。
- ・老後に暮らしたい住まいについては「現在住んでいる住居で暮らしたい」が37.1%で最も多いことから、雪下ろしや雪かきへの支援が必要です。

(3) 住宅の耐震化の推進

- ・住宅の建築の時期をみると、昭和55年以前のいわゆる旧耐震基準の住宅の割合が高いものの、耐震診断を行っている割合は低く、耐震化率も低くなっています。耐震診断、耐震改修の実施による住宅の耐震化に取り組む必要があります。

(4) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅についての情報提供

- ・我が国においては、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加すると見込まれており、大仙市にも市営住宅の入居要件（自分名義の住宅を所有していない・同居する親族がいる・滞納がないなど）には該当しないものの、配慮が必要な方は一定程度いると推測されます。また、市営住宅の募集時期以外に住宅の確保を希望する方もいると思われます。そのため、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供が必要です。

(5) 空き家にならない、空き家を増やさない取り組み

- ・大仙市の住宅総数に占める空き家の割合は増加しており、空き家の内訳をみると「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅などである「その他の住宅」が65.4%となっています。長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅などは、状態が悪い空き家が多く、住居として活用する場合には、新築に近い経費がかかることが多いことから「その他の住宅」を増やさない取り組みや解体を促進する取り組みが必要です。
- ・また「自分の家が空き家になりそうなどの相談先が分からないこと」が住宅について心配なことの第2位、「周囲の空き家の増加」が第3位であること、周辺環境についても、満足度が低い項目に「空き家の少なさ」があったことから、空き家にならない、空き家を増やさない取り組み（解体促進、利活用促進など）が必要です。

(6) 高齢者等の移動手手段の確保

- ・65歳以上の単身世帯では、子どもが片道1時間以上の場所に住んでいる及び子どもがいないを合わせた割合が57.2%であり、夫婦とも65歳以上の世帯では、45.7%となっています。
- ・また、高齢者の居住する住宅では、最寄りの医療機関までの距離が1,000m以上となっている世帯が多く存在することから、移動手手段の確保が課題となっており、支援のあり方の検討が必要です。
- ・老後に暮らしたい住まいについては「現在住んでいる住居で暮らしたい」が37.1%で最も多く、次いで「買い物が便利な場所で暮らしたい」が17.1%となっています。このことから「現在住んでいる地域で、現在住んでいる住居で暮らせる」住環境の実現のため、買い物や通院に便利な環境を整えていくことが必要です。

(7) 子育て支援への取り組み

- ・周辺環境に位置づけられる子育て支援については、住宅リフォーム支援事業をはじめ、市の取り組みを継続していくことが必要です。

第5章 基本方針と基本目標

1. 基本方針

本市の「大仙市総合計画」及び「大仙市都市計画マスタープラン」においては「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の実現を目指しています。

また、前計画での施策を実施してもなお、課題として残されているもの、また、新たな課題として把握したものをまとめると、本市の課題は前章で掲げた次の7点です。

大仙市の課題

- (1) 生涯にわたって暮らしやすい住環境整備
- (2) 雪下ろしや雪かきの心配のない住環境整備
- (3) 住宅の耐震化の推進
- (4) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅についての情報提供
- (5) 空き家にならない、空き家を増やさない取り組み
- (6) 高齢者等の移動手段の確保
- (7) 子育て支援への取り組み

これらを踏まえ、10年後の本市の住生活、住環境がどうあるべきかを考えると「ライフステージが変わっても、季節が変わっても、誰でも、本市で、生涯にわたって、安心して暮らせるための住環境整備が求められている」と考えられます。

これらを踏まえ、本計画の基本方針を次のとおりとします。

誰もがいつでも安心して暮らすことのできる大仙の住まいづくり

2. 基本目標

基本方針の実現に向け、基本目標を次のとおり設定します。

基本目標1 誰にもやさしく、安全で安心できる住まいづくり

基本目標2 誰でも居住の安定を確保できる住まいづくり

基本目標3 四季を通じて、健康で快適な住まいづくり

基本目標4 自然にやさしく、環境に配慮した住まいづくり

第6章 施策の推進

目標を達成するために必要な施策を次に示します。

基本目標 1 誰にもやさしく、安全で安心できる住まいづくり

■数値目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
耐震性を有する住宅ストック比率	84.3% (H30)	88%
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	44.8% (H30)	59%
賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数	2,250戸 (H30)	2,300戸程度に抑える
「大仙市外に移りたい」とする市民の割合	8.1% (R2)	減少している
「住環境」に対する満足度	3.30 (R2)	増加している
住み良さの満足度	87.1% (R2)	増加している

■施策の体系

(1) 住宅リフォーム（バリアフリー化）の推進
(2) 住宅の耐震化の推進
(3) 空き家対策の推進
(4) 市営住宅のバリアフリー化の推進
(5) 被災住宅の復旧支援
(6) 公共交通ネットワークの維持
(7) 子育て世帯に対する支援

(1) 住宅リフォーム（バリアフリー化）の推進

・持ち家率が高く、一戸建ての割合が高い本市においては、住み慣れた地域、住み慣れた家で安心して生涯を送ることのできる住宅を維持することが大切です。そのため、住宅のリフォームを推進し、良質な居住環境を維持するための施策を実施します。

■重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値	中間値 (R3～6年度累計)	目標値 (R3～12年度累計)
住宅リフォーム支援事業におけるバリアフリー化工事補助件数	64件 (R1)	170件	700件

■具体的な施策

- ①高齢者、障がい者の身体機能や、介護・福祉サービス等の状況を考慮した住宅へのリフォームを推進

(2) 住宅の耐震化の推進

- ・「大仙市耐震改修促進計画」に係る施策を実施します。
- ・地震における住宅の倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することが求められていることから、木造住宅の耐震診断や耐震化工事に経済的支援を実施し、木造住宅の耐震化率の向上を図ります。
- ・地震によるブロック塀の倒壊は、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。ブロック塀の耐震性の向上を図るため、所有者等への啓発・注意喚起を実施します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	中間値（R3～6年度 累計）	目標値（R3～12年度 累計）
木造住宅耐震診断費用支援件数	2件（R2）	7件	30件
木造住宅耐震改修費用支援件数	0件（R2）	0件	10件

■具体的な施策

- ①「誰でもできるわが家の耐震診断」パンフレットによる耐震診断の普及を推進
- ②木造住宅の耐震診断、耐震改修費用について支援を実施
- ③ブロック塀の安全確保対策について、所有者等への啓発・注意喚起を実施

(3) 空き家対策の推進

- ・「大仙市空き家等対策計画」に係る施策を実施します。
- ・世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅をこれ以上増加させることのないよう、空き家発生の予防・啓発を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	中間値（R3～6年度 累計）	目標値（R3～12年度 累計）
空き家解体費用補助件数	6件（R1）	257件	100件

■具体的な施策

- ①空き家の適正管理の促進
- ②空き家発生予防のための相談体制の充実と啓発活動の実施
- ③空き家の解体促進
- ④空き家の利活用促進

(4) 市営住宅のバリアフリー化の推進

- ・高齢者、子育て世帯、身体の不自由なかなたなど、誰にもやさしい市営住宅とするため、バリアフリー化を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	中間値（R6）	目標値（R12）
大仙市公営住宅等長寿命化計画の計画修繕・改善事業における浴室改修事業の実施率	—	0%	100%

■具体的な施策

①市営住宅のバリアフリー化の推進

（5）被災住宅の復旧支援

- ・住宅の応急修理制度（災害のため住居が半壊、半焼の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住可能となり、かつ、その世帯が自らの資力では応急修理をすることができない場合に、自治体が必要最小限度の修理を行う制度）を構築します。
- ・災害により被災した住宅の復旧費用を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	中間値（R6）	目標値（R12）
住宅の応急修理を行う業者数	0社（R2）	11社	40社

■具体的な施策

①災害により被災し、住宅の改修が必要になった場合の住宅の復旧支援

（6）公共交通ネットワークの維持

- ・「大仙市地域公共交通計画マスタープラン」に係る施策を実施します。
- ・高齢者などの移動制約者でも移動しやすいよう、高齢者などが安心して暮らすことができるよう、買い物や通院等の足となる公共交通の利便性確保を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	中間値（R6）	目標値（R12）
公共交通空白地区数	4地区（H30）	2地区	0地区

■具体的な施策

①居住地と中核拠点や地域拠点を結ぶ公共交通の維持及び拠点間の公共交通網整備の推進

（7）子育て世帯に対する支援

- ・「大仙市子ども計画」に係る施策を実施します。
- ・子育て世帯のライフステージに応じた子どもとの暮らしやすい住環境整備を図るため、三世帯同居の後押しとなるリフォーム支援や、世帯が求める柔軟な改修への支援を実施します。

■重要業績評価指標（KPI）

指標名	基準値	中間値（R3～6年度累計）	目標値（R3～12年度累計）
子育て世帯に対する住宅リフォーム支援件数	56件（R1）	304件	800件

■具体的な施策

- ①三世帯同居の後押しとなるリフォーム支援や、世帯が求める柔軟な改修への支援を実施
- ②大仙市子ども計画に係る施策の実施

基本目標 2 誰でも居住の安定を確保できる住まいづくり

■数値目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
最低居住面積水準未満率	3.9% (H30)	解消されている

■施策の体系

- (1) 大仙市公営住宅等長寿命化計画に沿った市営住宅の活用・適正な管理戸数の維持
- (2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供の推進

(1) 大仙市公営住宅等長寿命化計画に沿った市営住宅の活用・適正な管理戸数の維持

- ・市営住宅において、安全で快適な住まいを長期的に確保するため、予防保全的な観点から修繕や改善を実施します。また、用途廃止を含め、適正な管理戸数の維持に努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値	中間値 (R6)	目標値 (R12)
大仙市公営住宅等長寿命化計画における計画修繕・改善事業 (浴室改修事業以外) の実施率	—	0%	100%

■具体的な施策

- ①大仙市公営住宅等長寿命化計画に基づく、計画修繕・改善事業の着実な実施

(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供の推進

- ・高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みです。市営住宅だけでは、立地条件や間取りについて要望を満たすことが難しくなっている一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供を推進します。

■重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値	中間値 (R3~6年度累計)	目標値 (R3~12年度累計)
市営住宅の入居がかなわなかった世帯への情報提供数	0件 (R1)	0件	250件

■具体的な施策

- ①住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供の推進

基本目標3 四季を通じて、健康で快適な住まいづくり

■数値目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
さらに推進すべき取り組みにおいて「除排雪体制の充実」と回答した割合	12.1% (R2)	減少している

■施策の体系

(1) 除雪対応の推進
(2) 克雪住宅の推進

(1) 除雪対応の推進

- ・「大仙市雪対策総合計画」に係る施策を実施します。
- ・本市は、市内全域が豪雪地帯に、さらに一部が特別豪雪地帯に指定されており、雪を克服するための環境整備が必要とされていることから、除雪対応を推進します。

■重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値	中間値 (R6)	目標値 (R12)
雪の課題に自主的に取り組む団体数	30団体 (H30)	62団体	66団体

■具体的な施策

- ①地域の実情に合わせた効率的な除排雪の維持
- ②高齢者等の間口除雪や屋根の雪下ろしについて支援を継続
- ③自主的及び自発的に除排雪に取り組む自治会やボランティア組織との連携を推進

(2) 克雪住宅の推進

- ・「大仙市雪対策総合計画」に係る施策を実施します。
- ・本市は、市内全域が豪雪地帯に、さらに一部が特別豪雪地帯に指定されており、雪を克服するための環境整備が必要とされていることから、住宅の克雪化を推進します。

■重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値	中間値 (R3~6年度累計)	目標値 (R3~12年度累計)
住宅リフォーム支援事業における克雪対策工事補助件数	74件 (R1)	348件	750件

■具体的な施策

- ①雪下ろしの不要な住宅や、除雪が不要な克雪住宅へのリフォームを推進

基本目標 4 自然にやさしく、環境に配慮した住まいづくり

■数値目標

指標名	基準値	目標値 (R12)
一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	68.8% (H30)	75%

■施策の体系

(1) 環境にやさしく快適な住まいづくり

(1) 環境にやさしく快適な住まいづくり

- ・先祖代々大切暮らしてきた住宅の中には、近年建築された住宅よりも断熱性・気密性が低い住宅もあることから、これらを次の世代に残し、環境にやさしく快適な住まいにしていくために、窓、外壁、屋根・天井又は床等の断熱性向上を図るリフォームを推進します。

■重要業績評価指標 (KPI)

指標名	基準値	中間値 (R3~6年度累計)	目標値 (R3~12年度累計)
住宅リフォーム支援事業における省エネ対策工事補助件数	241件 (R1)	521件	2,600件
市営住宅共有スペース照明のLED化率	0% (R2)	19.0%	100%
新築住宅における認定長期優良住宅の申請件数	21件 (R1)	107件	250件

■具体的な施策

- ① 住まいの断熱改修の推進
- ② 市営住宅への省エネルギー型設備等の導入
- ③ 省エネ住宅の認定等の促進
- ④ 長期優良住宅の普及促進

第7章 計画の実現に向けて

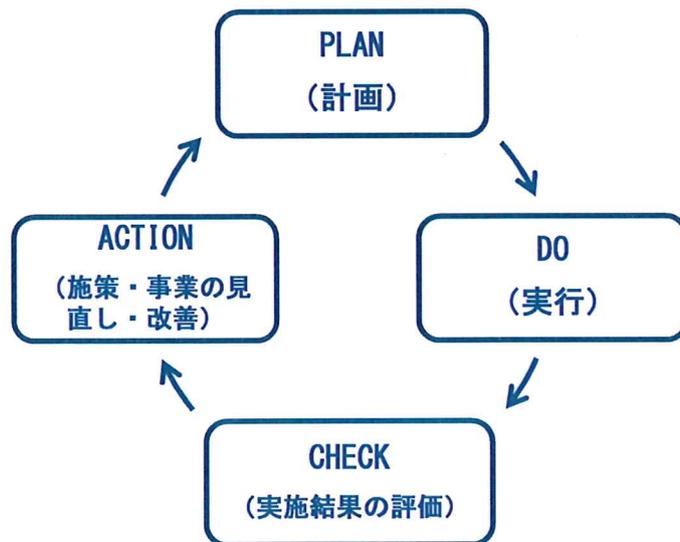
1. 住生活に関わるすべての主体の参画と協働

本計画に基づく施策を推進していくためには、市民一人ひとりをはじめ、市、関連業者、関係団体のほか、地域住民による団体、NPO法人など、住まいづくりに携わる全ての主体の参画と協働が必要となります。

市においては、関係部局の連携を図り、本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

2. 適正な進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、基本目標ごとの数値目標と重要業績評価指標（KPI）の達成状況に基づき、毎年度、PDCAサイクルによる評価検証を行い、随時必要な見直しを行います。



別紙1 住宅性能水準

住宅性能水準は、居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針となるものであり、その内容は以下のとおりとします。

1 基本的機能

(1) 居住室の構成等

- ① 各居住室の構成及び規模は、個人のプライバシー、家庭の団らん、接客、余暇活動等に配慮して、適正な水準を確保します。ただし、都市部における共同住宅等において都市における利便性を考慮する場合は、個人のプライバシー、家庭の団らん等に配慮して、適正な水準を確保します。
- ② 専用の台所その他の家事スペース、便所（原則として水洗便所）、洗面所及び浴室を確保します。ただし、適切な規模の共用の台所及び浴室を備えた場合は、各個室には専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所を確保すれば足りるものとし、ます。
- ③ 世帯構成に対応した適正な規模収納スペースを確保します。

(2) 共同住宅における共同施設

- ① 中高層住宅については、原則としてエレベーターを設置します。
- ② バルコニー、玄関まわり、共用廊下等の適正な広さを確保します。
- ③ 集会所、子供の遊び場等の設置及び駐車場の確保に努めます。
- ④ 自転車置場、ゴミ収集スペース等を確保します。

2 居住性能

(1) 耐震性等

想定される大規模地震・暴風等による荷重・外力に対し、構造躯体が倒壊等に至らないように、耐震性能を含む構造強度について、適正な水準を確保します。

(2) 防火性

火災に対して安全であるように、延焼防止及び覚地・避難のしやすさについて、適正な水準を確保します。

(3) 防犯性

外部からの侵入を防止するため、出入口や窓等の侵入防止対策等について、適正な水準を確保します。

(4) 耐久性

長期の安定した居住を可能とする耐久性を有するように、構造躯体の劣化防止について、適正な水準を確保します。

(5) 維持管理等への配慮

設備配管等の維持管理・修繕等の容易性について、適正な水準を確保します。また、増改築、改装及び模様替えの容易性について、適正な水準を確保します。

(6) 断熱性等

快適な温度環境の確保が図られるように、結露の防止等に配慮しつつ、断熱性、気密性等について、適正な水準を確保します。また、住戸内の室温差が小さくなるよう、適正な水準を確保します。

(7) 室内空気環境

清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質、石綿等の汚染物質発生防止、換気等について、適正な水準を確保します。

(8) 採光等

窓等の外壁の開口部からの採光等について、適正な水準を確保します。

(9) 遮音性

隣接住戸、上階住戸からの音等が日常生活に支障とならないように、居室の界床及び界壁並びに外壁の開口部の遮音について、適正な水準を確保します。

(10) 高齢者等への配慮

加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも基本的にはそのまま住み続けることができるように、住戸内、共同住宅の共用部分等について、段差の解消、手すりの設置、廊下幅の確保、便所の配置等に関し、日常生活の安全性及び介助行為の容易性について、適正な水準を確保します。

(11) その他

家具等の転倒の防止、落下物の防止、ガス漏れ・燃焼排ガスによる事故の防止、防水性、設備等の使いやすさ等について、適正な水準を確保します。

3 外部性能

(1) 環境性能

自然エネルギーの利用、断熱性の向上やエネルギー効率の高い設備機器の使用などエネルギーの使用の合理化、断熱材のノンフロン化等について、適切な水準を確保します。また、建設・解体時の廃棄物の削減、解体処理・リサイクルの容易性、地域材・再生建材の利用、雨水・雑排水の処理・有効利用、敷地内の緑化等について、適正な水準を確保します。

(2) 外観等

外壁、屋根、門塀等の配置及びデザインの周辺との調和について、適切な水準を確保します。

別紙2 最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準です。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、別紙1の住宅性能水準の基本的機能を充たすことを前提に、以下のとおりとします。

- (1) 単身者 25㎡
- (2) 2人以上の世帯 $10\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 10\text{㎡}$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定します。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とします。

2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除します。

3 次の場合には、上記の面積によらないことができます。

- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

別紙3 誘導居住面積水準

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなります。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は別紙1の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとします。

(1) 一般型誘導居住面積水準

- ① 単身者 55㎡
- ② 2人以上の世帯 $25\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 25\text{㎡}$

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

- ① 単身者 40㎡
- ② 2人以上の世帯 $20\text{㎡} \times \text{世帯人数} + 15\text{㎡}$

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定します。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とします。

2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除します。

3 次の場合には、上記の面積によらないことはできます。

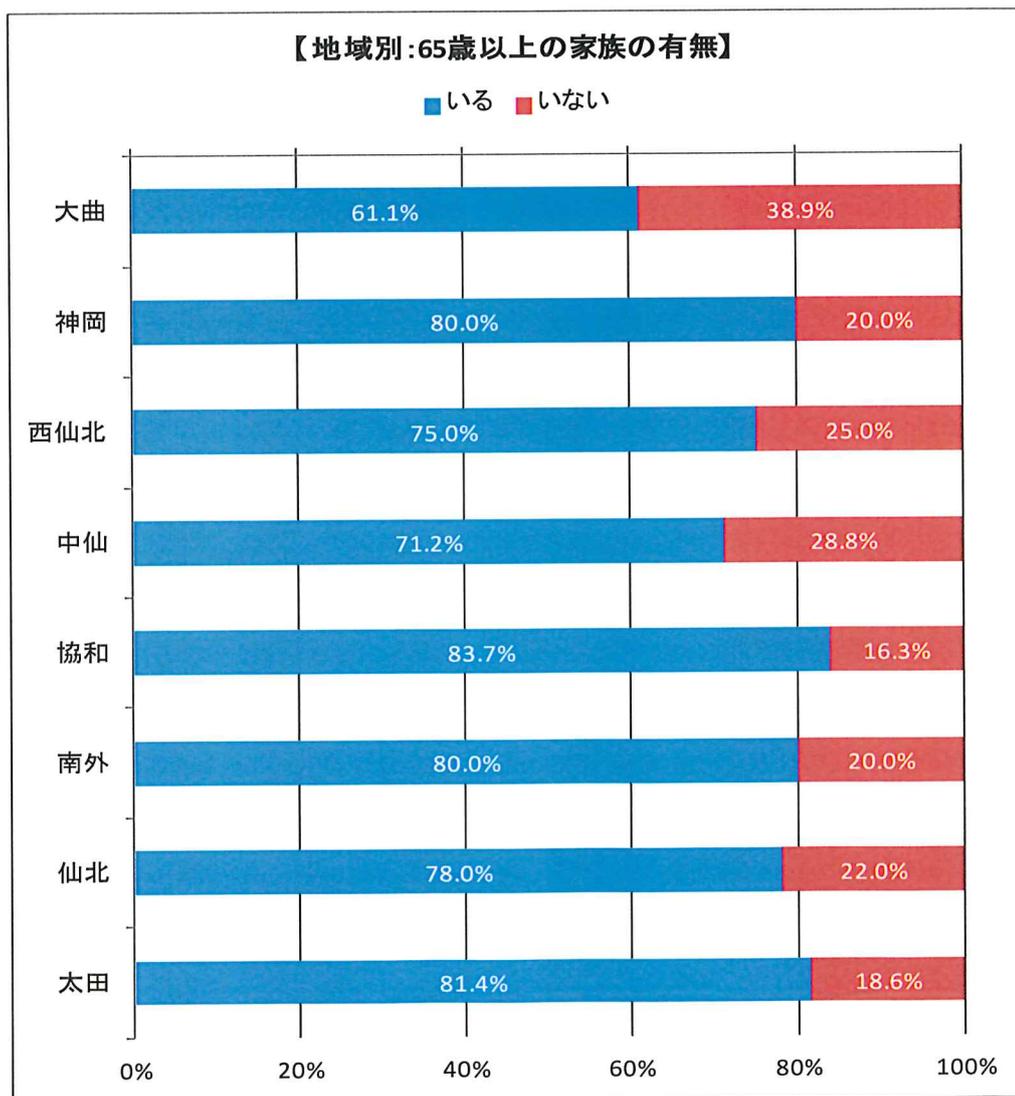
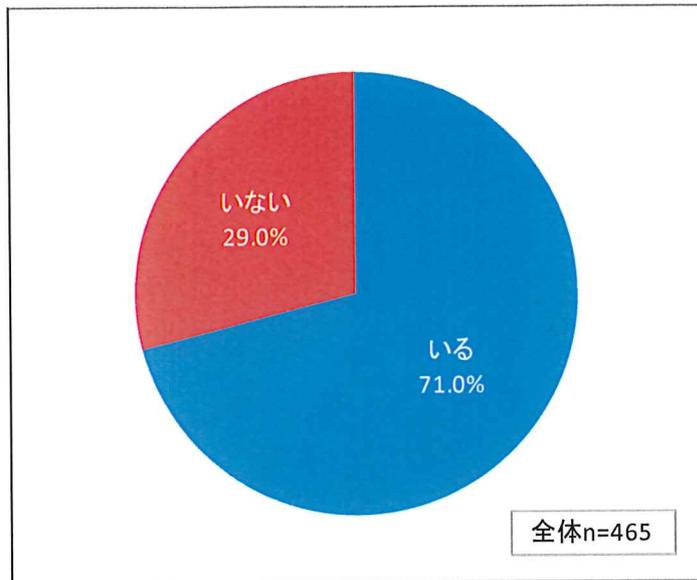
- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

別紙4 市民アンケート結果

第1期大仙市住生活基本計画が令和3年3月に終期を迎えることを踏まえ、市民の皆さまにお住いの現状とご意見をうかがい、第2期計画の策定に向けた基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

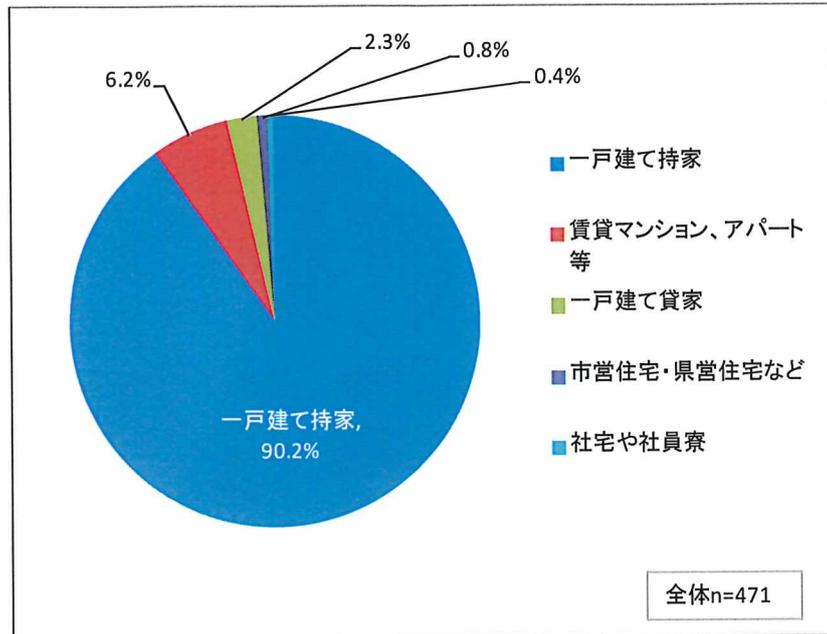
図表1 65歳以上の家族の有無

65歳以上の家族がいる回答者は71.0%となっています。

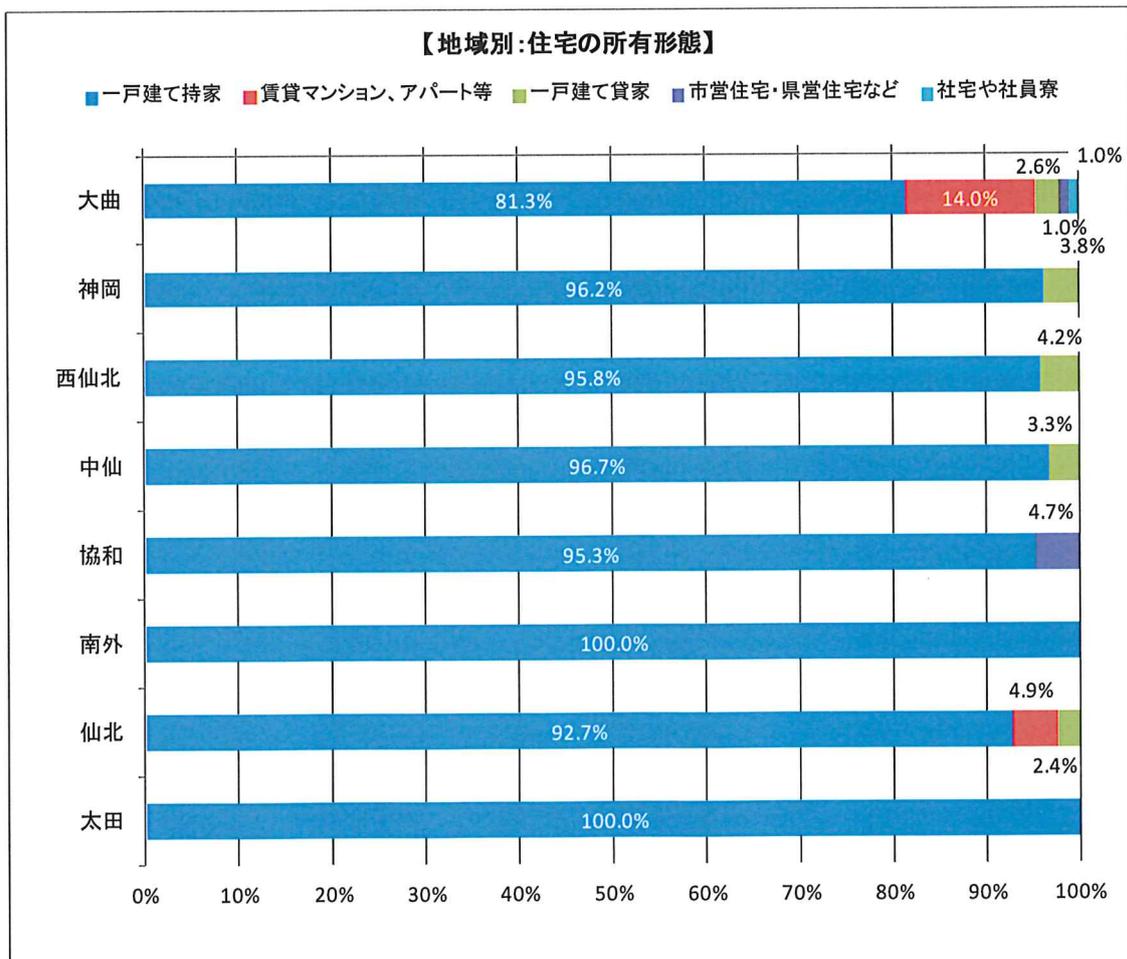


図表2 居住している住宅の所有形態

回答者の居住している住宅の所有形態は「一戸建て持家」が90.2%で最も多く、次いで「賃貸マンション、アパート等」の6.2%となっています。

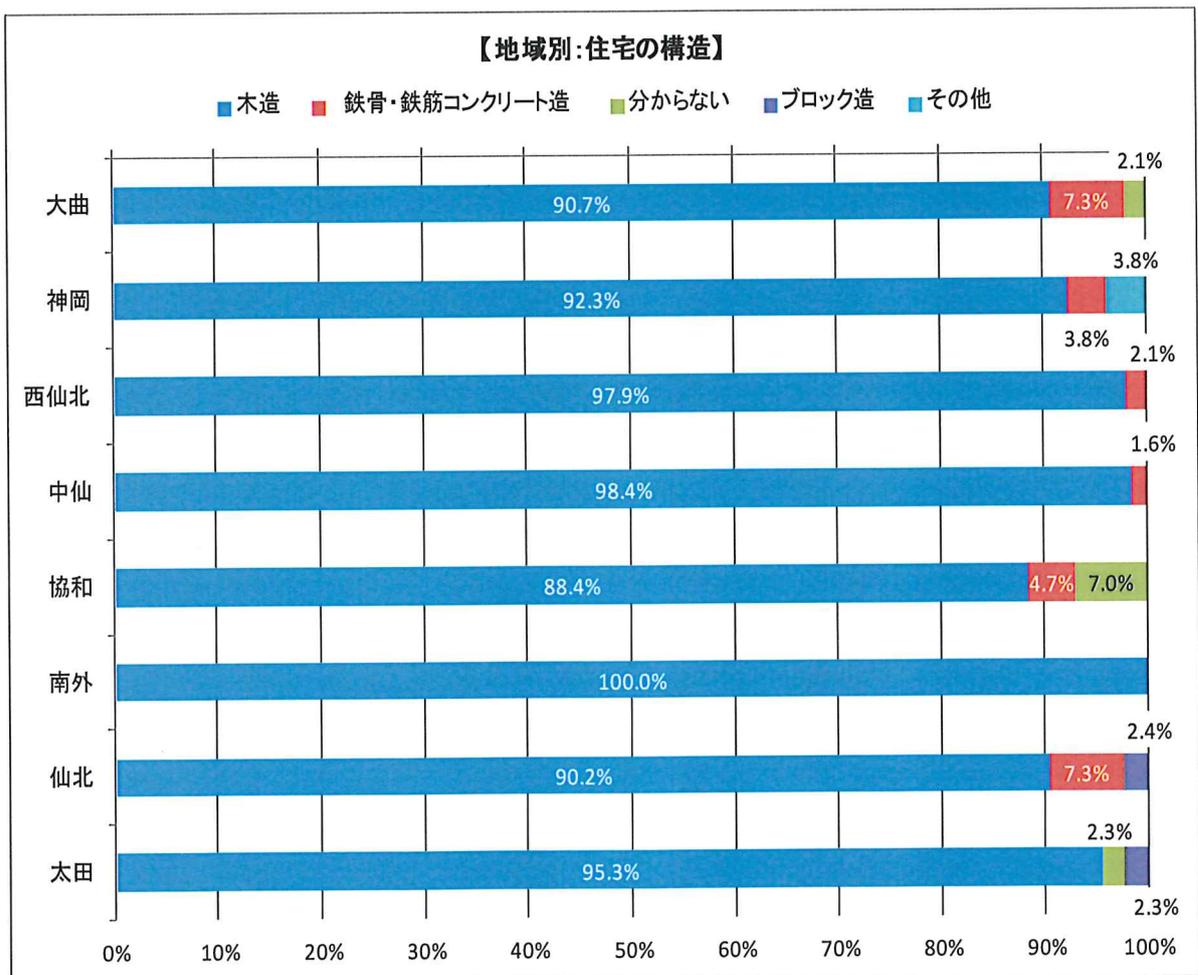
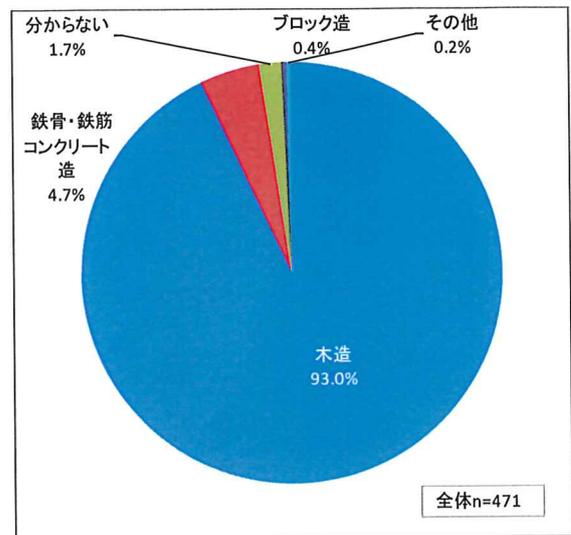


【地域別:住宅の所有形態】



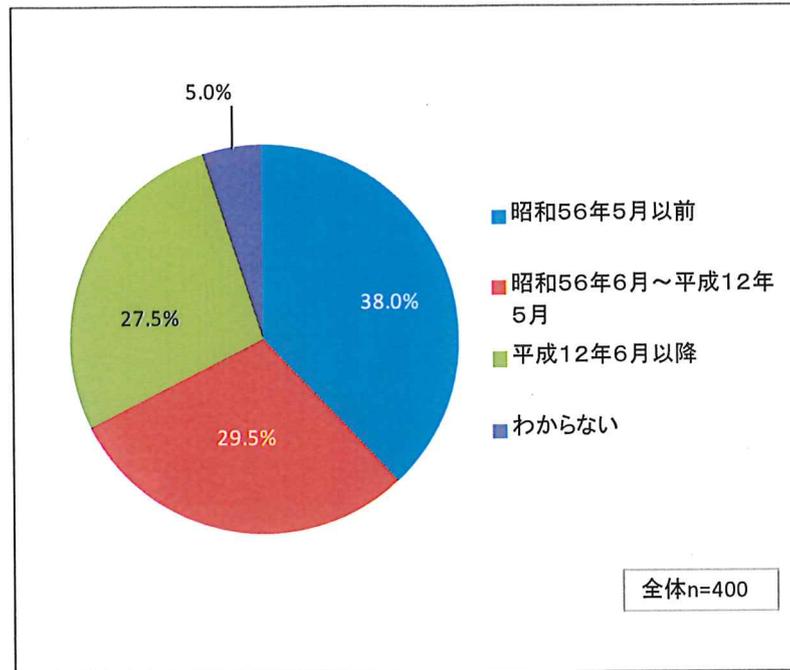
図表3 居住している住宅の構造

居住している住宅の構造は「木造」が93.0%で最も多く、次いで「鉄骨・鉄筋コンクリート造」の4.7%となっています。



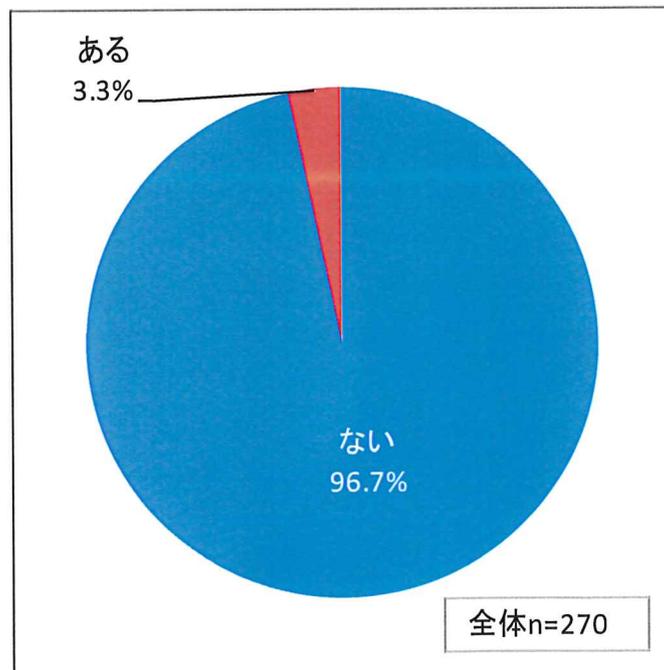
図表4 木造一戸建て持家の建築時期

木造一戸建て持家の建築時期は「昭和56年5月以前」が38.0%で最も多く、次いで「昭和56年6月～平成12年5月」の29.5%となっており、平成12年5月以前建築が67.5%となっています。

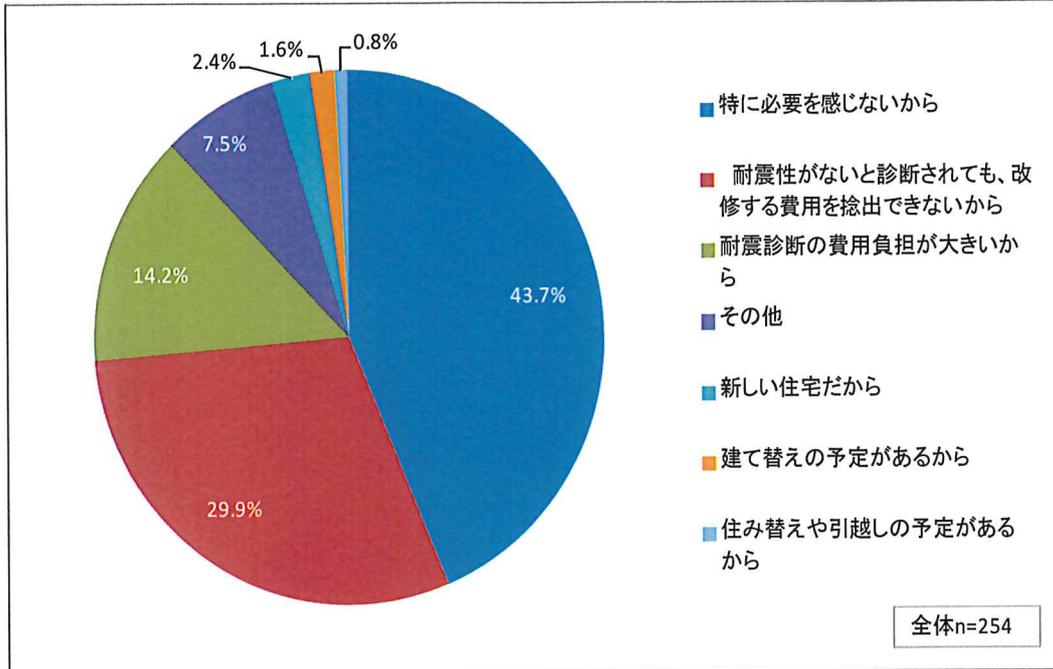


図表5 平成12年5月以前建築の木造一戸建て持家の耐震診断有無

平成12年5月以前建築の木造一戸建て持家の耐震診断有無については「診断を受けたことがない」が96.7%となっています。



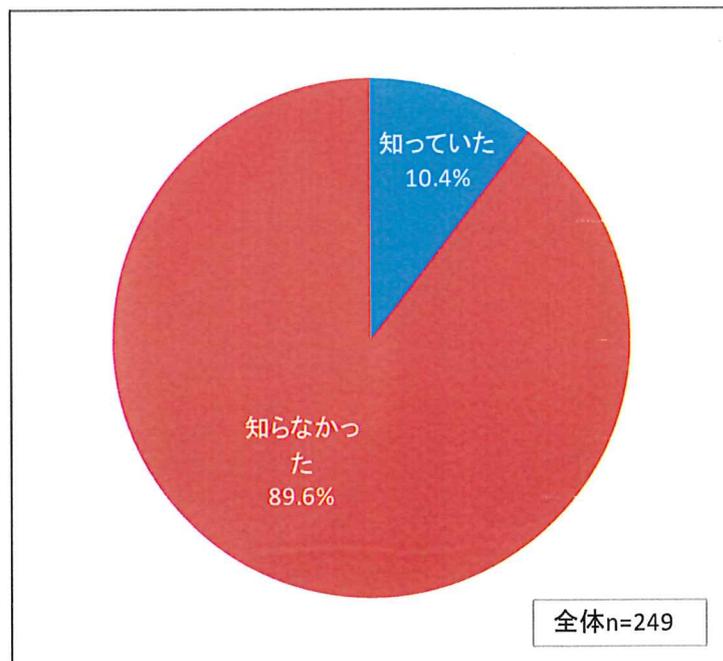
図表6 平成12年5月以前建築の木造一戸建て持家において、耐震診断を受けていない理由



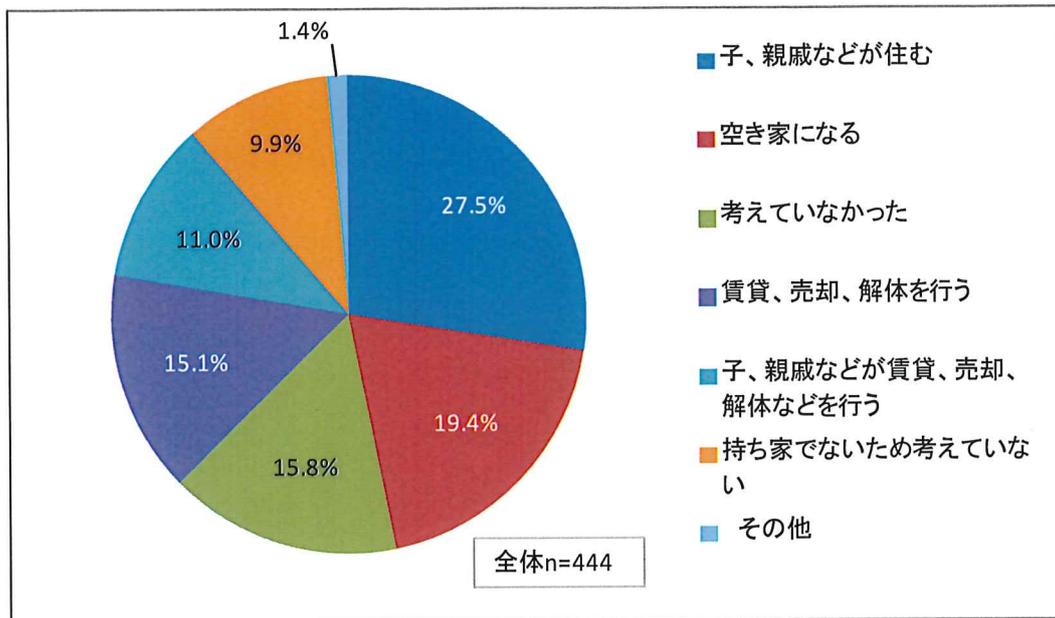
平成12年5月以前建築の木造一戸建て持家において、耐震診断を受けていない理由で最も多いのが「特に必要を感じないから」で43.7%、次いで「耐震改修費用を捻出できないから」の29.9%となっています。

図表7 平成12年5月以前建築の木造一戸建て持家において、耐震診断を受けていない世帯が、耐震診断費用の支援があることを知っていたかどうか

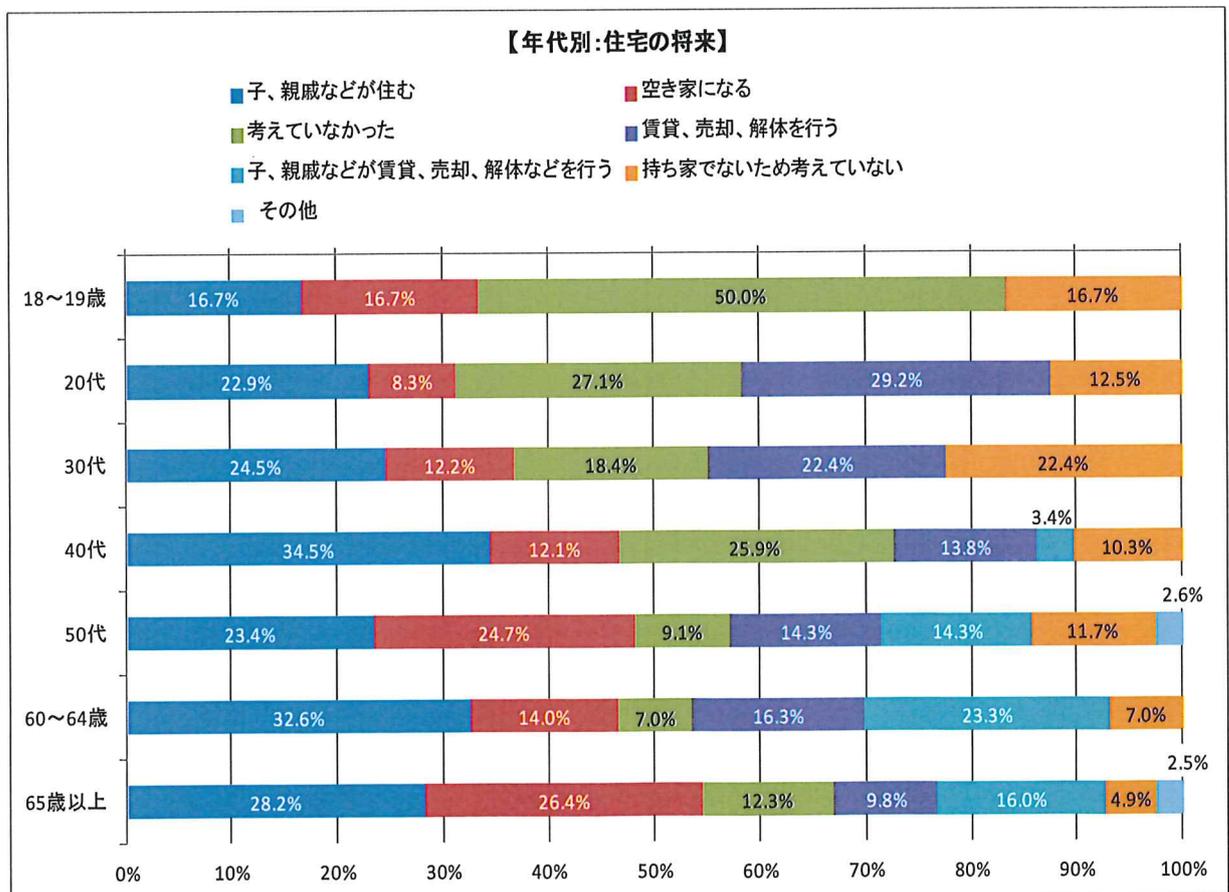
平成12年5月以前建築の木造一戸建て持家において、耐震診断を受けていない世帯が、耐震診断費用の支援があることを知っていたかについては「知らなかった」が89.6%となっています。



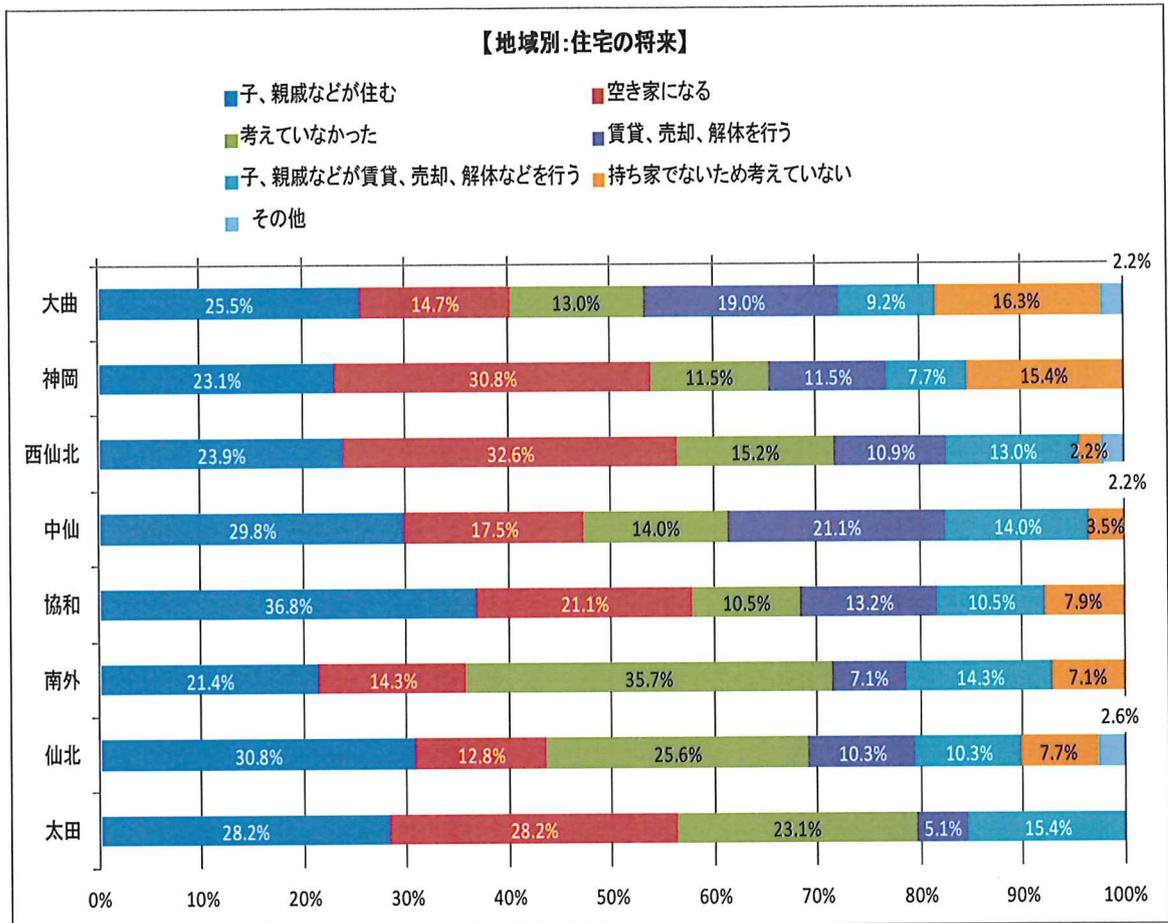
図表8 現在お住まいの住宅を必要としなくなった場合の住宅の将来



住宅の将来について最も多いのは「子、親戚などが住む」で27.5%、次いで「空き家になる」19.4%となっています。「空き家になる」と「考えていなかった」を合わせると、35.2%となっています。



年代別にみると、65歳以上の「空き家になる」と「考えていなかった」を合わせると、38.7%となっています。



地域別に見ると、神岡地域、西仙北地域においては「空き家になる」と答えた方の割合が、最も高く「空き家になる」「考えていなかった」を合わせた割合は、南外地域と太田地域においては50%を超えています。

図表9 周辺環境の満足度（点数順）

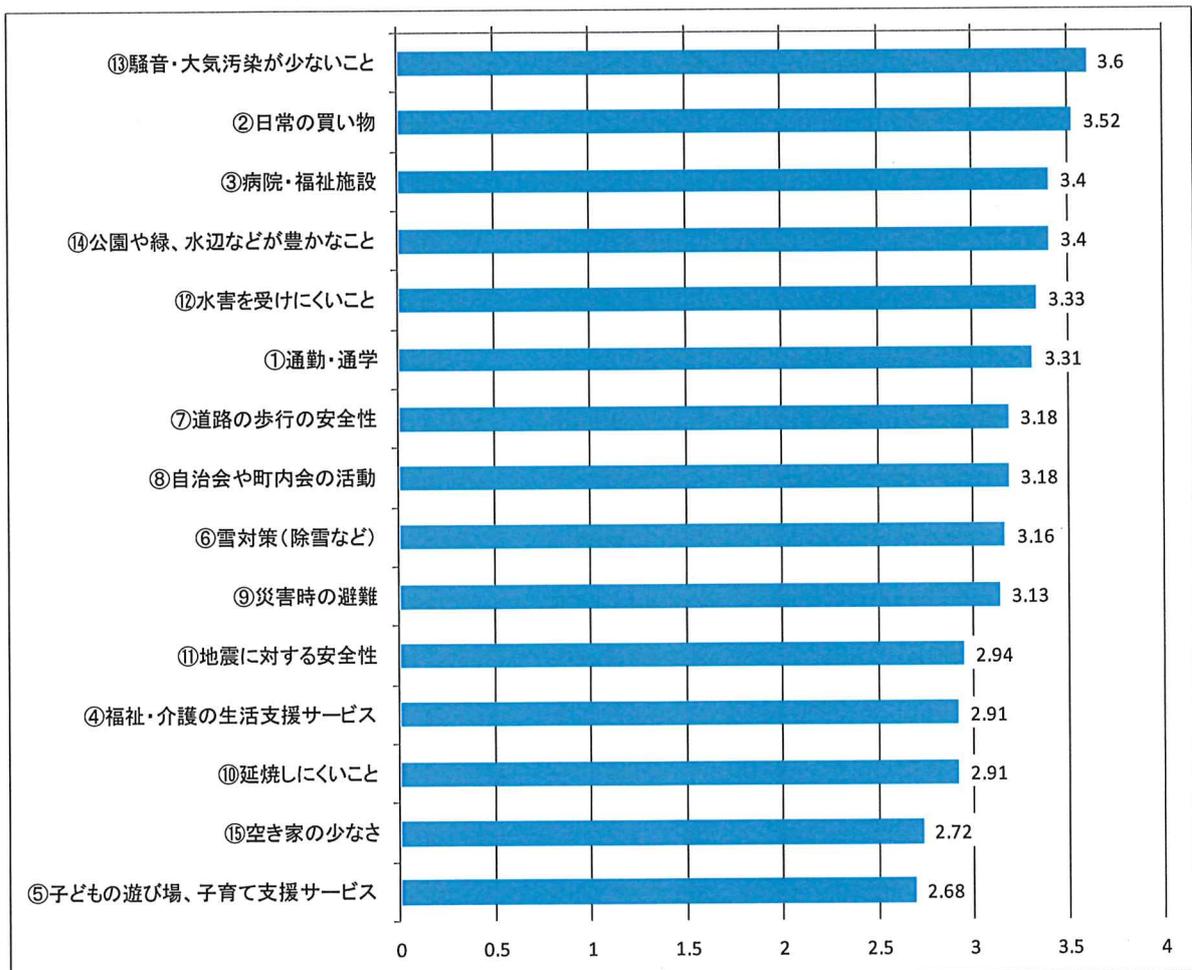
15項目について、選択肢を5つとし、次のとおり点数化しています。

1. 気にしていない (1点)
2. 非常に不満 (2点)
3. 多少不満 (3点)
4. まあ満足 (4点)
5. 満足 (5点)

平均が4点だと「まあ満足」していると言えます。

満足度が高い項目は「騒音・大気汚染が少ないこと」で3.6、「日常の買い物」が3.52、「病院・福祉施設」が3.4の順となっています。

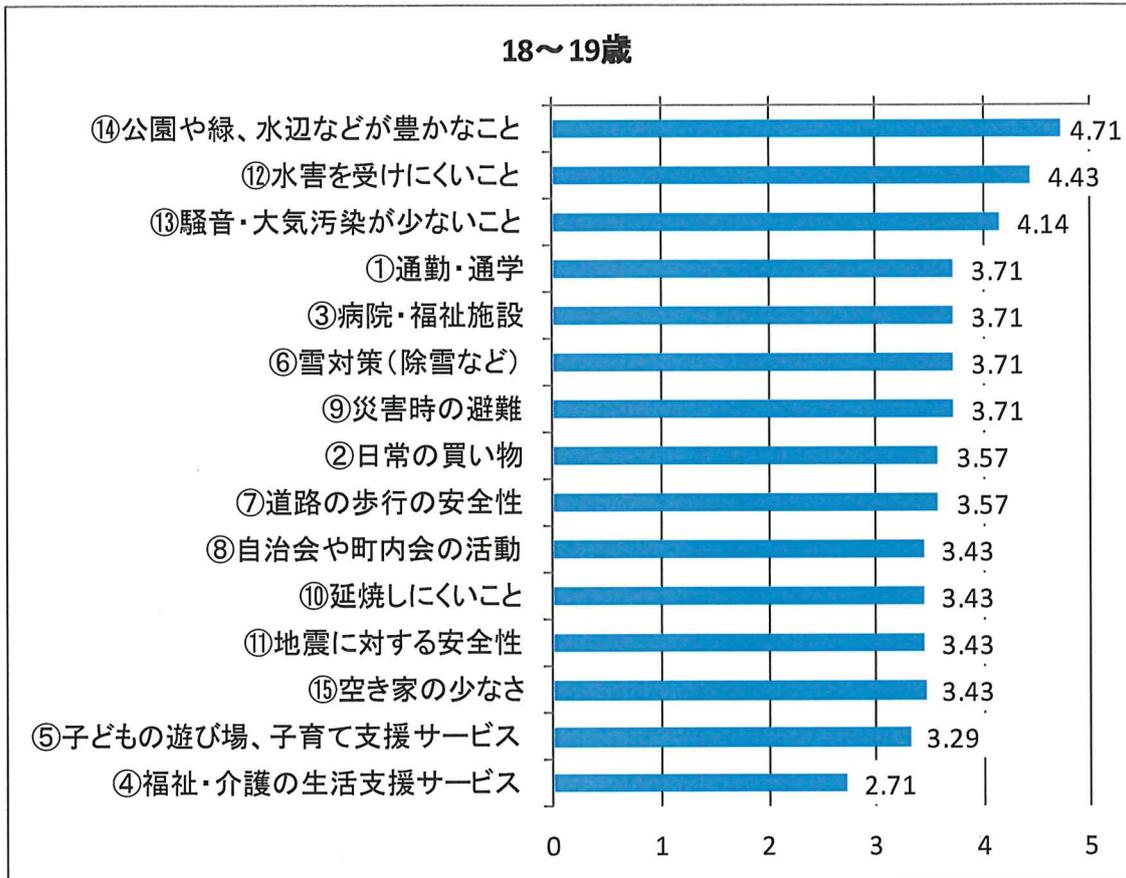
一方、満足度の低い項目は、下位から「子どもの遊び場、子育て支援サービス」が2.68、「空き家の少なさ」が2.72、「延焼しにくいこと」「福祉・介護の生活支援サービス」が2.91の順となっています。



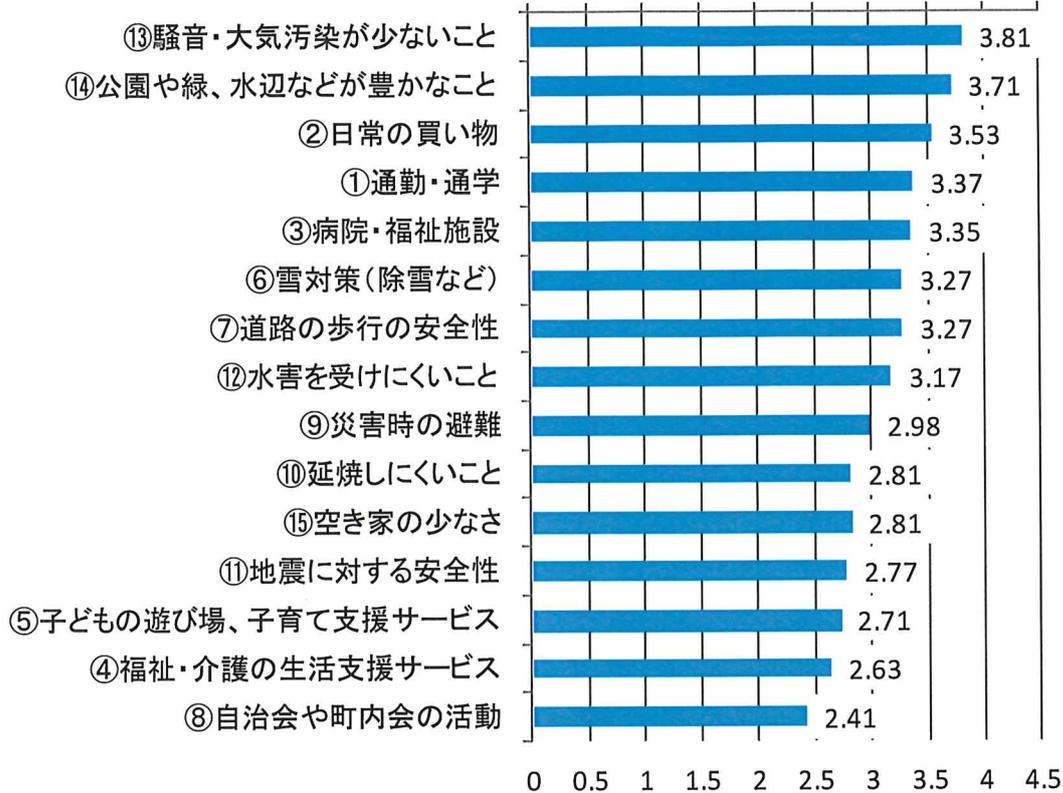
図表10 周辺環境の満足度（年代別）

年代別に周辺環境の満足度を見ると、上位項目については、全年代において「騒音・大気汚染が少ないこと」、20代以上の年代において「日常の買い物」が挙げられています。

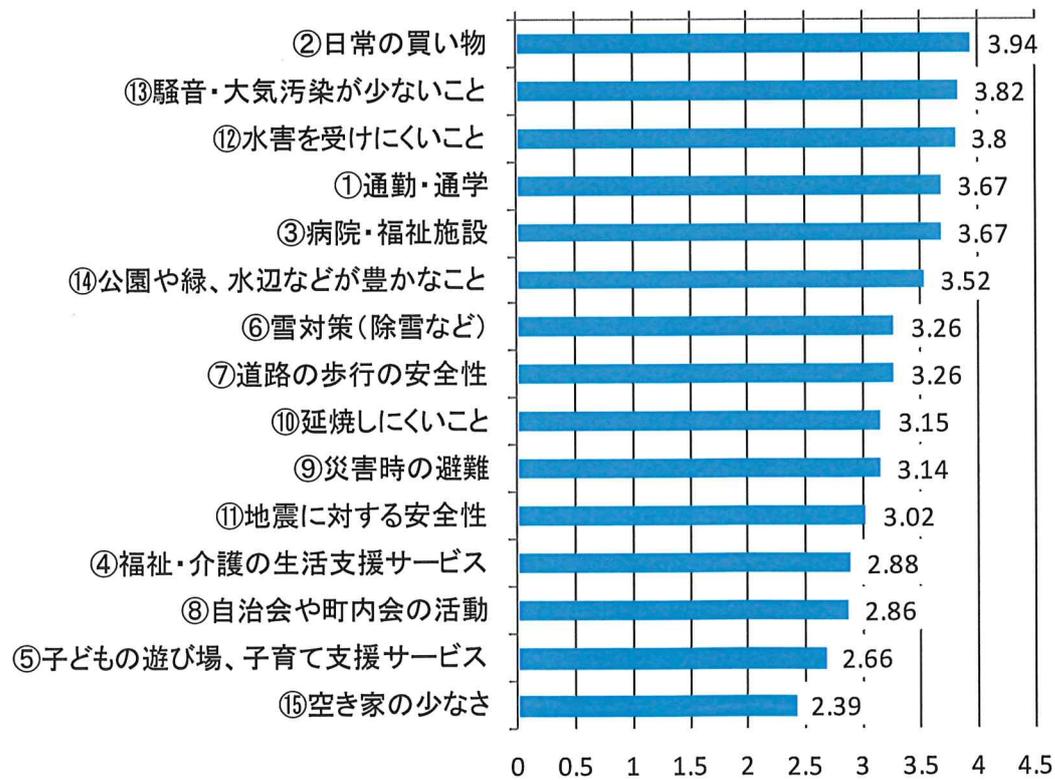
一方、下位項目については、全年代において「子どもの遊び場、子育て支援サービス」、30代以上の年代において「空き家の少なさ」が挙げられています。



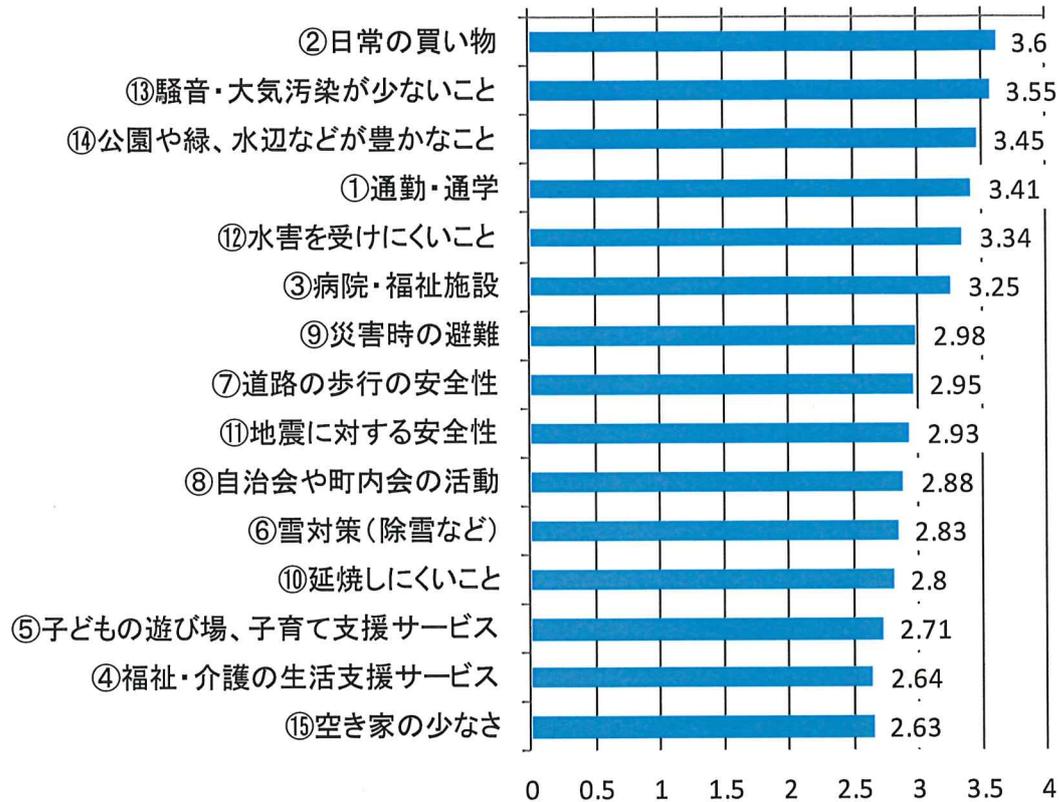
20代



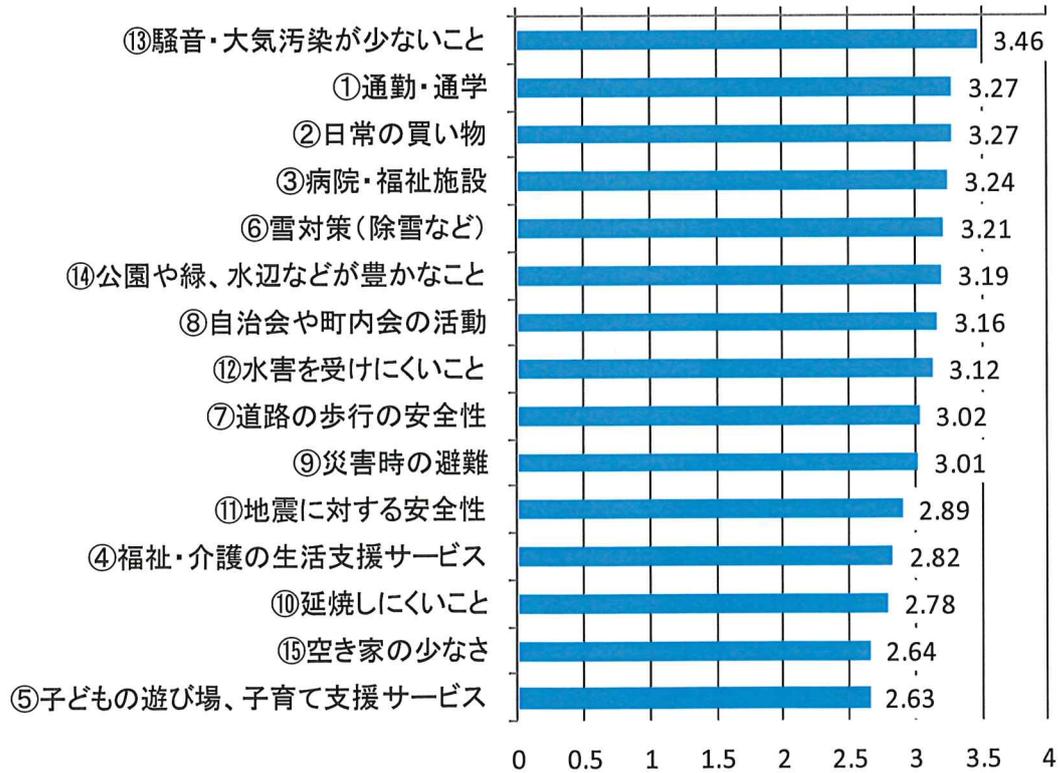
30代



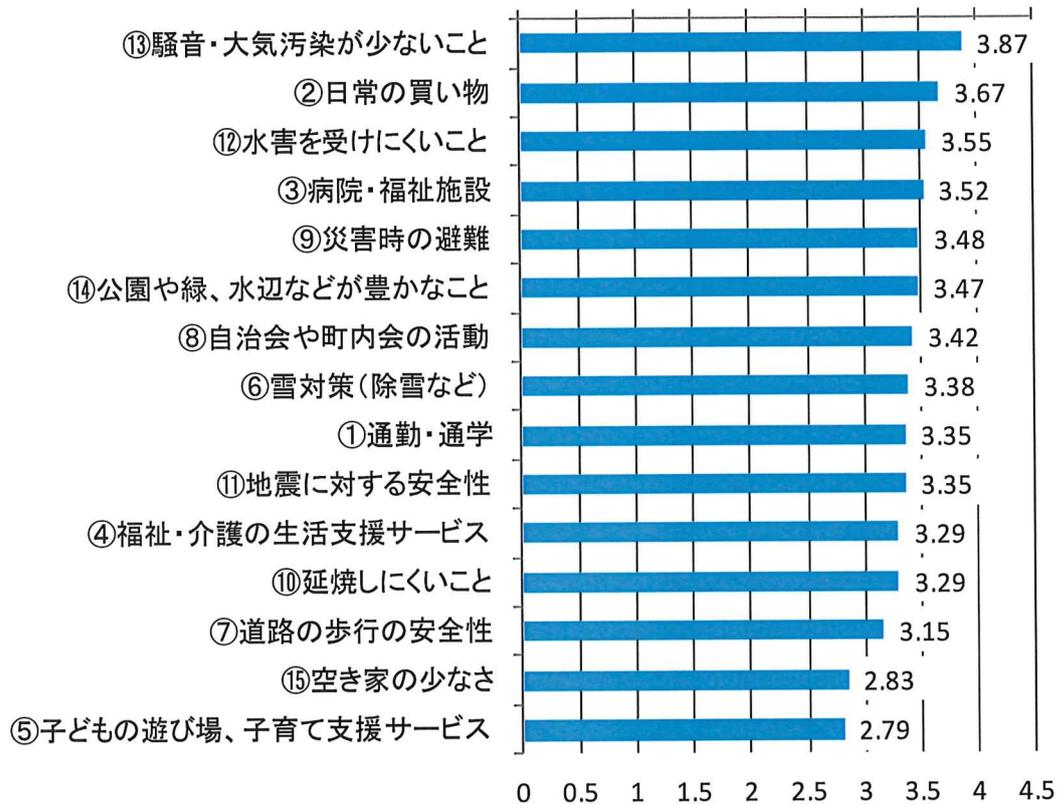
40代



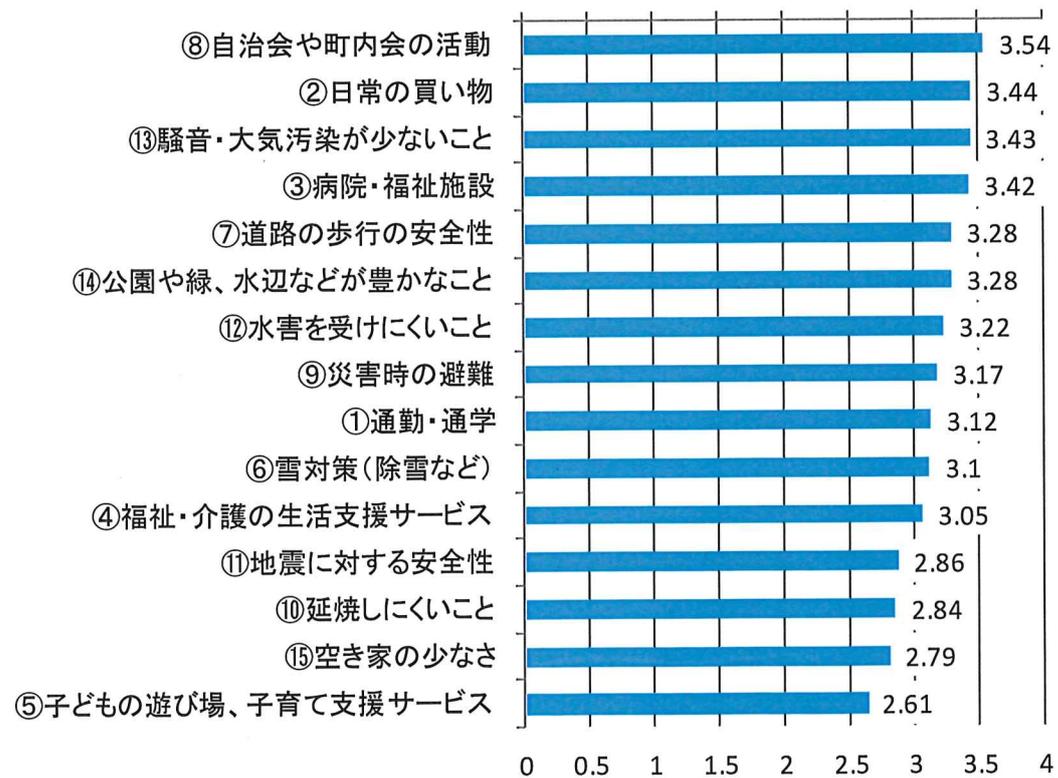
50代



60～64歳



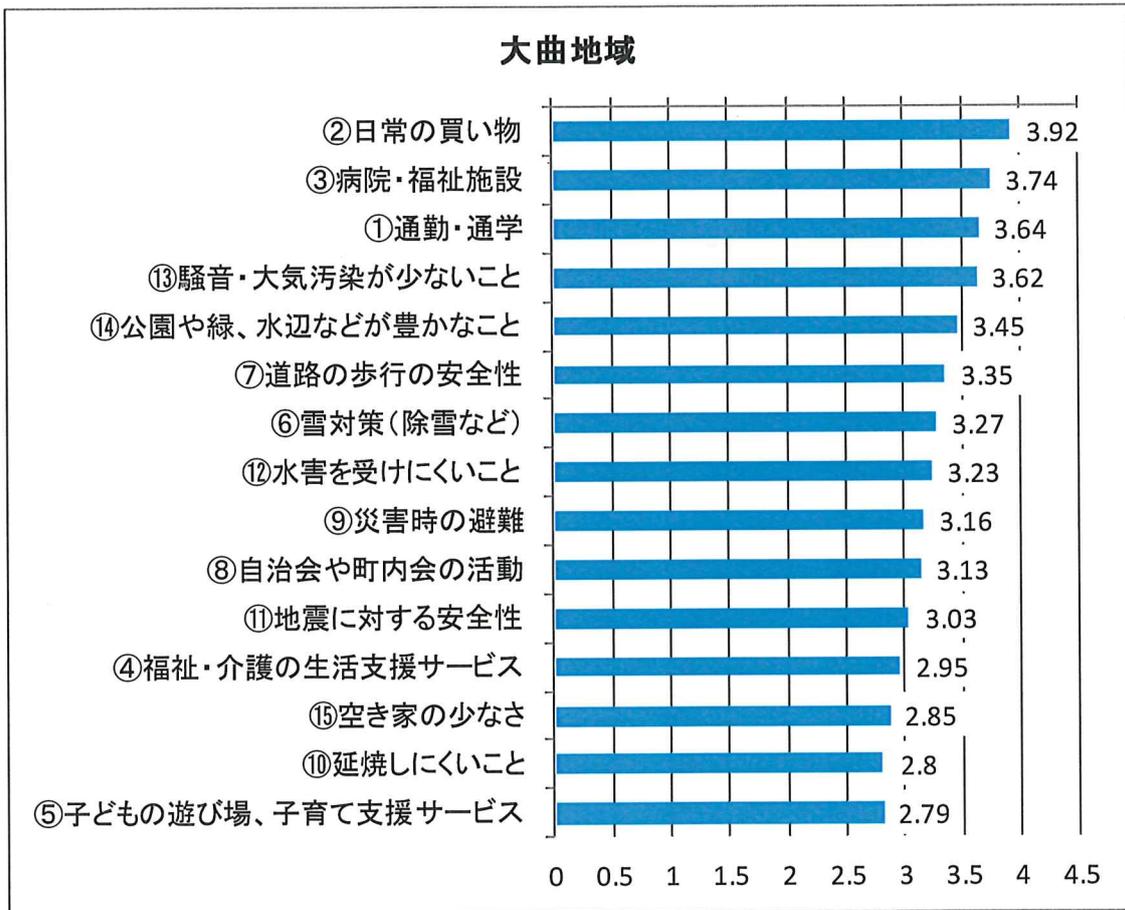
65歳以上



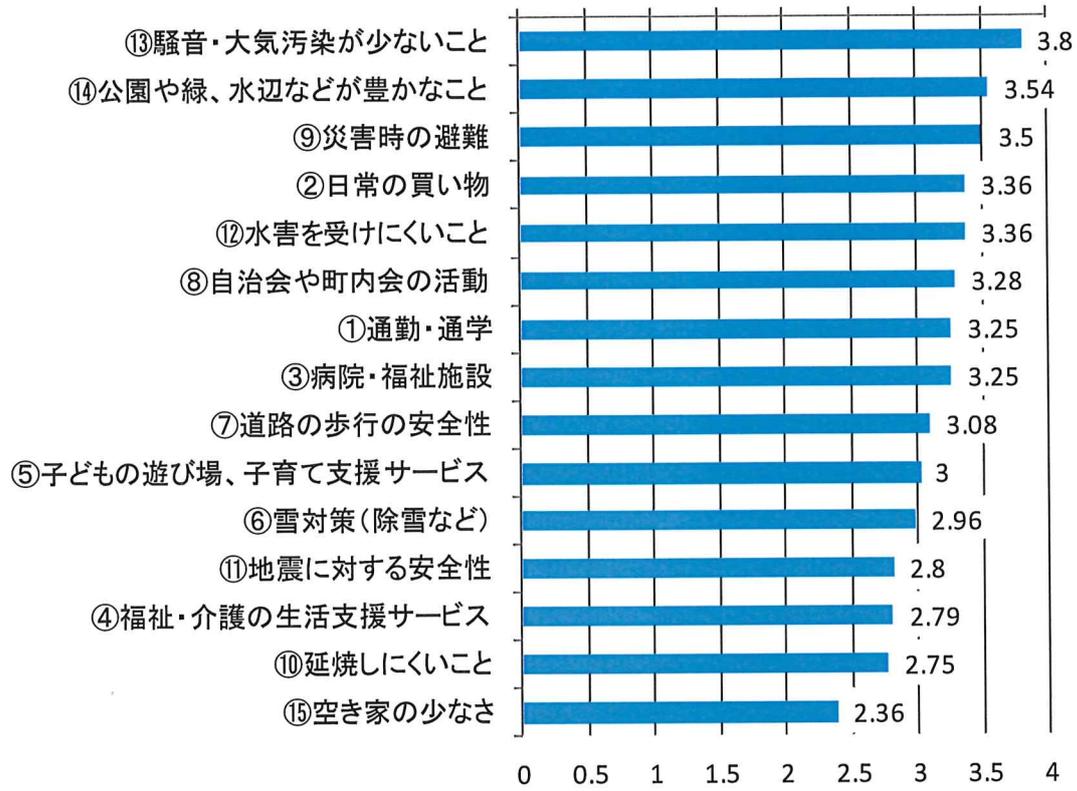
図表 1 1 周辺環境の満足度（地域別）

地域周辺環境の満足度を見ると、上位項目については、大曲地域を除いた7地域において「騒音・大気汚染が少ないこと」、大曲、神岡、西仙北地域を除いた5地域において「水害を受けにくいこと」、大曲、中仙、協和地域を除いた5地域において「公園や緑、水辺などが豊かなこと」が挙げられています。

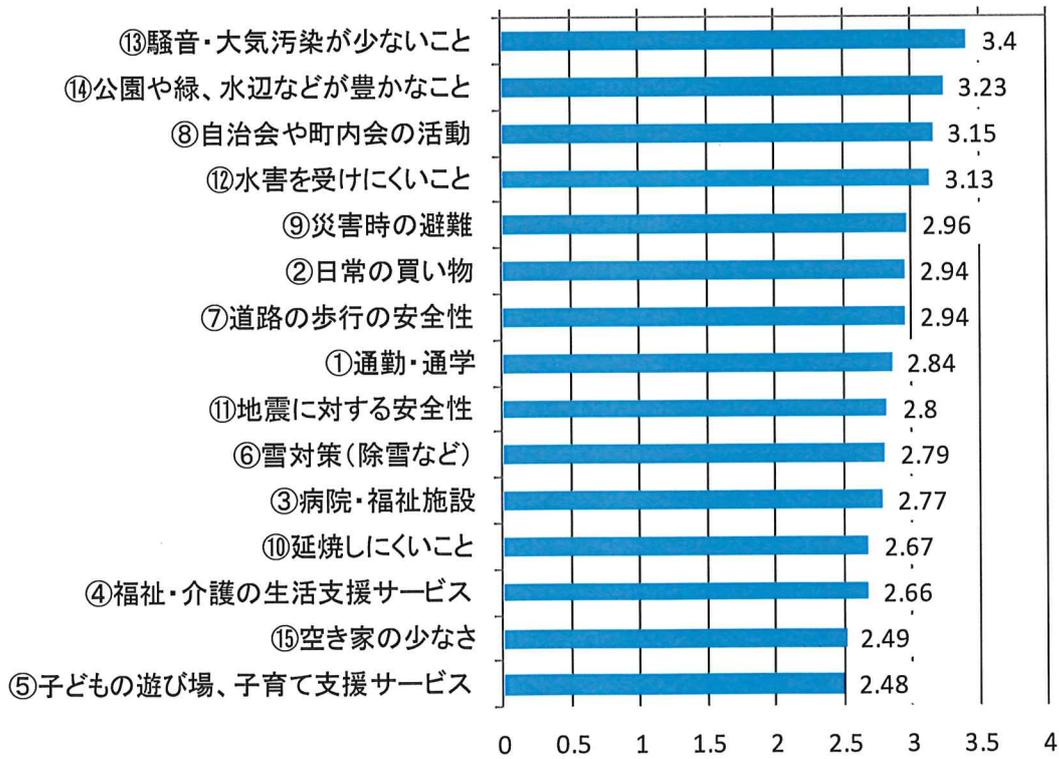
一方、下位項目については、神岡地域を除いた7地域において「子どもの遊び場、子育て支援サービス」、南外地域を除いた7地域において「空き家の少なさ」が挙げられています。



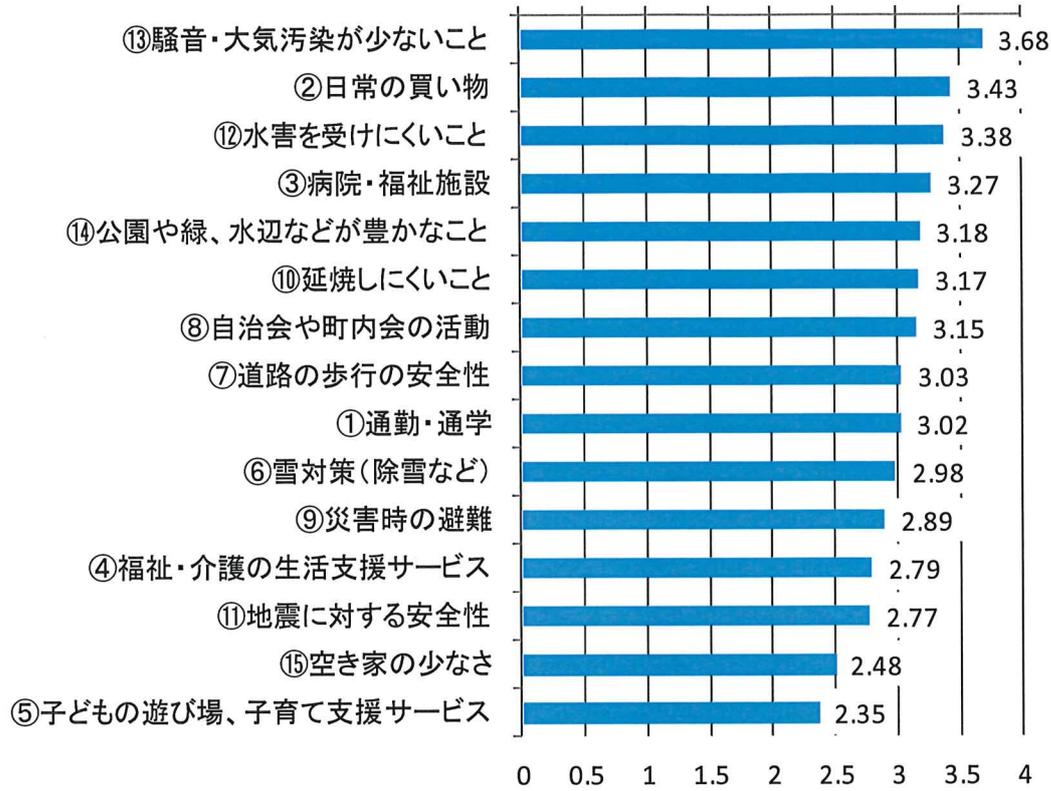
神岡地域



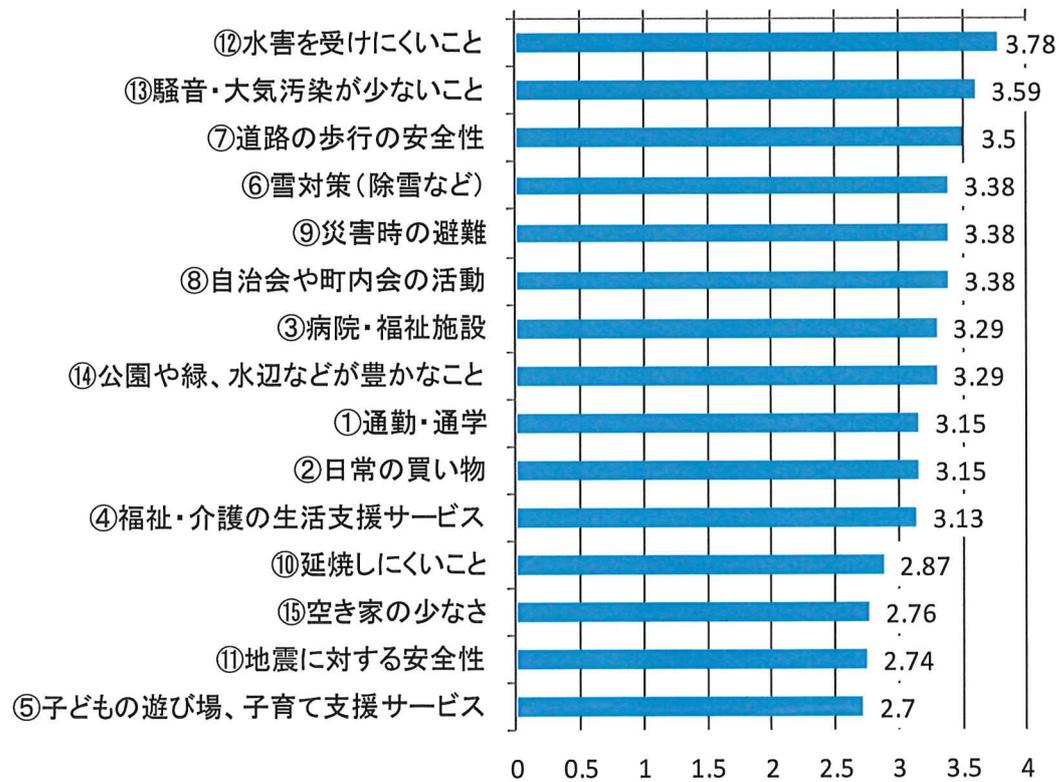
西仙北地域



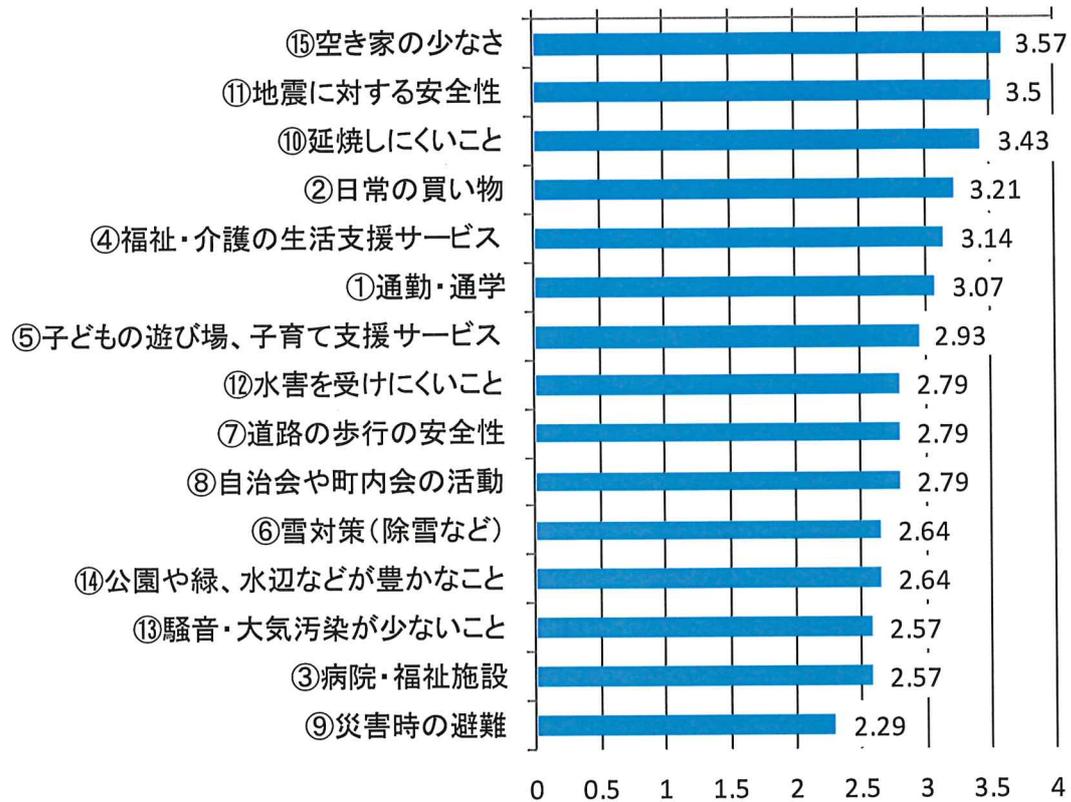
中仙地域



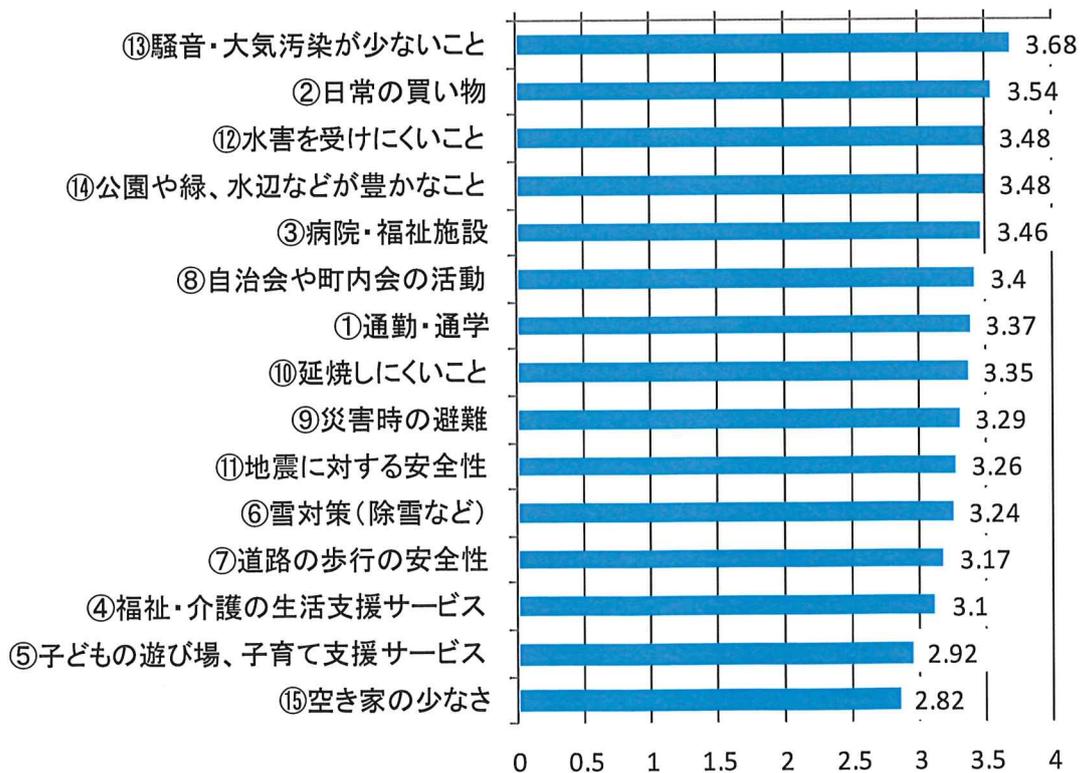
協和地域



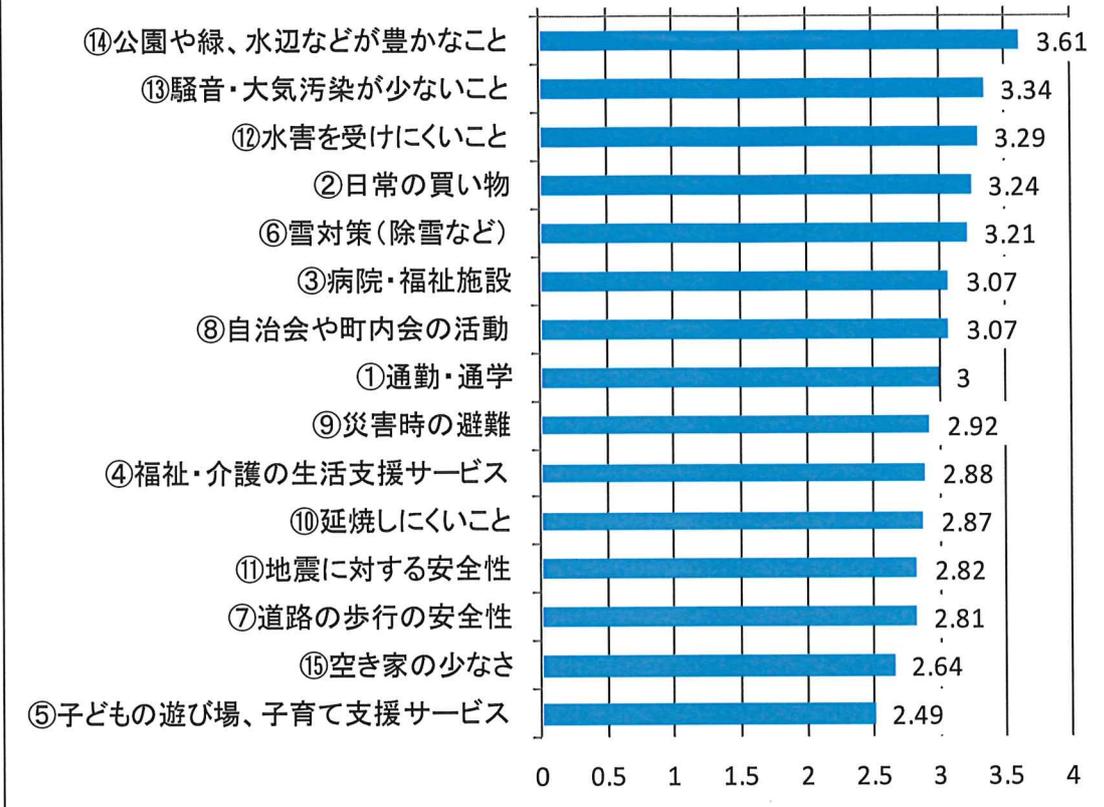
南外地域



仙北地域

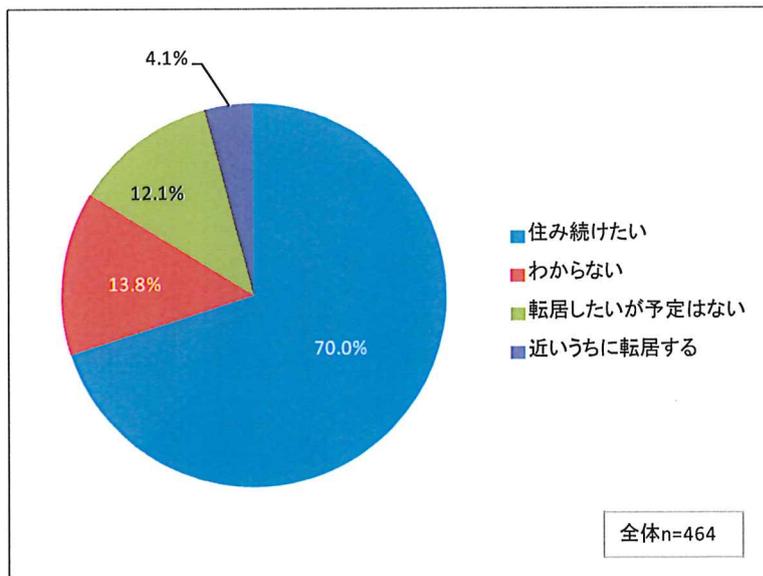


太田地域

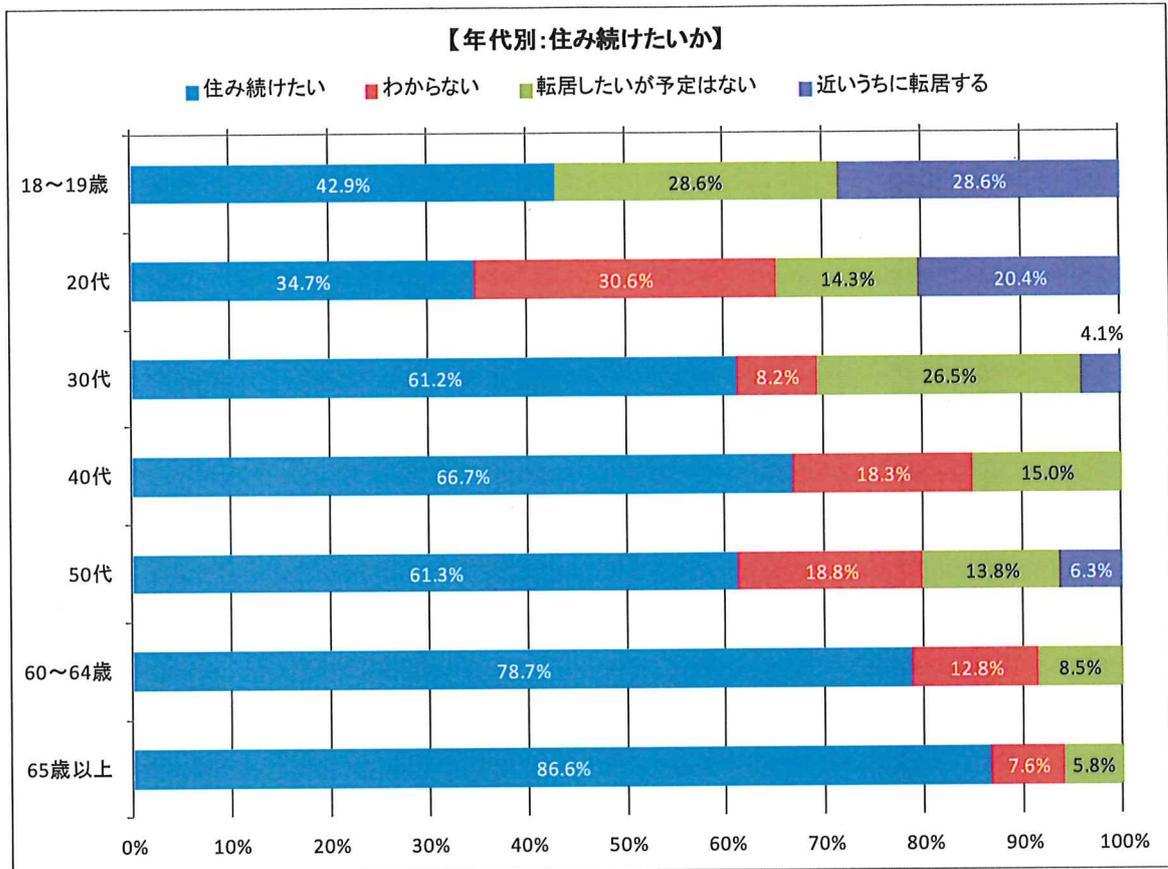


図表12 現在の住んでいる地域に今後も住みたいかどうか

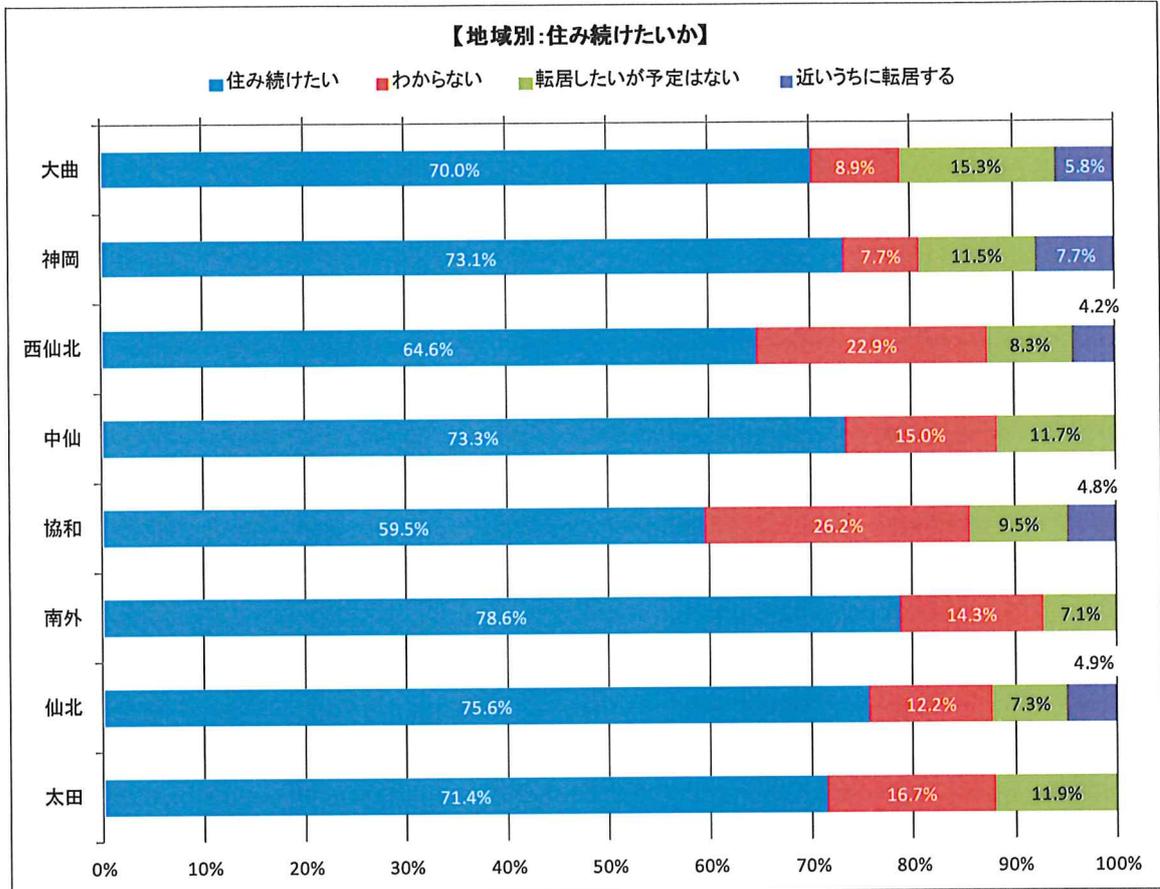
現在住んでいる地域に今後も住みたいと思っているかどうかの回答について、最も多いのは「住みたい」70.0%、次いで「わからない」13.8%となっています。



年代別に見ると、10代、20代は他の年代と比較して「住み続けたい」と思う割合が低くなっています。

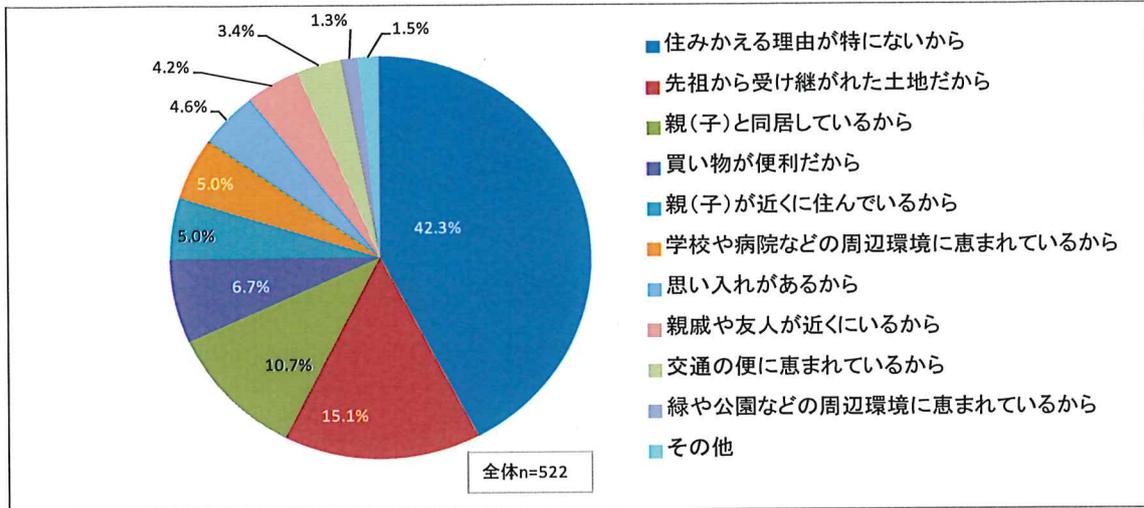


地域別に見ると「住み続けたい」と思う割合が70%を下回っているのは、西仙北地域と協和地域となっています。両地域は「分からない」と答えている割合が他の地域と比べて高くなっています。大曲地域、神岡地域では「転居したいが予定はない」と「近いうちに転居する」と答えた割合の合計が、他地域よりも高くなっています。

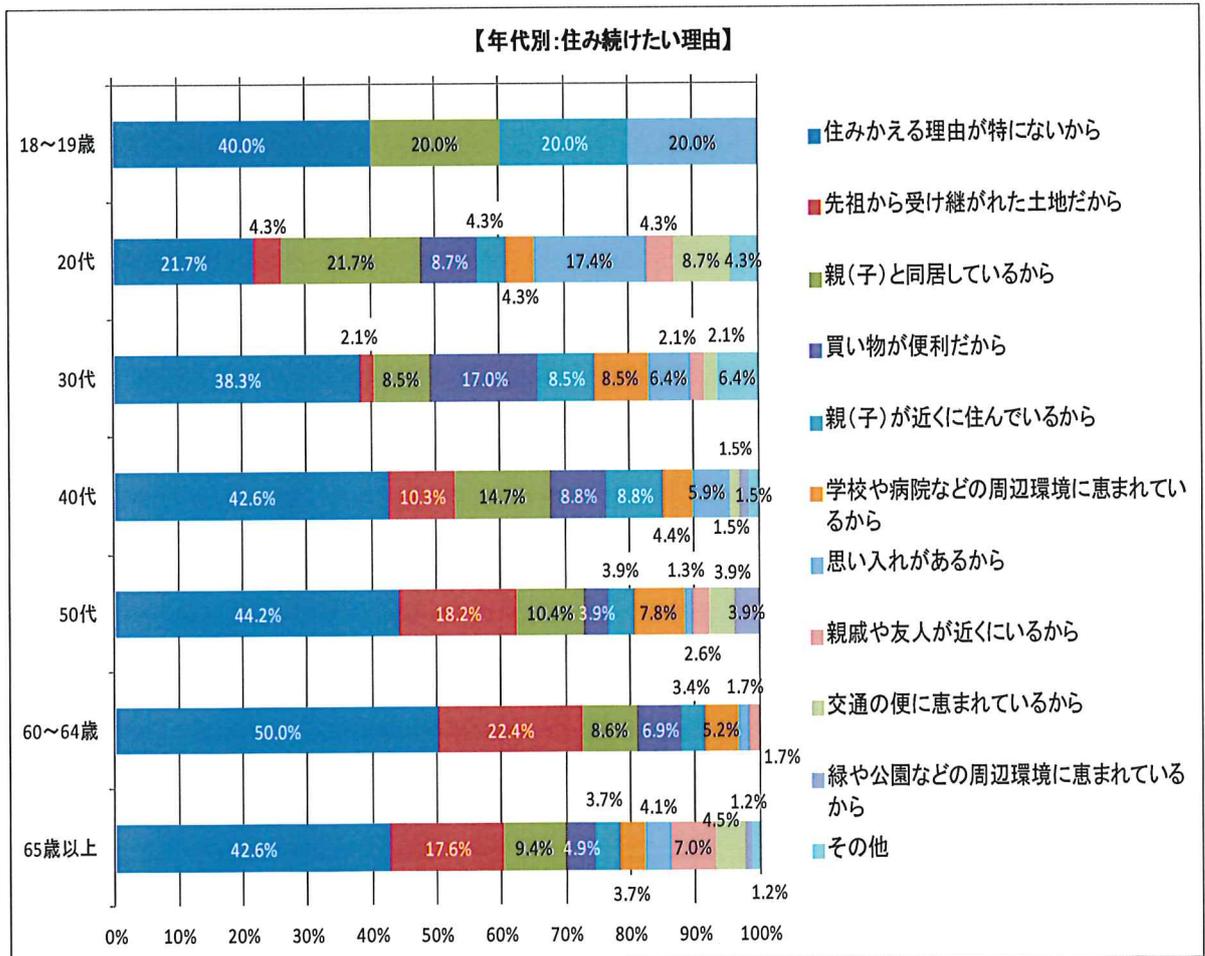


図表 1 3 現在の住んでいる地域に今後も住み続けたい理由

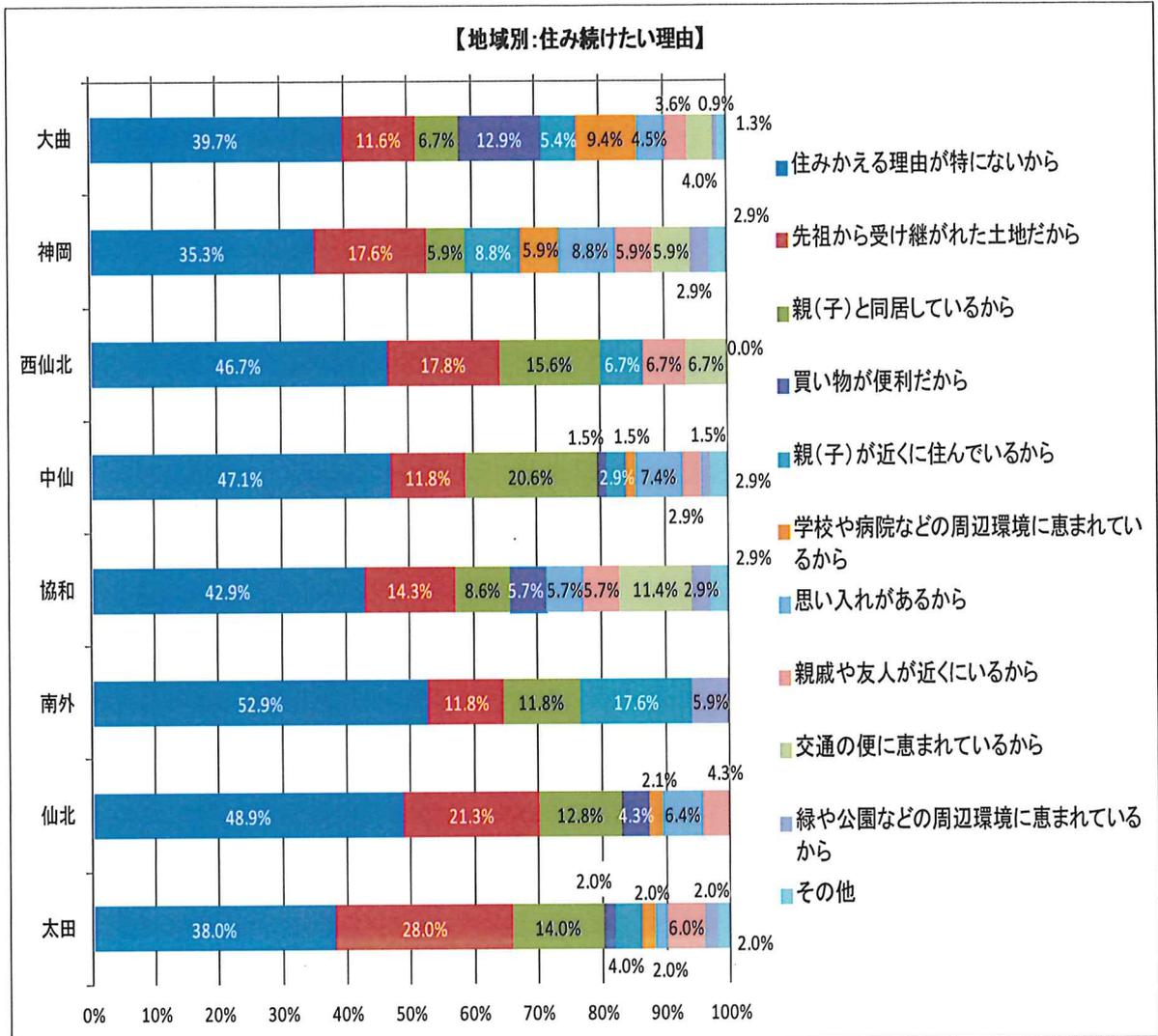
現在住んでいる地域に今後も住み続けたい理由で最も多いのは「住みかえる理由が特
ないから」で42.3%、次いで「先祖から受け継がれた土地だから」15.1%となっています。



年代別にみると「18～19歳」と「20代」においては、他の年代と比べて「親(子)と同居しているから」と回答した割合が高くなっています。

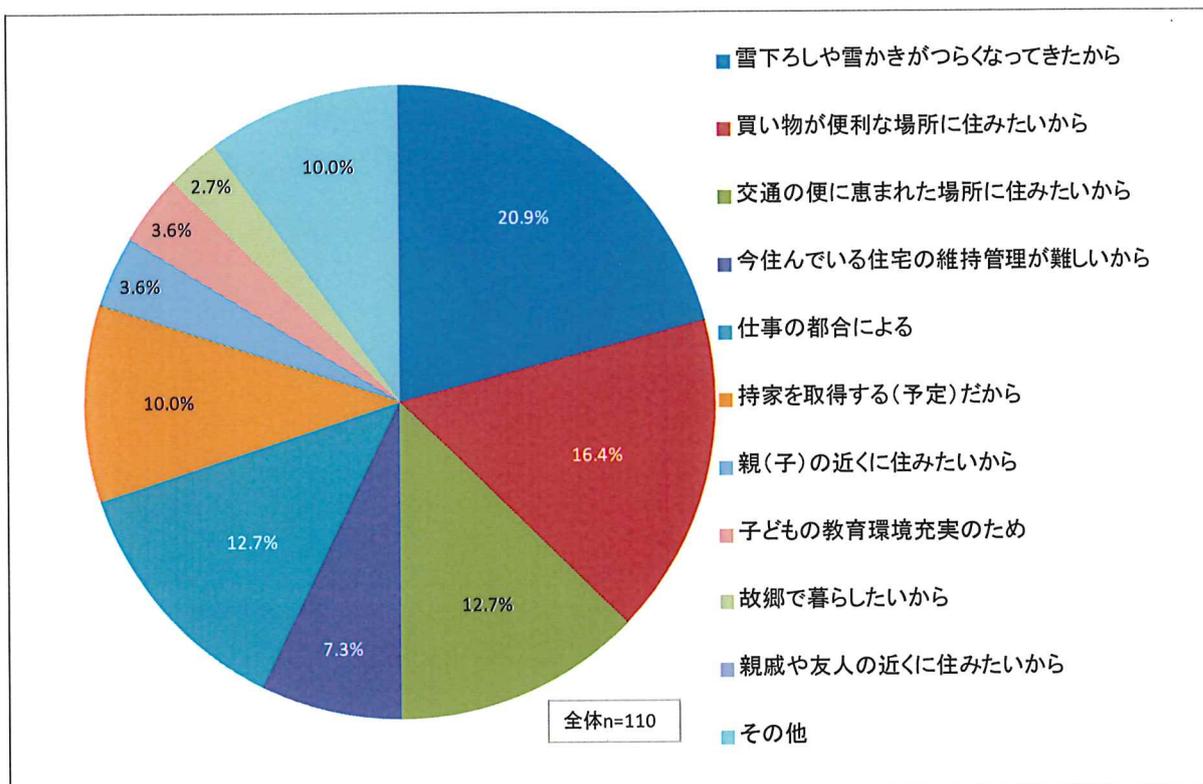


地域別に見ると、太田地域における「先祖から受け継がれた土地だから」と答えた方の割合が、他地域と比べると高くなっています。

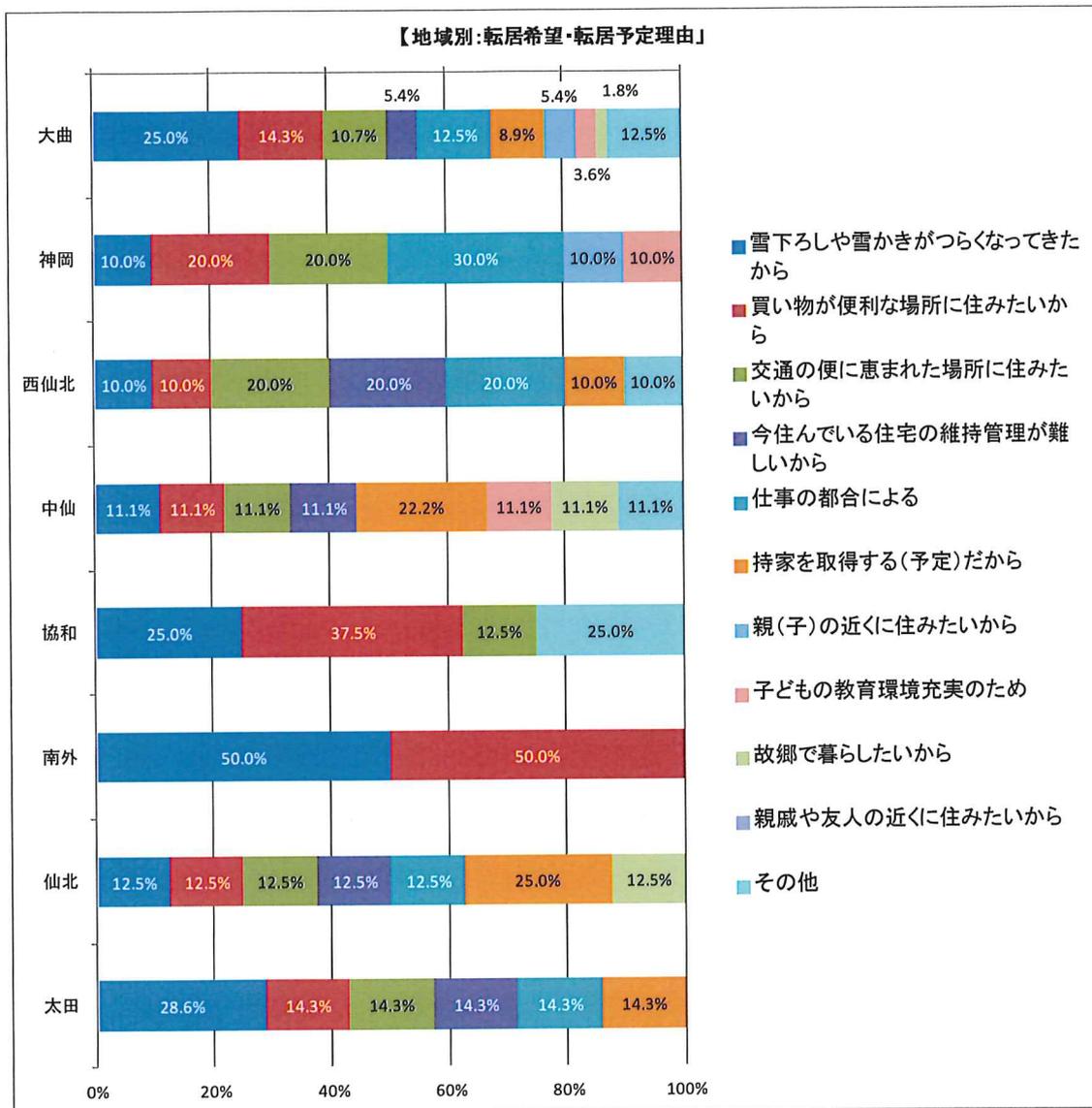


図表 1 4 現在の住んでいる地域からの転居希望、転居予定の理由

現在お住まいの地域からの転居希望や転居予定があるかたにその理由を聞いたところ、最も多いのは「雪下ろしや雪かきがつらくなってきたから」20.9%、次いで「買い物 convenient な場所に住みたいから」16.4%となっています。

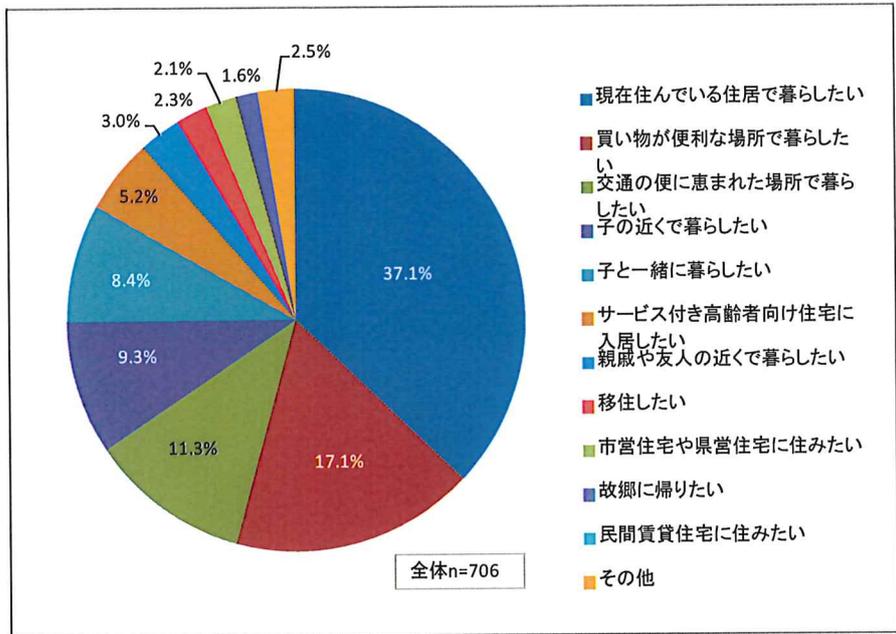


地域別に見ると、大曲、協和、南外、太田地域で「雪下ろしや雪かきがつらくなってきたから」と回答した割合が他地域と比べて高くなっており、協和、南外地域で「買い物が便利な場所に住みたいから」と回答した割合が他地域と比べて高くなっています。

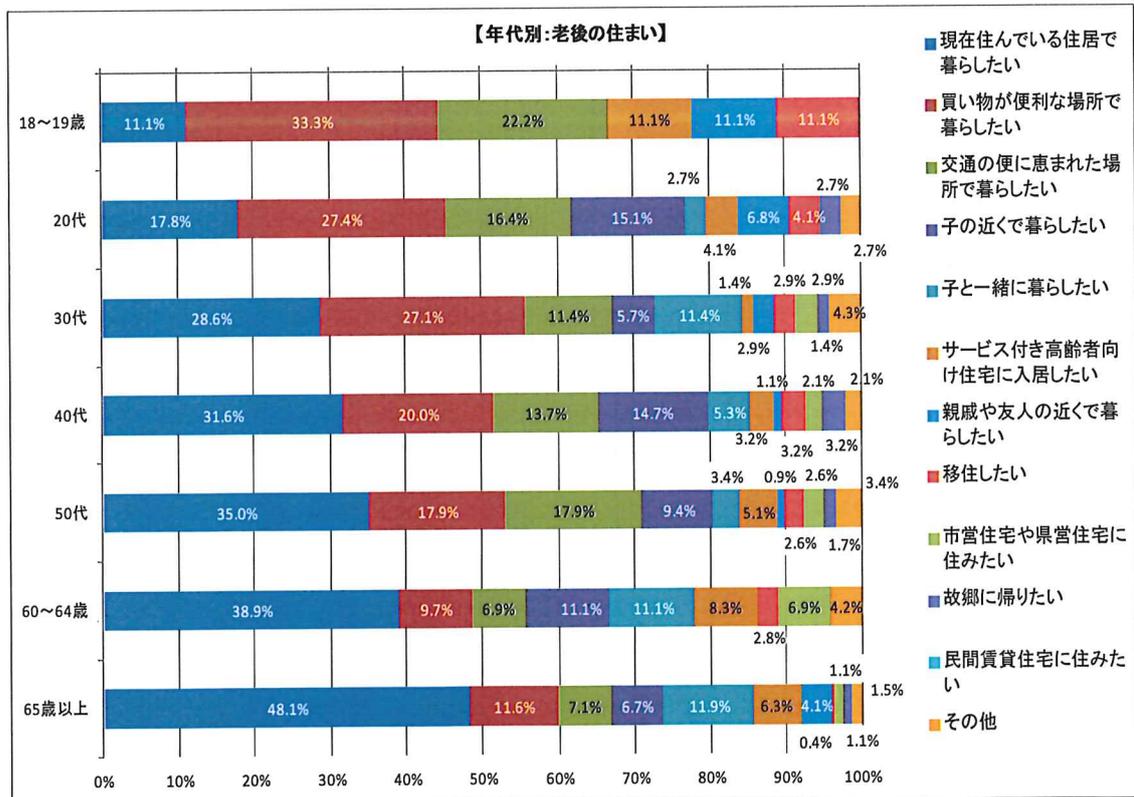


図表15 老後に暮らしたい住まい

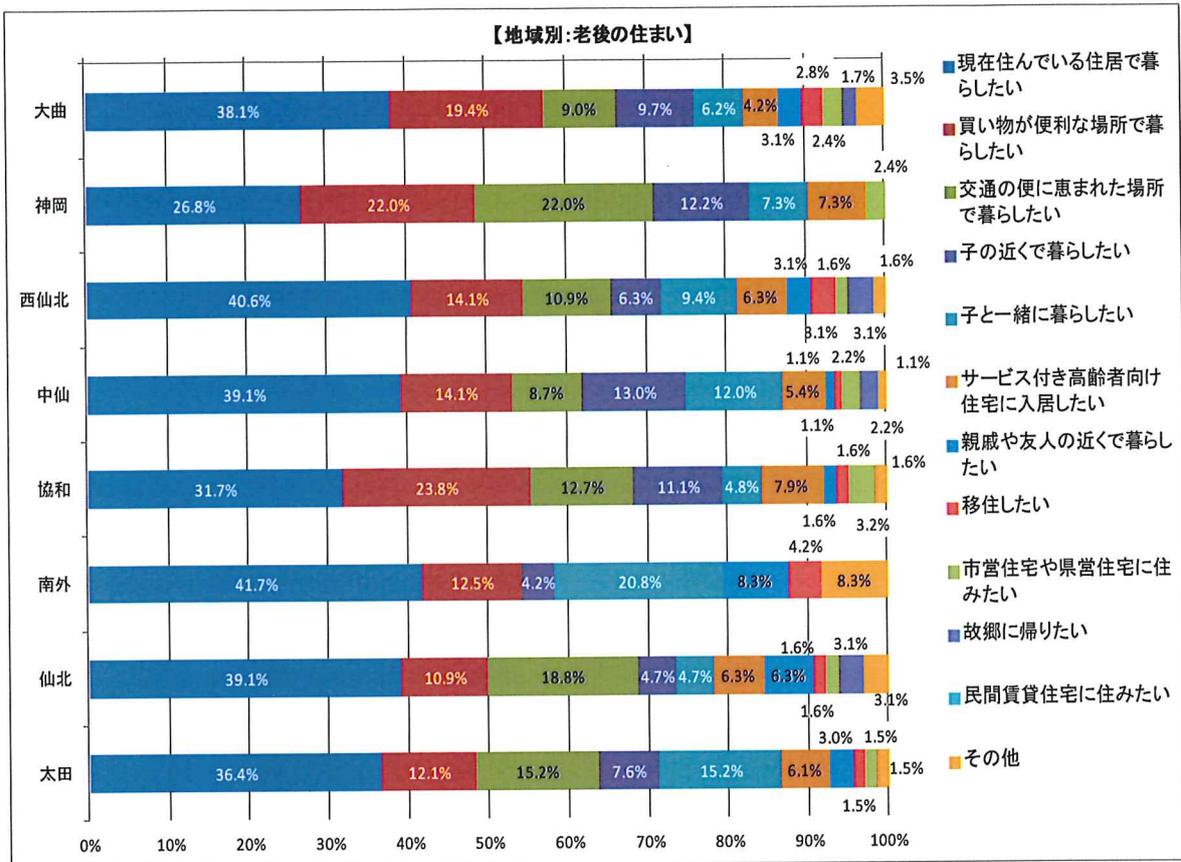
老後に暮らしたい住まいについて、最も多いのは「現在住んでいる住居で暮らしたい」で37.1%、次いで「買い物が便利な場所で暮らしたい」17.1%となっています。



年代別に見ると、年代が上がるにつれて「現在住んでいる住居で暮らしたい」と回答する割合が増えています。10～20代は「買い物が便利な場所で暮らしたい」と回答した割合が最も高くなっています。

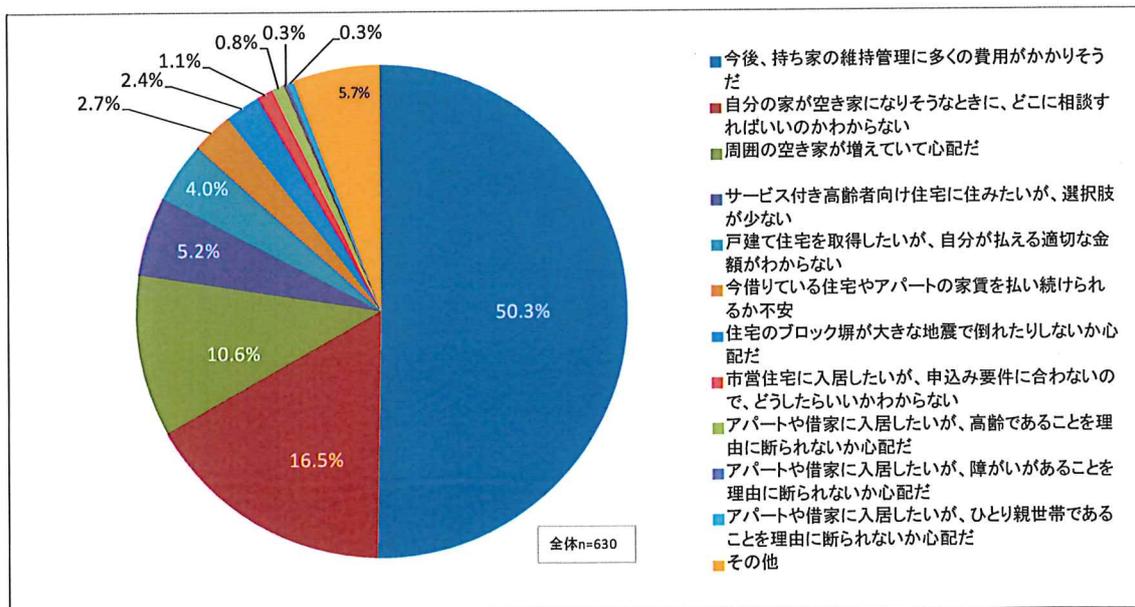


地域別に見ると、どの地域においても「現在住んでいる住居で暮らしたい」と回答した割合が最も高くなっています。

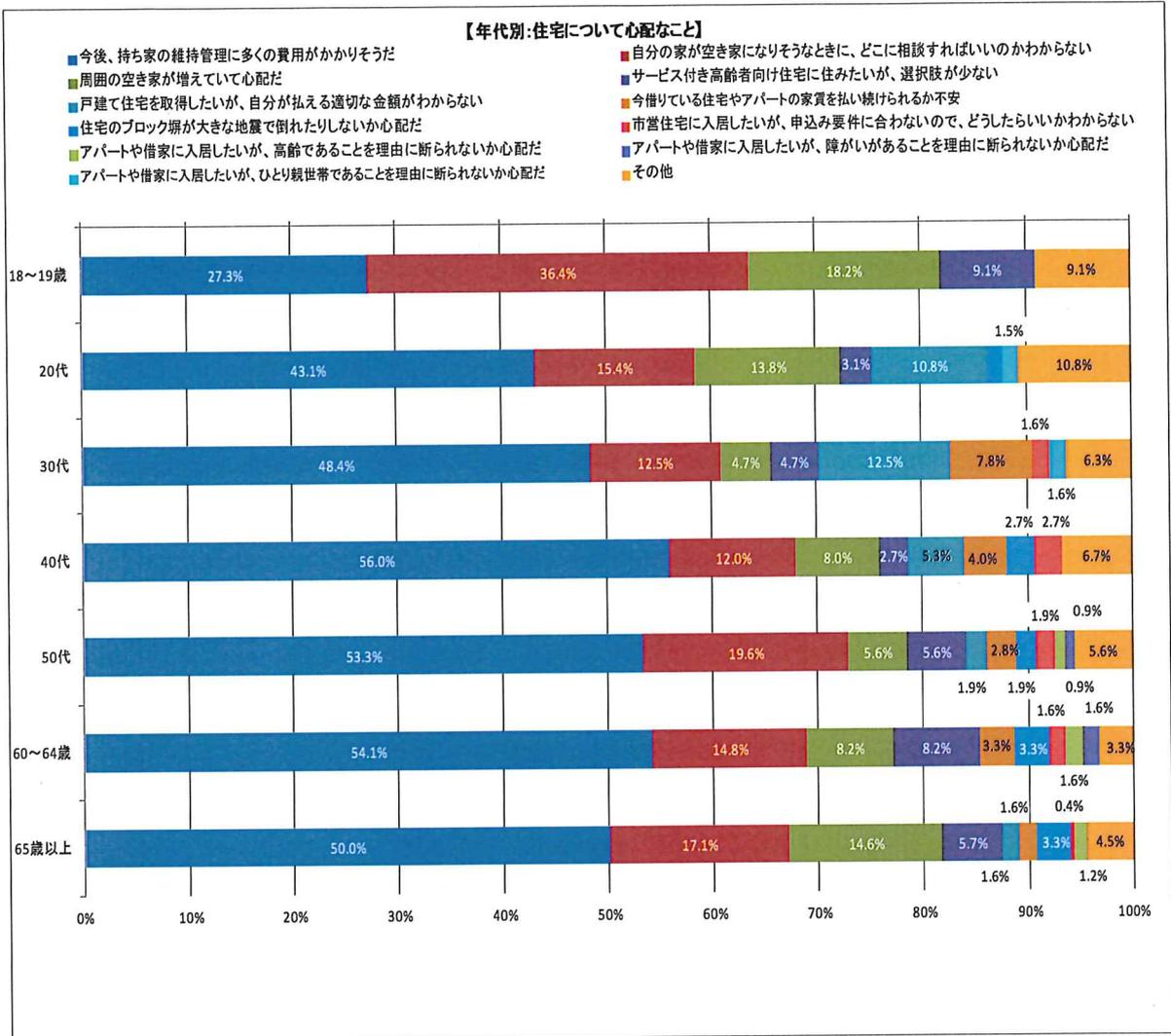


図表 1 6 住宅について心配なこと

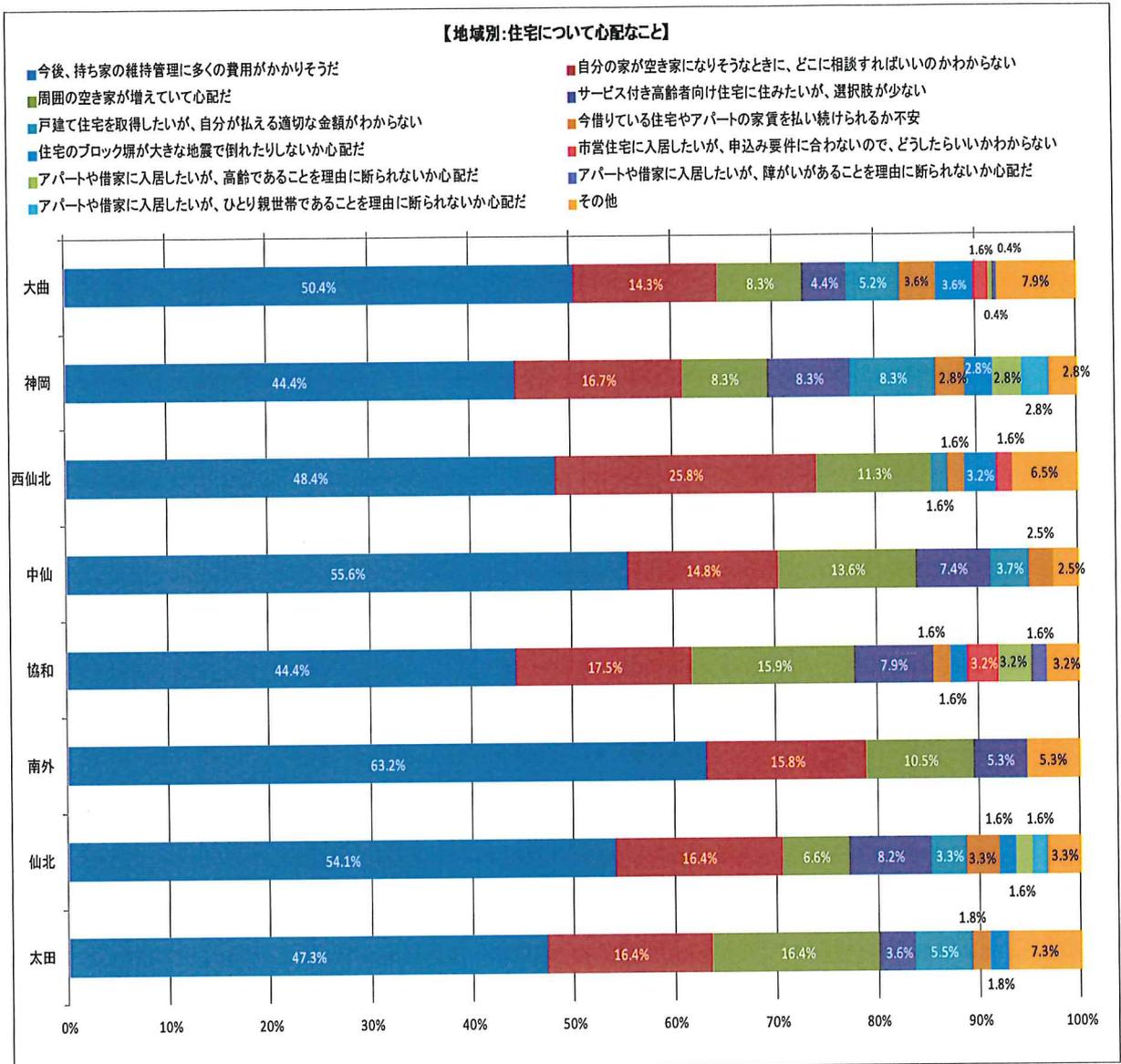
住宅について心配なことについては、最も多いのは「今後、持ち家の維持管理に多くの費用がかかりそう」50.3%、次いで「自分の家が空き家になりそうときに、どこに相談すればいいのかわからない」16.5%となっています。



年代別に見ると、20代以上は「持ち家の維持管理費用」について心配と回答した割合が最も高く、次いで「空き家相談」が2位となっています。

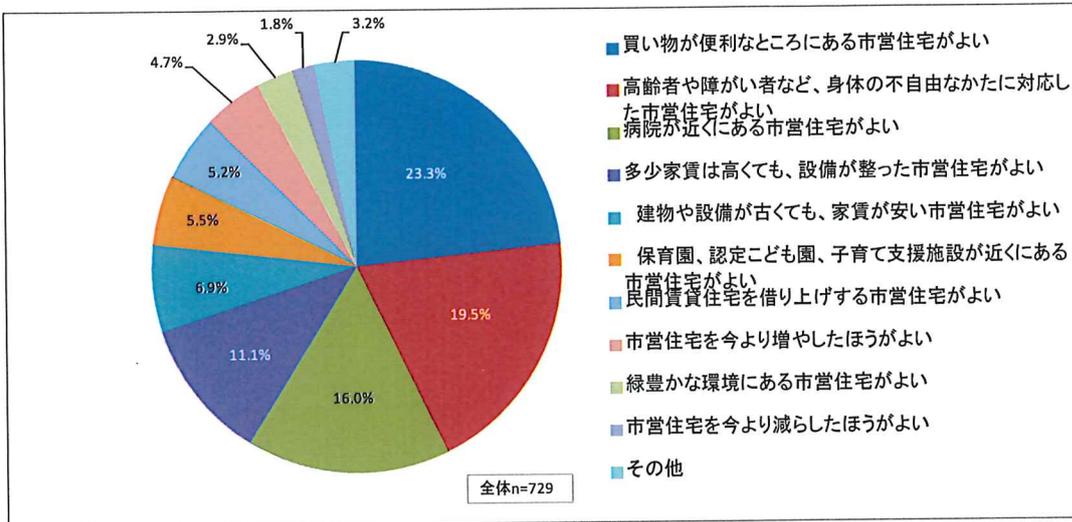


地域別に見ると、全ての地域で「持ち家の維持管理費用」について心配と回答した割合が最も高く、次いで「空き家相談」が2位となっています。

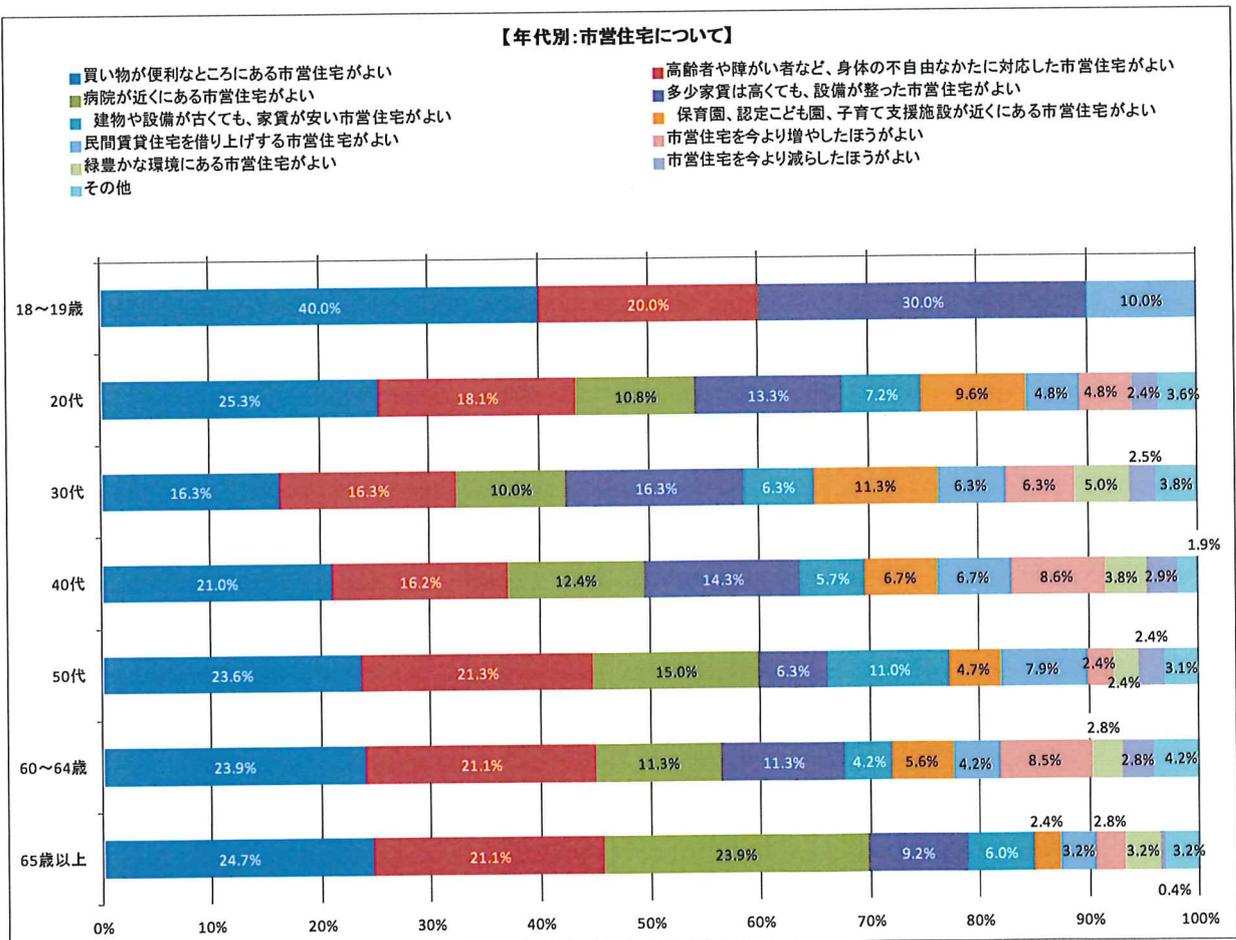


図表 17 今後の大仙市の市営住宅のあり方について

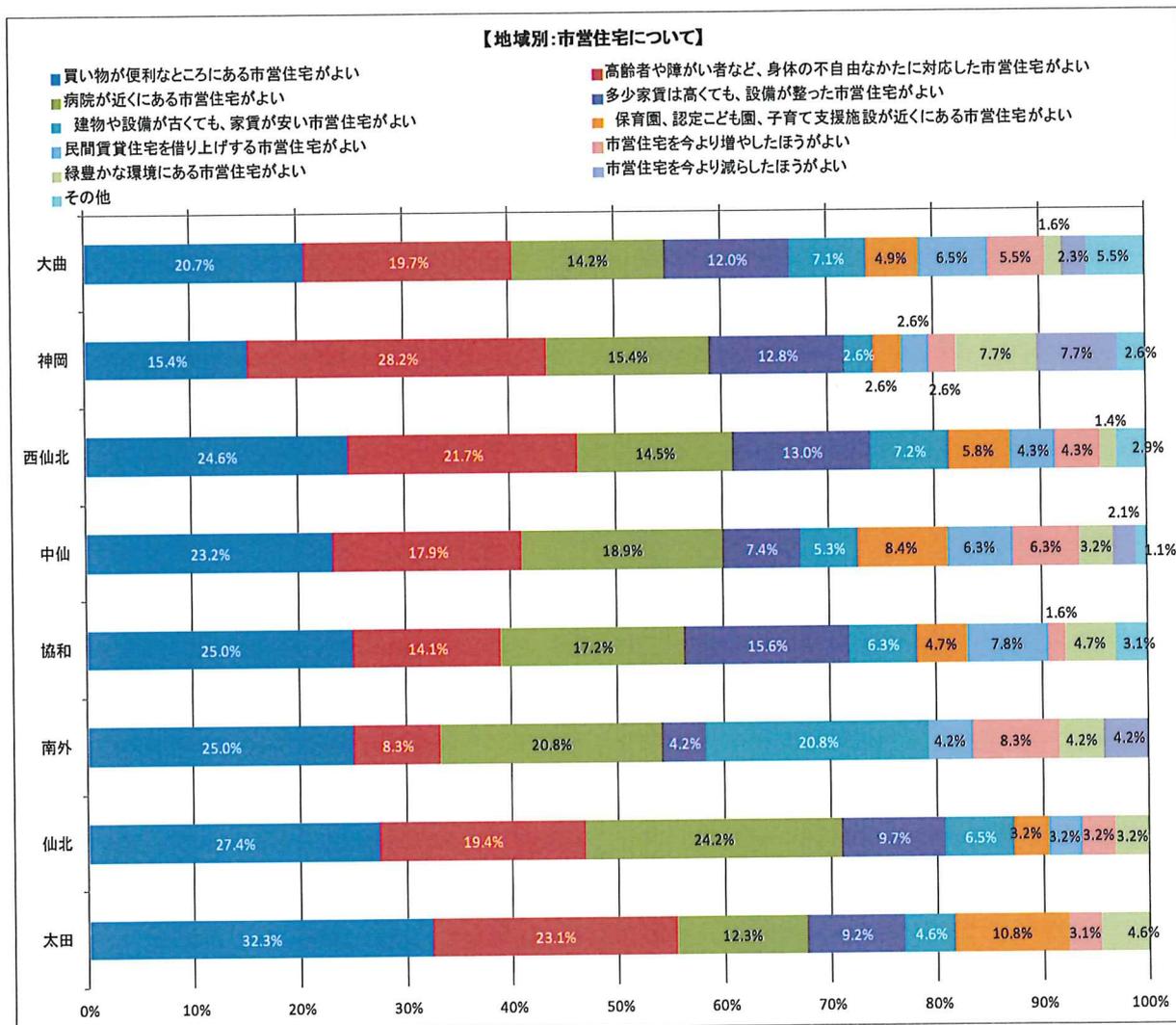
市営住宅のあり方について最も多いのは「買い物が便利なところにある市営住宅がよい」で23.3%、次いで「高齢者や障がい者など、身体の不自由なかたに対応した市営住宅がよい」19.5%となっています。



年代別に見ると、全ての年代において「買い物が便利なところにある市営住宅」と回答した割合が最も高くなっています。

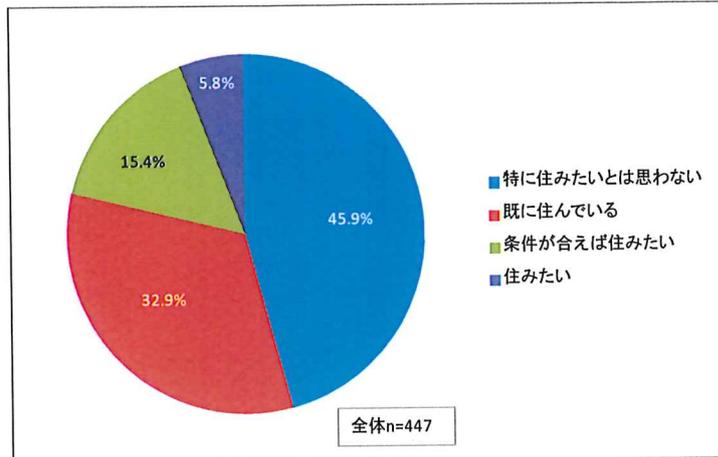


地域別に見ると、全地域において「買い物が便利などところにある市営住宅がよい」「高齢者や障がい者など、身体の不自由なかたに対応した市営住宅がよい」「病院が近くにある市営住宅がよい」と回答した割合の合計が、50%を超えています。神岡地域を除いた7地域において「買い物が便利などところにある市営住宅がよい」と回答した割合が最も高くなっています。協和、南外地域を除いた6地域において、上位3項目を占めているのは「買い物が便利などところにある市営住宅がよい」「高齢者や障がい者など、身体の不自由なかたに対応した市営住宅がよい」「病院が近くにある市営住宅がよい」となっています。

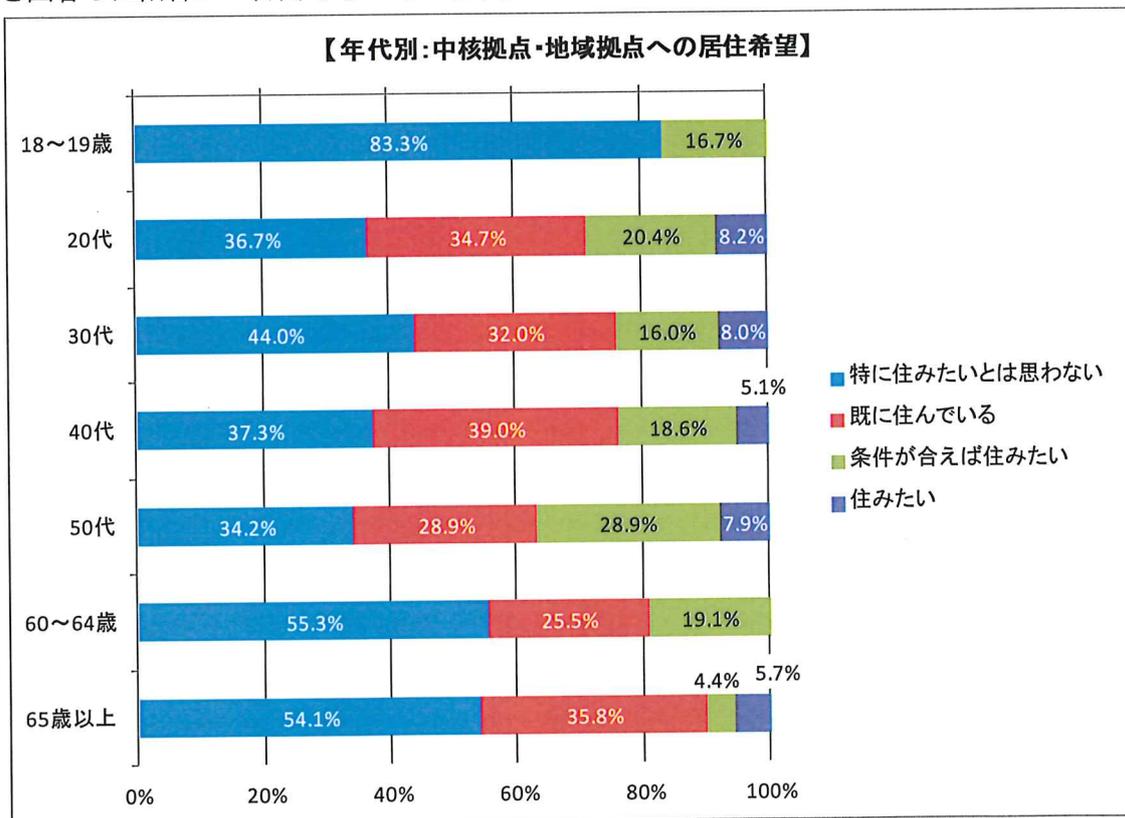


図表18 大仙市の中核拠点・地域拠点に住みたいと思うかどうか

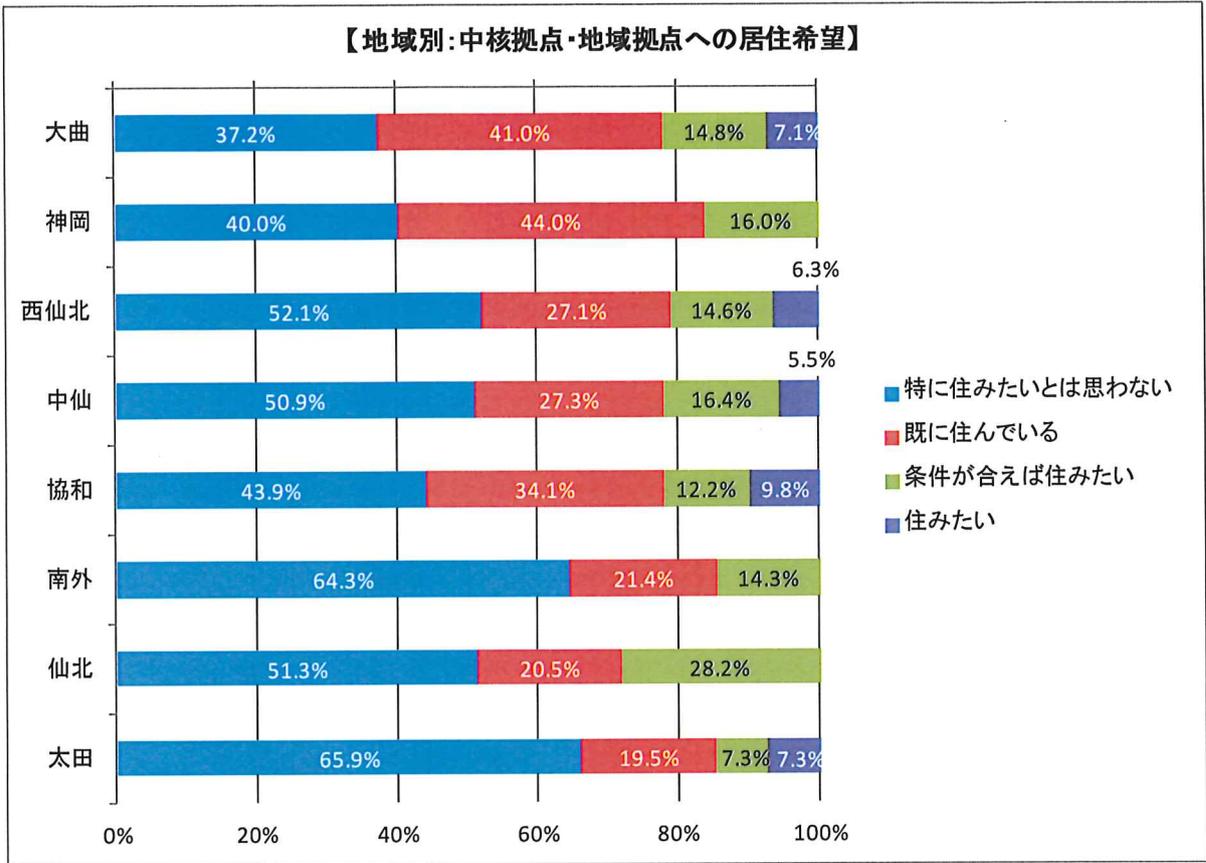
中核拠点・地域拠点に住みたいかについては、最も多いのは「特に住みたいとは思わない」45.9%、次いで「既に住んでいる」32.9%となっています。



年代別に見ると「既に住んでいる」を除けば、全ての年代で「特に住みたいとは思わない」と回答した割合が一番高くなっています。



地域別に見ると「既に住んでいる」を除けば、全地域で「特に住みたいとは思わない」と回答した割合が一番高くなっています。



主な自由意見

○空き家について

- ・今後、ますます空き家が増えてくることは、容易に想像できる。解体費用の支援や、解体後の土地の固定資産税が上がったりしないようにするなど、経済的な支援が必要だと思う。
- ・空き家を店舗にと考えていますが、どこに相談したらよいのか。
- ・旧大曲市内以外の地域は空き家が増えて、管理がされていない。今ある家（住んでいる人たち）、地域に目を向けて空き家を再利用し、昔からある街を活気づけることも考えて欲しい。市役所では空き家についての相談も受けているようだが、アピールも足りないと思う。
- ・子供がいないので、空き家になるのが気がかりだ（特に解体費用の件）。
- ・これからは空き家が増えていくと思うので大曲地域以外にも少し目を向けていただき、何か対策をしてほしい。
- ・空き家を解体したもの、解体したくても費用が高いため、なかなか解体にふみきれなかったため、補助金などがあると良いな、と感じた。
- ・祖父母がいなくなれば実家も空き家になる。解体を考えているが市からの金銭面の補助金があれば教えていただきたい。
- ・増えている空き家、周囲の草刈、虫の防除等に助成していただきたい。

○雪対策について

- ・交通量が多いため仕方がないのかもしれないが、大曲駅前の除雪がひどくて車の事故が起きてしまいそうで不安。もう少し丁寧に除雪していただきたい。
- ・除雪をもっとちゃんとしてほしい。横手・湯沢を見習って欲しい。
- ・冬の除雪、よくやってもらっている。
- ・高齢のために屋根の雪おろしが心配だ。
- ・主要道路だけでなく、枝葉の裏道も除雪してほしい。
- ・現在そのまま住み続けたいが2人暮らしで2人とも70才以上、雪おろしや除雪ができないので、将来的には集合住宅又は施設入所かと考えている。
- ・冬の道路の両端に設置する紅白の棒は目印になって非常に助かるが、もう少し数を増やして欲しい。特に、吹雪で見失うような箇所は設置の間隔を狭くして欲しい。
- ・ふきだまりのできる道路は除雪して欲しい。
- ・上手に除雪をしてくれるため助かっているが、回数が少ないため吹雪のときは道がなくなり通りづらいこともある。
- ・豪雪地帯なのだから、克雪、活雪し、市民みんなが安全に生活できるまちづくりをして欲しい。

○市営住宅について

- ・市営住宅は老朽化も進んでいると思うし、管理維持費用も多額の経費がかかると思う。民間のアパート等の建設も進んでいるので、市営住宅は、法に定められている通り、真に住宅に困窮されている方のための住宅で良いと思う。
- ・人口減少になり過疎地域に市営住宅は必要なのか。空き家をうまく利用してほしい。
- ・市営住宅の入居条件に連帯保証人がいることがあるが、親族が全くいない場合もある。そういった場合の代わりの保証がほしい。また、高齢になり、収入が下がっても借りられる住居や、市営住宅自体の数を増やして、住居に困らない体制を整えてほしい。

○都市基盤について

- ・今後少子高齢化が進行すると、郊外型の地域社会でなく、コンパクトシティ型（近くに病院、買物施設、公共施設、交通機関が揃う）の地域社会が必要になってくると思う。そのような形で計画を進められたい。
- ・高齢や障がい、いずれ免許を返却しなければならなくなり、買い物、通院等心配な事が沢山ある。子どもにも相談しながらやっていくが、市の職員とも相談しながら生活していこうと思っている。
- ・歩道が少なすぎる。
- ・車がないと、自由がきかない。
- ・バス路線が少なすぎて、使用できるかたは少なく、高齢者の行動範囲がせまくなっているように思う。高齢者が気楽に出かけられる（誰にも気がねなく）ように、大仙市全体を考えてほしい。
- ・車で運転できるあいだは特に不便は感じませんが免許返納となれば私の住んでいる地域は病院、買い物には不便な場所だ。
- ・大仙市で利便性を求めた所で都会には勝てないので、せっかくの自然を生かした、高齢者にやさしい街や、子育てにやさしい街など、大仙市ならではの街づくりに期待している。限られた市の財政状況だとは思いますが、長年大仙市に住んでいる自分としてはぜひ頑張ってもらいたいと思っている。
- ・今、住んでいる地域は自然豊かで水もおいしく、住みやすい反面、車がないとどこにも行けないのが不便であると感じる。
- ・持ち家であるので、住んでいる場所から転居することはないと思う。しかし、自動車の運転ができなくなってきた場合、バス停も遠く、買い物等不便するのでは。高齢化に伴い、交通機関の整備等お願いしたい。

○災害対策について

- ・頻繁に起きる風水害等でその都度怖く、安心できない日常だ。川の蛇行しているところにある住宅なので、堤防をしっかりとしたものにしてもらいたい。
- ・堤防が近くにあり堤防決壊で家は水没する危険性がある。特に心配なのは、内水による浸水。被害を受けないためには堤防を移動するか堤防よりも高い場所に移動するしかない。

- ・玉川の増水でどの様に水が地域に流れてくるか知りたい。

○その他

- ・今住んでいるアパートが水洗トイレになれば満足だ。
- ・今後、単身になった場合の高齢者の人々を、見守り出来るような地域になったら良いと思う。
- ・高齢になるにつれて、自分のこともできなくなることも多くなると思う。子どもと住めるかも分からないので、そういった時に、近隣の一人暮らしの境遇の人を集めて、市で管理人をおく等、孤立せずに助け合える住環境がほしい。
- ・自宅の近くは外灯が少なく、うす暗い。大通りから少しずれると外灯がなくなる。暗い道も安全に歩行できるよう外灯を増やしてもらいたい。
- ・現在住んでいる家に住めなくなった場合、賃貸住宅に住まなければならないそう。年金生活のことも考えると、安い家賃で住める良い住宅があるのか心配。

第2期大仙市住生活基本計画 <中間見直し>
令和8年3月

編集・発行 秋田県大仙市

担当課 〒014-0063 秋田県大仙市大曲日の出町二丁目8-4

電話 0187-66-4909

FAX 0187-63-4505

E-mail kenju@city.daisen.lg.jp
